

令和 7 年

三川町議会会議録

第 3 回議会定例会

令和 7 年 6 月 4 日 開会

令和 7 年 6 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 7 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 4 日 開 会

令和 7 年 6 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 4 日 (水) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・ 令和 6 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	4
・ 株式会社みかわ振興公社第 2 7 期決算状況並びに第 2 8 期事業計画の報告	5
・ 除雪車による物損事故について	5
・ ごみ収集車による物損事故について	5
議第 3 0 号 令和 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の承認について	7
議第 3 1 号 三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	7
議第 3 2 号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	9
議第 3 3 号 令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号)	1 1
議第 3 4 号 令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 1
議第 3 5 号 令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 1
一般質問 2 名	2 3

第 2 日 6 月 5 日 (木) 休 会

第 3 日 6 月 6 日 (金) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	5 2
---------------	-----

第 4 日 6 月 7 日 (土) 休 会

第 5 日 6 月 8 日 (日) 休 会

第 6 日 6 月 9 日 (月) 会議録第 3 号

一般質問	1 名	1 1 9
議第 3 6 号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の 設定について	1 3 1
議第 3 7 号	消防積載車購入契約の締結について	1 3 5
議第 3 8 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 3 9 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 0 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 1 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 2 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 3 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 4 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 5 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 6 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 7 号	三川町農業委員会委員の任命について	1 3 7
議第 4 8 号	令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	1 4 1
議第 4 9 号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 4 2

令和7年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年6月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企 画 調 整 課 長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
本間 純 建 設 環 境 課 長	渋谷 淳 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒田 浩 監 査 委 員	庄司 正廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	林	愛書	記
遠渡蓮	書記	佐藤裕太	書	記
高橋歩	書記			

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 6月4日(水) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 令和6年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告・ 株式会社みかわ振興公社第27期決算状況並びに第28期事業計画の報告・ 除雪車による物損事故について・ ごみ収集車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第30号 令和6年度三川町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第31号 三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第32号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第33号 令和7年度三川町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議第34号 令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議第35号 令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 一般質問 2名 |

○ 散 会

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから令和7年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、5番 小野寺正樹議員、
6番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る5月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認3件、令和7年度各会計補正予算3件、条例設定1件、事件案件1件、人事案件10件、以上18件があり、その他に諸般報告5件、一般質問8名であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日4日から9日までの6日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

1日目の本日は、諸般報告を行った後、専決処分の承認3件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和7年度各会計補正予算3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、一般質問は、8名の議員から通告があり、本日は、通告順に2名の議員が一般質問を行い、これで本会議は散会となります。

2日目の5日は、本会議は休会となります。

3日目の6日は、午前9時30分から本会議を開き、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

4日目の7日、5日目の8日は、本会議は休会となります。

6日目の最終日、9日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について、1名の議員が行います。次に、条例設定1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、人事案件10件が一括上程され、質疑、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありません。

んか。

(異議なしの声あり)

- 議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの6日間に決定しました。
- 議長(町野昌弘議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。
初めに議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。
9番 鈴木重行議員。
- 9番(鈴木重行議員)

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目的

住民の代表機関として町村議会が果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和7年5月27日(火)

3. 参加者 町野昌弘議長 鈴木重行副議長

4. 研修地 東京国際フォーラム ホールA

- ##### 5. 研修内容
- ① 講演 「地方公共団体における防災・減災対策及び災害時の役割と総合防災情報システムの活用」
 - ② 講演 「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」
 - ③ 講演 「災害と議会・議員の役割」

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和7年6月4日

三川町議会

副議長 鈴木重行

- 議長(町野昌弘議員) 次に、町当局より「令和6年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算

書」の件、「株式会社みかわ振興公社第27期決算状況並びに第28期事業計画」の件、「除雪車による物損事故について」、「ごみ収集車による物損事故について」、以上4件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 令和6年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

諸般報告資料の通しページ1ページをお開きください。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和7年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算並びに令和7年3月24日付けで専決処分いたしました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和6年度において本年度に繰り越しました事業は、住民税非課税世帯給付金給付事業、土地改良施設整備事業、物価高騰家計応援クーポン券発行事業及び道路舗装事業であります。

なお、繰越額等につきましては、お手元に配布の計算書のとおりでございますが、住民税非課税世帯給付金給付事業につきましては、令和7年3月24日付けで専決処分いたしましたものであります。

次に、株式会社みかわ振興公社第27期決算状況並びに第28期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

諸般報告資料の通しページ5ページをお開きください。

いろり火の里施設につきましては、日頃より本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用、ご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

第27期にあたります令和6年1月から同年12月までの決算状況についてであります。新型コロナウイルスの影響が薄れ、経済活動が活性化する一方で、物価の上昇や働き方改革への対応など、急激な改革を求められています。また、なの花温泉田田では、1月中旬から3月中旬にかけて岩風呂天井修繕工事を実施したことにより、お客さまへ多大なるご不便をおかけするとともに、利用人数に大きく影響を受けたところであります。

このような状況における対策として、町からは指定管理料の増額と改修工事に伴う減収補てんと経営基盤強化を目的とした助成金の交付をいただきました。そのような中、みかわ振興公社は入浴回数券の特別値引き販売の定期化や、値上げが相次いだ宿泊業界の中で価格を据え置いた低価格プランの提供、さらに飲食部門では送迎の付加価値をアピールするなど、利用者獲得の施策に取り組んだところであります。そのことにより、宿泊部門は若干の前年割れが生じたものの、飲食部門においては利用者数の大幅な増加となりました。一方、入浴部門においては天井工事期間の影響により大幅な利用人数が減少したところであります。施設全体としては経常利益を計上したところであります。

具体的には、第27期みかわ振興公社経営概況と決算報告書の4ページ、通しページでは8ページ、部門別の5期売上高推移に示しておりますが、施設全体の売上高は2億5,484万9,595円で、前期との比較では2,121万円余り、9.0%の増加となったところであります。

一方、販売費及び一般管理費につきましては、決算報告書の5ページ、通しページの9ペー

ジにありますように、2億2,895万8,305円となり、前期と比較して2,267万円余り、10.9%の増加となったところであります。

決算報告書の9ページ、通しページの13ページをお開きください。

その結果、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は損益計算書の最下段にありますとおり42万5,469円の黒字となりました。繰越利益剰余金の当期末残高は決算報告書の10ページ、通しページの14ページに記載のとおり1,836万8,203円のマイナスとなり、純資産合計は1,233万1,797円に微増したところであります。

通しページの21・22ページをお開きください。

続きまして、第28期、令和7年の経営方針でございますが、石風呂改修工事後の入浴者数の回復に重点を置いた施策を展開するとともに、なの花ホール及び道の駅部門における展示会やイベント開催による利益確保と、平日利用の重点的な強化が必要と考えております。具体的な収支計画書の目標金額につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後程ご覧願います。

みかわ振興公社といたしましては、引き続き、いろり火の里施設のにぎわいの回復と、町民の方々や利用者から満足していただける経営を目指し、社員一同、英知を結集して前進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます報告といたします。

次に、除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安全・安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであり、損害賠償の内容が合意に至った件について、ご報告申し上げます。

その内容につきましては、令和7年1月10日、午前11時30分ごろ、横山下地内において、除雪車が作業中に宅地の土間コンクリートに損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額、4万6,932円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

次に、ごみ収集車による物損事故について、ご報告申し上げます。

快適な暮らしとごみの適正処理を推進するため、町内におけるごみ収集体制に万全を期しているところでありますが、令和6年度末において、町有ごみ収集車による物損事故が発生したものであります。

その概要につきましては、令和7年3月19日、午前8時30分ごろ、土口地内において土口町内会が所有するごみステーションにごみ収集車が接触し、損傷を与えたものであります。

本件は、ごみ収集車の過失により損傷を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の7万5,900円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、町有自動車の運行につきましては、安全な運転に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 日程第4、議第30号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第30号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月24日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議第30号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第9号）」であります。令和6年度一般会計予算における繰越明許費の追加であります。本案につきましては、本議会定例会の諸般報告において地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議案上程前ではありますが、繰越明許費繰越計算書により報告いたしましたものであります。その内容は、住民税非課税世帯給付金給付事業に係る579万7,000円を追加いたすものであります。

なお、本案につきましては、繰越明許費の追加であることから、令和6年度の歳入歳出予算の予算総額には変更はないところであります。

以上よろしくご審議くださいまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第30号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第5、議第31号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年4月1日からJETプログラムにおける招致外国青年の報酬額が改正されることに伴い、本条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

JETプログラムにおける招致外国青年については、全国的に円滑な斡旋を行うために報酬額を統一的に設定しているところであり、昨今の民間の給与や地方公務員の給与動向等も踏まえ、当該報酬額を改定するよう要請があったところであり、本町に派遣されている外国語指導助手については、会計年度任用職員に含まれることから、本条例に定める報酬額の上限額を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 本議案について報酬額の改定という内容についてであります、報酬額の改定ということであれば極めて珍しい専決内容かなというように認識しているところでもありますけれども、当然国全体での海外派遣、招致外国青年の報酬が引き上げられるというようなことでの動きがあった経過によるものと思っております、その一連の経過等について時系列で説明をお願いいたしたいと思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいまご質問がございました招致外国青年に関しましての報酬の改定に伴う時系列での経過ということでもございました。経過といたしましては、令和7年1月6日付で総務省及び外務省、それから文部科学省の方からJETプログラムの運用改正についてということでのお知らせがございました。その段階ではまだはっきりと確定したものではないというように認識はしておりましたが、昨今の給与の傾向でありましたり、地方公務員等の給与の動向等を踏まえまして、当該の報酬を見直すべきというような考えが示されたことを受けて、それぞれ各市町村の方に伝達があったということでもございます。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 今の説明からいきますと、1月6日にこの事案がキックオフされたということからすれば、当然3月議会に間に合いそうな認識を受けるわけですが、具体的な日程等を表示されませんでしたけれども、国からの引き上げが必要であろうというような意向を把握したのはいつごろなのか。補足説明をお願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 国からの通知につきましては、先程申しましたとおり、1月6日の段階でこのJETプログラムの運用改正ということでのお知らせは受けていたところでもございますが、金額等々のはっきりとした確定という部分につきましては、こちら側で把握したのが、はっきりとこちらの方でも覚えていないところでもございますけれども、3月の議会定例会近くになってからというように把握をしているところでもございます。

そういった中で3月議会の方にこの案件につきまして上程すべきであるというご意見は

もっともなところでございますけれども、はっきりとした JET に関しましての報酬額の確定が分かった段階で、4月1日からの施行というのがはっきり分かっていたところでございましたので、今回3月の専決での上程という形をとらせていただいたということでご理解いただきたいと思ます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 経過は理解できました。問題は今度予算的な部分になりますけれども、当初予算の編成が終わっているわけですので、この引き上げ額に伴っての予算的な措置についてはどのような対応を考えているのか説明をお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 当初予算に関しましては、一応見込みとしてだったところがございますけれども、引き上げる部分については当初予算にすべて反映になった形で提案をさせていただいたところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第31号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第6、議第32号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第32号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」等が、令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたところであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う所要の規定の整備、二輪車の車両区分の見直し及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例等の改正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 所管の課長の説明を求めます。本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） それでは、私の方からただいま上程されました議案の内容についてご説明申し上げます。補足説明資料もあらかじめお配りしておりますが、この度の改正は地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴うもので、主な改正点として、まず公示送達につきまして、現在、庁舎掲示場に掲示をしておりますが、インターネットによる公示送達もできるようにするものであります。

次に、個人町民税の申告等における所得控除について、大学生年代の子等の年収要件を188万円までとする、新たな特定親族特別控除の創設に伴う規定を整備するものであり、また軽自動車税における種別割の区分改正に伴い、二輪の原動機付き自動車の区分に新たに総排気量が0.125ℓ以下、かつ最高出力4.0kW以下の区分を追加すること、さらに加熱式たばこについて、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しにより換算方法の規定を追加するものであります。以上となります。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今回の改正内容のうち詳細について確認したいんですが、二輪の125cc以下の区分について、すでに125cc以下でなおかつ1kW以下という区分で、それ相応に税率が設定になっているわけですが、今回の4kW以下のものというような新たな車種といってしまうのか、形状のものという区分が出てきたのか。その具体的な内容等、この課税対象になる物件の内容等について説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 今回のものにつきましては全く新しいものになります。現在のナンバープレート、白のナンバープレートございますけれども、こちらは50cc相当のバイクになりますけれども、環境基準を満たさなくなるということから新しいものを開発するというので、現在大手メーカーの方で、令和7年11月からの販売を予定しているものになるそうです。その新しいものに対応するための追加となります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 税条例の改正ということで様々改正されるようですが、所得税に係る件について少しお伺いしたいと思います。国の方でも人手不足、労働力の減少ということで、大学生をはじめとする多くの方々、労働時間を長くできるような改正と理解しておりますが、基礎控除、所得控除等を上乘せして労働時間を増やすということですが、所得税や年末調整、また町民税等へ影響があるのかと思います。この辺、いつの年度からの分に反映されるのかお伺いしたいと思います。

また、本町といたしましては、働く大学生に対応する特定扶養親族という方はあまり多く

はないかとは思いますが、税金への影響というものはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 所得税、特定親族特別控除の導入に伴うものでございますけれども、現在のところ22名ほどがこの対象となって増える見込みとしております。その町民税の減収ですけれども、精査につきましてはこれからにはなるところでございますが、現在のところ150万円相当と見込んでいるところでございます。議員おっしゃるとおり働き手不足の解消に伴う今回の所得税改正に伴う地方税の改正となっているところでございます。年度につきましては、三川町の町民税になりましては、令和8年度、来年度になる予定でございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第32号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第7から日程第9までの、以上3件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7から日程第9、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第7、議第33号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第34号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第9、議第35号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第33号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、議第34号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」及び議第35号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第33号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第1号）」であります、既

定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,317万3,000円を追加し、補正後の予算総額を55億1,517万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については、企画費、電子計算費、税務総務費、戸籍住民基本台帳費の追加補正。3款民生費については、社会福祉総務費、保育費の追加補正。6款農林水産業費については、農政対策費の追加補正。8款土木費については、住宅管理費の追加補正であります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。また、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により起債限度額を3億3,630万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第34号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、補正後の予算総額を6億9,230万円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、賦課徴税費を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第35号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の予算総額を1億1,900万円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、徴収費を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から2点お聞かせ願いたいと思います。

ページ数で歳出の7ページからお願いしたいと思います。民生費の中の3款2項3目保育費、工事請負費に関しまして200万円の支出があるようですけれども、こちらに関しましての内容をまずはお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、その下の、同じく7ページの6款1項7目の農林水産業費の中の説明の中で農政対策費、山形のうまいもの創造支援事業費補助金1,000万円、こちらに関しましての内容もお聞かせ願いたいのですけれども、こちらに関しましては、小麦の製粉機に関しまして導入したといった内容を事前にお聞きしましたけれども、実際小麦に関しましての需要などあれば、どのような動向がなっているのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子子育て支援室長） 平成13年にみかわ保育園・幼稚園が整備されてから約20年余り経過し、経年劣化による設備等の改修が必要になっており、昨年度大規模改修

の設計業務を実施し、年次的に今年度から改修工事を実施しているところでございます。今回は今年度の計画になかったみかわ保育園棟の一時保育室及びチューリップ組の保育室のエアコンが故障したということで計上させていただきました。これから暑くなってくる中で園児たちの安全に関わる問題として喫緊の対応が必要であると認識しております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 山形のうまいもの創造支援事業の補助金についてお答えいたします。農業者自らが行う6次産業に向けた取り組みのために必要な機械の導入に対して支援するものであり、所要額、事業に要する経費と3,000万円のいずれか低い額の1/3を補助金として交付するものでございます。事業者の計画内容を確認したところ、山形県内で県産小麦の需要が非常に高まっているということで、現在庄内のラーメン店からの引き合いが多くなっているということで聞いております。そうしたことから、現在使用している石臼引きの製粉機をより真っ白な粉が生成できるロール式のものに変更し、製粉機を導入したいという内容でございました。以上であります。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 分かりました、ありがとうございます。まず初めに、保育費の工事請負費に関しまして、今答弁の中では20年余り経過してきたといった中で、調べてみますとやはり25年経過しておりました。その中でもやはり実際エアコン自体がどのくらい持つのか私も定かではありませんが、今答弁にあったとおり、夏場のエアコンの故障に関しては、特に子どもがいる部屋といった部分で大変やはり緊急的に考えた場合、命の危険も疑われることもあるかと思えます。そういった問題を事前に、今も答弁の方で、今後もチェックをしながら計画的に更新をしていくといったような話でしたけれども、そういった部分に関しまして多額の費用も発生するわけではあります、やはり命には変わるものはないので、25年と言わず早め早めの対応を計画的にお願いしたいと思えますし、また特に夏場もそうですし、エアコン自体が冬場の対応になっているのか少し定かではありませんが、夏場そして冬場の対応も含め、25年経過しているというのはやはり新しくしなければならない部分が大いに見つかってくると思えます。

特に保育園・幼稚園に関しましてはLEDの交換、また、屋根の交換等でも多額の費用が発生しておりました。しかしながら、やはり順番を変えても、そういった命を危機にさらすことのないように、対応を今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、山形のうまいもの創造支援事業、今答弁の方では小麦の機械に関して、県産小麦の引き合いが強いといったような話がありました。こちらに関しまして私も記憶では、三川町でもそういった小麦の栽培に力を入れた時期があると思えますけれども、引き合いが強いのであれば、なおさら三川町としてそういった小麦の開発、そして栽培の協力を求めるべきと思うんですけれども、今後のそういった展開・展望についてあればお聞かせ願ひたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 本町における小麦の生産の状況でございますが、現在のと

ころ栽培に取り組んでいる農家はございません。そのため、本町としましては現時点で小麦の生産に関する計画は持ち合わせていないところでございます。しかしながら、今後、農業者の中で小麦の生産をしたい、取り組みたいという意向が示された場合には、栽培の方法や品種の選定等の情報提供を行うなど、県や関係機関と連携して支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、仮に小麦の栽培が行われる場合には、品質の確保のためには、赤かびの防止対策も必須となりますので、適切な防除の管理や栽培時期の指導なども必要に応じて情報提供してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 皆さんに申し伝えますけれども、質問する場合、番号が右の下の方にあるかぎ括弧で書いてある通し番号、これで質問していただきたいなというように思います。3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今、同僚議員から質問がございました、かぎ括弧27番ですが、山形のうまいもの創造支援事業、これに似た、いわゆる事業名がかつて様々、元気な山形6次産業化のステップアップ事業とか、縷々様々今までもあったわけでありましたが、要はこうした新たな事業実施主体が出ることは結構なことなんです、これまでこういった事業が繰り返し採択されて展開されてきた、その後のいわゆるどれだけその実現性があったのか。それから、いわゆる地域への波及効果があったのか。そうしたことを県はどの程度この全体像をまとめてこられたのかなということが一番気になります。様々新たな事業を展開するにあたっては、プロジェクト計画を立てて県に申請していくわけだというように思います。また、そこにはしっかりした審査会があるわけでありますので、そうした審査会の中で後のいわゆるアウトプットではない、いわゆるアウトカムのいわゆるどういった成果が出たというところまで、その審査会がしっかりと取り組んでおられるのかどうか。その辺の情報はありませんでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 県の方からの直接的な報告はございませんが、実際には農業者が取り組んだ内容につきまして毎年追跡調査を行いまして、実際に目標に沿った達成が行われているかどうかの確認が行われております。実際には2年間のうちに目標が達成されない場合は返還というようなことにもなります。そういったような確認を県の方は行っているということで承知しておるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） それでは私の方から通し番号で言いますと、まずは26ページからお聞きしたいと思います。総務費総務管理費の中にあります電子自治体推進事業ということで電算処理業務委託料が計上されております。こちらの中身の説明をお願いいたします。

また、その下段にあります、戸籍システム機器保守事業委託料、こちらに関しても事業の詳細の説明をお願いいたします。

続いてですけれども、関連するので2点お聞きしたいと思います、通し番号で言いますと36ページですね。国保特別会計の関係であります。子ども・子育て支援金制度システム

整備等補助金ということで、その関連での電算処理業務委託料 550 万円、また同じ事業ですが、通し番号で言いますと 42 ページ、後期高齢者医療特別会計の中にあります同じ事業が計上されておりますけれども、この事業に関しまして説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 26 ページの電子自治体推進事業電算処理業務委託料の件でございますが、こちらの件につきましては、二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続のオンライン化に伴う COKAS 改修業務委託のことでございます。軽自動車の名義や所有者などの移動情報の拡充をするものですが、詳細については所管課である町民課長よりご答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 3 点ほどご質問をいただいたかと思えます。まず 1 点目、先程企画調整課長の方からご説明がありました電子自治体推進事業に関してでございます。こちらの方、軽自動車の方が業者の方から販売されますと軽自動車協会を通しまして、紙で町の方に購入があったということの通知が来るものでございますが、そちらの方が業者の方が軽自動車協会を通さずにオンラインの方で町の方にこういう購入実績があったということの通知が来ると、それを取り込むためのシステム改修となっているところでございます。

2 点目の戸籍システムの業務委託ですけれども、こちらの方につきましては 5 月 26 日から戸籍にふりがなが振られるようになったところでございます。それに伴いまして、全国の戸籍のふりがなのためではあるんですけれども、全国の字とか区とかの名称が変わります。そちらの方の現在の正しい住所、地番といいますか、町、区とかを取り込むために、まず最初にその字、区名を取り込む改修が必要となります。その改修のための費用となっているところでございます。

3 点目の支援金の制度でございますけれども、こちらの方につきましては、国民の方から保険料と一緒に子ども・子育て支援金ということで徴収することになったものでございます。そちらの方を保険料と一緒に来年度から徴収するために、国保のシステム、後期高齢者のシステム両方の改修をするものでございます。こちらにつきましては、国庫の補助金 10 / 10 ということで予定しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6 番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） まず 26 ページからでありますけれども、説明ですとオンライン化するというものであります。財源を見ますと一般財源が充当されているのかなと思ひまして、オンライン化に伴って国等の補助はなかったのかどうなのか。これはもう各自自治体の判断で、それぞれのメニューで進めていかなければならないものなのか。そして、またこの時期、6 月議会での補正対応となったということで、どのタイミングでオンライン化しようというようになったのかどうなのか、その辺の説明をお願いいたします。

次の戸籍システムに関しましては、ふりがなに関して国の動向を踏まえた対応だと思ひますけれども、これもまた一般財源で各自自治体での必要があるからこういった、説明では字であったり区の取り込みをしなければならないということでありまして、本町においてはその

システムが構築されていなかったのかどうなのか。だから今しなければならなくてこういった業務を委託するのかどうなのか。その辺に関しましても財源も含めまして、再度詳細の説明をお願いしたいと思います。

また、ふりがなに関しましてはその先、例えば自己申告制になってくるのかなと思いますけれども、その整合性といいますか、あくまでも今回ふりがなを、再度申告したふりがながそのまま戸籍上のふりがなとして町として捉えていくのかどうなのか。この戸籍システムを改修するにあたって、その先をどのように考えているのか説明をお願いいたします。

続きまして、子ども・子育て支援金制度ということで、来年度からの徴収ということでありまして、こちら国庫補助の100%、10/10だという説明でありました。この6月補正に出てくるというのが当初時点では想定できなかったのかどうなのか。こちらの法律的には令和6年6月12日に法整備されているということでありましたので、その情報がこの6月補正になったという経緯を説明いただきたいと思います。国の方針では、令和8年から令和10年までこういったシステムといいますか構築しようということでありましたけれども、全世帯医療保険料と併せて所得に応じて拠出するということでありました。その保険に関する影響といいますか、そういったものをどのように捉えているのか再度お伺いしたいと思いますし、このシステムの構築においてはどのような段階を踏んでいかれるのか、その辺に關しての説明をお願いします。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時55分)

鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 26ページの電算処理業務委託料の財源についてのご質問でございました。こちらの方は地方公共団体情報システム標準化ということで今現在進めているわけですが、その中における自治体における標準化対象事務に今回の委託料が該当しないため一般財源ということになるところであります。

また、当初予算、今回補正予算になった理由といいますかスケジュール的なことに関しましては、所管課であります町民課からご答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） それではまず初めに、26ページの電子自治体推進事業のスケジュールでございますけれども、令和7年2月にこのシステムの概要版ということで地方税共同機構の方からシステムの概要が示されたところでございます。それに伴いまして、ベンダーであります山形ソリューションビジネスと4月になりましてどのような改修が必要なのかを進めてまいりました。今回の補正になったものでございます。実際に使うものにつきましては、令和8年の1月から稼働する予定で、それに向けてシステムを改修していく予定とされているところでございます。

2点目の戸籍システム推進事業でございますけれども、こちらにつきましては、ふりがなを振ることは分かっていたわけですが、三川町のシステムの方に毎年、字、区が変わった場合に取り込むというシステムが導入されていなかった経過がございます。それで今回そ

それぞれの家庭に、三川町民に限らず、三川町に本籍を置く方に全部発送する関係から、正しい住所を引き出す必要があることから今回補正対応させていただいて、住所を読み取るもの
でございます。

今後は毎年変わるたびに入っていくようなシステムに改修する予定としているところで
ございます。

また、質問にありました、ふりがなの申請でございますけれども、5月26日以降に産ま
れた子どもについては、名前の方はそのときに申請した名前で登録になります。令和7年5
月26日より前からある方につきましては、戸籍の筆頭者宛に、その戸籍に入っている方
すべての方のふりがな、これで大丈夫ですかということでの通知をお送りする予定でござい
ます。それで変更がなければそのまま何も手続はしなくてもよいということになっておりま
して、施行からの1年後、来年の5月をもちましてそのふりがなで確定するものであります。
その他、このふりがなが違うということであればそれぞれ申告をいただいて登録をし直すこ
とも可能となっているものでございます。ただ、名前につきましては、報道にもありますと
おり「太郎」と書いて「じろう」と読ませるだとか、通常あり得ないような考えられないよ
うな混乱を招くようなふりがなというものは受付できないということとなっているところ
でございます。

そのふりがなの通知につきましては、三川町では現在7月の発送を予定するという
ことで現在準備を進めているところでございます。

次の国保と後期高齢者医療特別会計の支援金の制度でございますけれども、こちらにつ
きましのスケジュールでございますが、こちらにつきましては4月になってから詳細が示さ
れたものでございます。6月補正の要求の段階でやっと補助金の額が決まったところでござ
いまして、今回のタイミングとなったところでございます。議員おっしゃるとおり令和10
年度までかけて段階的に負担を引き上げていくものでございますけれども、令和8年度につ
きましては、全国で6,000億円、翌年の令和9年度につきましては8,000億円、令和10年
度には1兆円ということで予定しているものでありまして、こちらの方を社会保険、国保、
後期高齢者等の保険で割るものでございます。1人当たりの負担額でございますけれども、
月額といたしまして250円から段階的に引き上がっていくんですけれども、500円程度まで
上がる予定となっているところでございます。

町への影響ですけれども、この支援金につきましては、保険料と一緒に徴収しまして納め
るという形ですので、町で直接何かに使うということとはできないので、町民の方々への負担
の増にはなりますけれども、国民全体から徴収しまして子ども・子育てに使用していくとい
うことの資金となるものでございますので、理解を求めていきたいと思っているところで
ございます。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） すみません、1点再確認をさせていただきます。26ページの先程の
戸籍システムに関しての質問でありますけれども、筆頭の方に通知を7月に発送するという
ことでありましたが、今個別にはマイナポータル等を利用している方には個別に通知が来て

おりまして、そこの調整といたしますか、7月発送で事務的に不具合がないのかどうか。そこの齟齬があった場合はどういう形で対応するのか、その経緯についても含めて再度お聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） マイナポータルとの関係でございますけれども、通知につきましては、マイナポータルがある方もない方もいらっしゃいますので全部発送する予定でございます。ただ、その氏名の訂正等につきましてはマイナポータルを通しまして回答できるということになっておりますので、その回答が来たものから順次対応ということになるかと思われまます。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 一般会計補正予算の6ページ、通し番号が26ページの2点ばかり質問したいと思います。

初めに企画費、今回は補正予算ですので、各町内会等、年度が変わって緊急に、例えば災害のための建物の補修とか、そういうものが出てきたのか。どこの町内会のどういう事業の、おそらく町内会対応の補助金と思われまますが、この内容を伺いたしたいと思います。

続きまして税務総務費であります。物価高騰対応ということで、今三川町の町民全世帯に6月1日よりこの対策を行っているわけですが、新たに1,200万円の給付金事業があると解釈してよいのか。内容を伺いたしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 通し番号26ページ、企画費の一般コミュニティ助成の内容についてというご質問でございました。こちらの事業に関しましては、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な施設の整備や地域の文化活動や防災活動などに必要な設備の整備に対し、一般社団法人自治総合センターが助成を実施しているものでございます。前年度に取りまとめを行いましたして、翌年度に採択が決定されるという仕組みになっておりまして、4月に決定されたため今年度6月補正ということで上程をさせていただいたところでございます。今回3件の申請がありまして、そのうち1件が採択されました。その内容といたしましては、エアコン、イス、テーブルの設置になります。

すみません、答弁漏れがありました。町内会は土橋町内会になります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） ご質問いただきました26ページの物価高騰対策重点支援金調整給付事業でございます。こちらにつきましては、昨年実施されました定額減税に伴うものでございまして、今回のクーポンとはまた別のものとなっております。昨年実施しましたものから令和6年所得が確定したことに伴いまして、不足額給付ということで今回給付をするものでございます。昨年給付したものの不足額として給付する方、それから前回対象となっていなかった青色申告等をしている方、もしくは所得があつて扶養になっていないけれどもこの事業に対象となる方を救うためということで、今回補正させていただいたものでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 私からも2点ほど質問させていただきます。

最初に27ページの8款土木費、5項住宅費の中の移住定住促進事業270万円増額しておりますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

2点目は36ページの国民健康保険特別会計にあります、先程も同僚議員から質問がありました子ども・子育て支援金制度についてお伺いしたいと思います。先程の答弁でも町が直接給付するようなものではないというような説明がありましたが、少し具体的にその事業の目的とその事業内容についてお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 27ページ、移住定住促進事業270万円の増の要因についてのご質問でございました。こちらにつきましては、当初予算で400万円計上しておりました。内容といたしましては、町外から町内に転入される方で後に新たに住宅を求められる方、あるいは中古住宅を取得される方、こういった方々に対しまして補助をさせていただいているものでございます。

年度当初およそ8件から10件程度の申請を想定しまして400万円という額を計上させてもらったところでありますけれども、現時点におきましてすでに8件の申請がございます。交付見込額といたしましては360万円、既決予算の中でいくと残が30万円ということになっております。本町に移住したいという、新たにそこで三川町で住まいを構えたいという方に対しまして、今後そういった方がいらっしゃった場合、前に申請した方は受給できたのに、今のタイミングで移住するとできないのかというそういった不公平感というか、やはり三川町を選んでいただくという意味で非常に魅力ある制度でございますので、そういった分に対しまして対応でき得るよう所要額を計上させていただいた次第であります。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） この度の子ども・子育て支援金制度につきましては、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世帯、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みということで創設されたものでございます。こちらの使い道につきましては、子ども未来戦略において児童手当の抜本的な拡充を昨年されましたけれども、そちらの政策費用の給付額に充てるため、または妊婦等の支援給付金制度がありますけれども、そちらの方への充当、こども誰でも通園制度、出産後の休業支援給付等に充てられる財源となる予定でございまして。こちらの方につきましては、今現在のところですが、社会保険診療報酬支払基金の方に、そちらの方で業務をするという見込みでございまして。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 移住定住促進事業につきましては、テオトルタウンの造成等もありまして、町外から多くの転入者が来られると。また、町内にはハウスメーカー等もあるということもあって条件が非常に好評だというようなことで、他地域からの転入希望する方が多いのかなと思っております。テオトルタウンの好評につきまして1区画ほどまだ残っているわけではありますけれども、宅地造成をすれば埋まるという好立地条件において、現状1区

画しか残っていないということで、現状の人口減少対策、また極端な少子化を受けて、今後の宅地造成といったものにどのようなお考えをお持ちか伺いたしたいと思います。

もう1点の子ども・子育て支援金制度については理解しました。また、1世帯当たりの負担額も先程の答弁であったわけでありますけれども、低所得世帯への対応、また、子ども・子育て支援ということで、子どもがいる家庭での負担といったものはどのようになっているのか。もし計画があれば伺いたしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 現在テオトルタウン三本木の方が大変好評で、残り1区画となっているとおりでございます。その北側の方に70区画、また宅地造成ということで計画はあるわけですが、現在、みかわ産業団地の工事を進めている状況でありまして、そちらの状況を鑑みながら、また近隣の状況、経済状況、そういったものを踏まえて、今後北側の部分の宅地造成については時期を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 低所得者への影響でございますけれども、先程申し上げました月額200円から500円程度というのは平均でありまして、所得に応じて額が変わるところでございます。国保の関係で申しますと3割、5割、7割軽減とありますけれども、その軽減は反映させるということで聞いておりますし、18歳未満の子どもにつきましては賦課しないということの予定となっているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは私から2点ほど確認させていただきたいと思います。先程同僚議員からも質問がありました。一般会計でいきますと6ページ、通算ページでいくと26ページになりますが、税務総務費の物価高騰対応重点支援調整給付事業、これにつきましては、先程昨年度の引き続き漏れていた対象者等を救済するための補正という答弁だったと思いますけれども、ということはすでに対象となるべき方が特定されているという状況なのかどうか含めてなんですが、今回の給付事業については6月30日までの申込期限ということで国の方針が示されておったようですので、そういう観点からすると非常にタイトな事業展開になろうかと思えます。そういった意味で準備が完了しているのかというようなところを一応確認させていただきたいと思います。

もう1点が次のページ、通しページ27ページの商工費にあります、いろり火の里推進事業。また補正で2,000万円ほど増額ということになったわけですが、先程諸般報告の中でみかわ振興公社の決算状況、運営状況について説明があったわけですが、入浴回数券の特別値引き販売を定期化した。また、入浴料、宿泊料等を据え置いた低価格プランということで利用者が確保できたということでありましたが、その前段となりますのは、町からの指定管理料の増額、そして経営基盤強化を目的とした助成金の交付といった、いわゆる町の一般財源を伴っての経営安定ということになるわけです。やはり町民の間からは町民からの声ではいろり火の里の経営状況が好ましくないのではないかと、要は負担が大きいのではない

か、なぜ民営化しないんだというような意見を度々拝聴しているところでありまして、このように頻繁に補正予算で施設整備するというようなことについては、結果的には町民の負担に、背にかかってくるというような負担増になるということなわけです。

先程お話がありました経営状況を安定化させるためにメリットを多く設けた、値引きを数々展開したという中で、果たして町民の利用率というのはどれだけあるのかなというところで、町民に対しての説明責任というものも必要かと思しますので、今回の補正に伴ってのまずは町民の還元率的な部分、町民の利用率というような観点から、この工事内容についての説明と、また当初予算でも計上はなっている中での補正ということですので、今後更なる補正が発生するものかどうかという見通しも含めて説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 物価高騰対策支援事業の関係でございます。定額減税しきれないと見込まれる方ということで、先程申し上げたところでございますけれども、こちらにつきましては令和5年の所得をもとに令和6年同様の所得であろうということで計算をして支給をしたところでございます。

今回、収入額が確定したことに伴いまして、令和6年所得の方が下がった方がいらっしゃいます。そちらの方につきましては不足額給付ということで給付するものでございます。令和6年度につきまして対象としていなかったところもございまして、青色事業の専従者、白色事業で専従者としている方、前回の給付対象になっていませんでした、その方への給付も今回の対象となったところでございます。あと転入者で前もらっていなかった一人の世帯になったとかという部分も含まれる予定でございます。

先程の本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付の対象の世帯主、世帯にも該当しなかった方、こちらの方も今回給付、救うということになっているものでございます。

先程の、すみません、行ったり来たりで申し訳ないのですが、専従者につきましては118名ほど対象になるのではないかとということで現在いるところでございます。住民税の賦課基準日につきましては、令和7年1月1日で、今回の対象となります住民の洗い出しにつきましては、この6月2日を基準日として設けているものでございます。作業につきましては非常にタイトなスケジュールとはなりますけれども、7月に通知書の発送、10月末までの申請、申請につきましては10月末まで受け付けるということで現在事務作業を進めているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろり火の里推進事業の工事費に関するご質問でございました。今回のこの工事の内容といたしましては、なの花ホールの照明器具のLED化の工事の増嵩分として1,300万円、それから、なの花温泉田田の熱交換器の更新工事ということで715万円、合計2,015万円の予算を計上させていただいたところでございます。

今ご質問がありました町民の利用率等に関しましては現在手元に資料がございませんが、大体6対4くらいの割合だったかとは思いますが、大体そのくらいかなと思っております。

大切なこととしては、いろり火の里というところがにぎわいの場所であること、三川町にとってにぎわいの創出する場所であることということが私は重要だと思っています。そのための交流の場所であり憩いの場所であり、地域に貢献できる場所であること、ということを目的に造ったところでもありますので、町民への還元というところでは、ぜひ多くの方から利用していただいて、温泉はやはり福祉的な施設でもあります。なの花ホールはやはり町外にも発信できる場所でもあります。そういった意味でにぎわいをますます作れるように、様々な意味で修繕は必要ではありますが、多くなっておりませんが、ぜひ多くの方から利用していただいて、にぎわいを発信できる場所でありたいと思っていますところであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 6対4というような話でしたけれども、6は町民なのか4が町民なのか、改めて説明をお願いしたいところですが、そもそも今にぎわいの場の創出というようなご答弁もあったわけですが、そもそも論から言いますと田田は住民福祉の向上の施設ということで位置付けられているはずですが、要するに、温泉等に入浴することによって健康増進策ということでの田田の創設であって、そこからスタートして、なの花ホールという三川町という自治体規模からすると、少し身の丈を超えるような施設整備だったのではないかと、当初からそういった懸念が抱かれたまま今現状に至っているということでありまして、そのにぎわいが創出されること自体は私も否定するものではありませんが、それをかねてから町民の方からも指摘があるとおり、町の直営にすべきなのか民営化すべきなのかというそういった議論を深めながら、にぎわいを引き続き創出していくという手法も考えるべきではないかというような観点での質問ということになります。

もう一つ、これからの施設の整備という部分について、更なる補正予算が生じてくるものかどうかという見通しも先程答弁を求めたところでありましたけれども、説明がなかったもので、その部分についての考え方と見通しについても補足説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 先程もお話をしましたとおり、手元に資料がございませんので、若干私の所感の話になりますが、6対4で町民の方がやはり多いのかなと思っていますところでございます。温泉の利用等もありますので町民の利用の方が多いいかなと思っています。一方で、今後の補正予算が関わる工事修繕ということでございましたが、度重なる修繕工事ということで、議員の皆さまにも度々指摘を受けておるところでございますが、今現在様々な老朽化に伴い、様々な工夫をしながら経営を維持しているところでありまして、また老朽化に伴う修繕・補修が突発的に発生するという恐れもあるかと思っています。その点は私たちも十分注意しながら営業に努めていきたいとは思っておりますが、なかなか施設が老朽化していることもありますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

今後の経営の方針といいますか経営の仕方につきましては、これも以前から一般質問等でも質問がございましたが、様々なその経済状況とか社会状況を踏まえまして、より良い方向性を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから採決します。各会計補正予算 3 件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

○議 長（町野昌弘議員） 最初に、議第 3 3 号「令和 7 年度三川町一般会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって議第 3 3 号「令和 7 年度三川町一般会計補正予算（第 1 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第 3 4 号「令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって議第 3 4 号「令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、議第 3 5 号「令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって議第 3 5 号「令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前 11 時 26 分）

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 （午後 1 時 00 分）

○議 長（町野昌弘議員） 日程第 10、「一般質問」を行います。

一般質問は、8 名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上 2 名の議員より一般質問を行い、後の 6 名の議員については、3 日目に 5 名を、6 日目に 1 名を行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第 86 条第 1 項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1 時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、8 番、佐竹優子議員、登壇願います。

○8 番（佐竹優子議員）

1. 若者が活躍する地域づくりについて	1. 若者の地元定着と回帰を促進するためには地域との繋がり作りが重要だが課題も多くある。まずは若者の意見聴取の機会を設け、多様な属性の若者から広く意見を集め、具体的なニーズや課題を把握することが重要であると考えているが、見解を伺う。
	2. 若者の町づくりへの積極的な参加を促すため、地域活性事業やイベントに若者ならではの斬新なアイデアを募集し、企画段階から参加する機会を提供していくことが必要と考える。企画コンペやワークショップ等を開催し、実現をサポートしていくことが必要だと考えるが、見解を伺う。
2. 人手不足解消に向けた支援について	1. 5月8日に発表された株式会社タイミーとの協定の締結に至った経緯と具体的な連携の内容について、また、スポットワークサービスを利用することで町内事業者と求職者が得られるメリットと懸念される課題について伺う。
	2. 少子化や若者の地域外流出などが影響し、企業の採用活動においては特に新卒採用の難易度が増し、費用の増加傾向にある。中小企業にとっては、限られた予算の中で効率よくマッチした人材を確保できるかが事業継続へ向けた中長期的な課題となっている。 町内事業者に対して課題やニーズを聞き取り、支援をしていくことが必要だと考えるが、見解を伺う。

令和7年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

質問項目1、若者が活躍する地域づくりについて。

1、若者の地元定着と回帰を促進するためには地域との繋がり作りが重要ですが課題も多くあります。まずは若者の意見聴取の機会を設け、多様な属性の若者から広く意見を集め、具体的なニーズや課題を把握することが重要であると考えますが、見解を伺います。

2、若者の町づくりへの積極的な参加を促すため、地域活性事業やイベントに若者ならではの斬新なアイデアを募集し、企画段階から参加する機会を提供していくことが必要と考えます。企画コンペやワークショップ等を開催し、実現をサポートしていくことが必要だと考えますが、見解を伺います。

質問項目 2、人手不足解消に向けた支援について。

1、5月8日に発表された株式会社タイミーとの協定の締結に至った経緯と具体的な連携の内容について、また、スポットワークサービスを利用することで町内事業者と求職者が得られるメリットと懸念される課題について伺います。

2、少子化や若者の地域外流出などが影響し、企業の採用活動においては特に新卒採用の難易度が増し、費用の増加傾向にあります。中小企業にとっては、限られた予算の中で効率よくマッチした人材を確保できるかが事業継続へ向けた中長期的な課題となっています。

町内事業者に対して課題やニーズを聞き取り、支援をしていくことが必要だと考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐竹優子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の若者が活躍する地域づくりに関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

若者の意見聴取等に関するご質問であります。現在、町民の意見を聞く場として令和6年度は3回の「町長と語る会」を実施し、行政と住民の相互理解を深め、様々な世代や立場の方から幅広い意見を聴取し、まちづくりを推進しているところであります。しかしながら、若い世代は参加しておらず、まちづくりへの興味関心が薄れていることなど、課題として認識いたしております。

一方、本町では三川町観光協会が中心となり、菜の花まつりや納涼祭、カレーイベントを実施し、交流人口の拡大に努めているところであり、その中の納涼祭は、実行委員会方式で商工会青年部OB、宇宙組、中高生ボランティアサークル来夢来人など、地域サークル等が企画段階から参画しイベントを実施している事業と認識いたしております。また、近年、中高生ボランティアサークル来夢来人は、会員数が増加し、活発に活動しており、今後のまちづくりへの参画が期待されているところであります。

このように町といたしましては、若い世代の方々は、これからの町の未来を担っていく存在であり、また、その意見は将来を見据えた持続可能なまちづくりに必要不可欠であることから、若者と意見交換をする機会の場の創出や、活動支援等の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

質問事項2の人手不足解消に向けた支援に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

去る5月8日に、三川町役場において、多様な担い手の確保による町内経済の活性化を図ることを目的に、株式会社タイミーと包括連携協定を締結させていただきました。協定の締結に至った経緯につきましては、全国的に少子高齢化が進行する中、本町におきましても若年層を中心とした転出等により人口減少が顕著となってきている状況にあります。こうした中で、出羽商工会や各事業者からは、労働力の確保が年々困難になってきているとの声が多く寄せられております。特に、事業者の中には「フルタイムで働ける人材を確保したい」

との要望がある一方で、「短時間でも構わないので、まずは働き手を確保したい」といった、より切実な意見も多く伺っております。こうした状況を踏まえ、本町といたしましては、すでに全国30以上の自治体と協定を締結し、スポットワークを通じて事業を拡大している株式会社タイミーと連携し、町内の労働力確保を進めることが必要であると判断したものであります。

具体的な連携内容といたしましては、株式会社タイミーが町内事業者を対象に事業説明会を開催し、「スキマバイト募集サービス」を活用した労働力確保について説明を行うとともに、個別に事業者の実情に応じた業務提案を行うなど、労働力の確保に至るまでの一連のサポートを実施する予定であります。また、働き手となる住民に対しましても、同様に説明会を開催し、好きな時間に、好きな場所で働けるスポットワークの仕組みや利便性について理解いただくことで、潜在的な労働力の掘り起こしを図ってまいりたいと考えております。

この連携により、町内事業者と求職者の双方にとってのメリットといたしましては、フルタイムでの就労にとらわれず、「働いてほしい時間」と「働きたい時間」とをマッチングさせることで、効率的な人材確保が可能となる点が挙げられます。加えて、求人募集の広告掲載費用が不要となる点も、大きな利点であると認識しております。

また、その一方で、懸念される課題といたしましては、町内事業者は、株式会社タイミーに対して労働者に支払う報酬の30%をサービス利用料として負担することとなるため、サービスの利用に対して慎重になる、あるいは躊躇される事業者が出てくる可能性も考えられます。

本町といたしましては、これまでも出羽商工会を通じて、事業者からの課題やニーズを伺ってまいりましたが、今回の包括連携協定の締結を機に、これまで以上に事業者が抱える課題や経営意向などの把握に努め、事業者の労働力の確保に繋げてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 答弁ありがとうございます。やはり同じように私も若者の地域定着ですとか、そういった地域外に流出してしまうことへの課題、問題を感じております。同じように町の方でもそういった課題について共通の認識であるというように捉えました。それについて再質問させていただくんですけども、様々にやはり子育て世代ですとか高齢者の方ですと困難な問題が数多くありまして、先程町長と語る会にご参加をされて機会があれば何か発言をなさるといふようなことの方があって、それに対してアクセスして来られるのではないかなというように感じたところであります。やはり若者がそこに参加しないということに対しては何か理由があるんだろうなというように考えたところでございまして今回の質問に至りました。

政策の策定に関しましては、そのターゲット層を深く理解をしまして、寄り添う姿勢が第一にあるべきだということ考えております。今回その若者の声を聞くべきだということ感じましたのは、まず地域の人たちの繋がりが全体的に希薄化しているのではないかなという

ように私は捉えたところであります。まず町内の若者の声を聞く機会がない。ネットに若者の声として挙がっているものがありますが、それは本当に彼らの本音なんだろうかというように感じました。

振り返って見ましても、私自身これまで会社員をしてきました日常生活の中では、子育て中の例えばPTA活動ですとか子どもの部活動ですとか、また町内会の育成会、そういったところを通して同世代のご近所の方々と関わる機会もあったんですけども、それが終わってしまいますとなかなかそうした機会もなくて、同様に今三川町に住んでいる若者も、そうした子育てですとか、あるいは先程町長がおっしゃいましたけれども、そういったサークル活動ですね、ボランティアサークルですとかそういった活動を何かされていけば町の人たちと関わるタッチポイントが得られるのではないかと思うのですが、ほとんどの若者はそういった機会がまずないのではないかというように推測をしております。

一方で、地域では様々な場面で次世代を担う若者に対する期待の声が多くあるように思います。例えば、町内会役員ですとか消防団など様々な場面で担い手の問題が指摘されているように思います。担い手を求める側と受ける側、この両者の間には何かうまく噛み合わない大きな溝のようなものがあるようにも感じられます。このギャップが地域と若者との間には存在をしまして、例えばですが、地域定着ですとかUターンに対して実際のところどうアプローチすればいいのか、何かぼんやりしてしまっていて解像度が低いようにも思います。ここで生じているギャップを明確化して言語化する必要があると私は考えております。

これまでも第4次三川町総合計画ですとか、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですね、そういった策定においては住民アンケートですとか関係団体の意見聴取などを行った上で策定をされていると思います。ただ、これらの計画に関しては、まちづくりの総合的な方向性を位置付けるものに行うものでありまして、幅広い世代の方になるべく多くの質問をして調査をしているものだと思います。若年層に特化して、そうした調査を行っているようなものではないというように理解をしております。

若者の地域定着や回帰のための施策を考えるのであれば、特にこれから結婚、子育てを考えているようなタイミング、あるいは進学や就職で県外に出ようかどうかと考えているそういったタイミング、そうした10代から20代の若年層を中心にした意見聴取の機会が必要だと思います。こうした事業を行うことについて、具体的に何か検討されていることはありますでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず20代、30代は価値観の多様化、それから勤務時間の多様化など地域行事への参加が少ない状況になっているというように私も認識しております。これは社会が熟成したことにより、まとまって課題について意見交換をしたりだとか、一致団結して何かをしようだとか、そういう考え方、あるいはそういう機会が必要なくなったからというように言われております。そのため、本町でも青年団や婦人会が解散する状況になったというように認識しております。この社会参加が難しい時代にどうやって町に興味関心を持っていただき参加していただくかは以前から重要な課題となっております。

そういった中で私的に重要だと思っているのは、先程議員がおっしゃるように、地元愛の定着というところが非常に重要になってくると思っています。三川町では、ふるさと少年教室、わくわく体験塾、発明クラブ、スポーツ少年団、青年サークル青友、先程町長答弁にもありました、中高生ボランティアサークル来夢来人など、三川町は古くから社会教育に力を入れており、地域の方々との密接な関わりの中で郷土愛の定着を育んできたというように認識しております。私自身も含めてですが、三川町職員の中の多くは今言った何かしらの事業に関わって、やはり地元で定着したいという思いを持って役場に勤務している方も多くいらっしゃると思っています。そういったことも含めて社会教育では生きる力とともに郷土愛の定着も含めた活動を長くしております。今後もそういった事業を継続しながら、一つはやはり地元愛の定着を育んでいくということが重要になると思います。

2点目が若者のニーズに合った活動、こちらが佐竹議員のおっしゃるお話なのかなというように思います。先程例で中高生ボランティアサークル来夢来人の話がありましたが、登録者数が現在45名ということで非常に活動が活発になっています。聞いたところ、やはり先輩と後輩の仲が良いため声を掛け合っていたり、来夢来人の活動が自分のやりたいことにマッチングしているためというように聞いてきました。やはりニーズに合った活動をするということが非常に重要になってくるのかなというように思っています。

そういった中で若者のニーズを聞く機会をどのように考えているかというご質問でございました。今後のまちづくりを考える上で若者の意見を聞く場というのは非常に重要になってくるというように私も認識しております。例えば、町長と語る会の若者バージョンみたいなものを考えていきたいとは思いますが、ただ、一般公募だけではなかなか人が集まらないというようにも想定されますので、先程お話をしたような社会教育団体であったり農協青年部であったりだとか、そういったところにも広く要請をかけながら1回目を実施し、やはり要望調査、ニーズ調査、そういったところを重要視しながら、現場の声を生の声を聞いていきたいというように思います。

ただ、重要になるのがもう一つありまして、そういった方々から意見を聴取するには、こちら側のファシリテーター役の技量といえますか、そういったところも重要になってくると思います。何のために集まってどういう意見を聴取するのか。やはりこちら側のこのファシリテーター役というところがまた、若者の意見を引き出すための重要な課題になるというように思っておりますので、今後そういったところも含めてどのように展開していけばよいか検討したいと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。具体的に町長と語る会の若者バージョンということでご答弁いただきました。こういった何か施策の案があるということをもまず大変喜ばしいなと思えました。これの実現に向けてぜひ、できない課題、ハードルというのを一個ずつ解決していただきたいなと思えましたし、また、先程中高生のボランティア団体についてもご紹介をいただきました。結構な人数がいらっしゃるということで、こちらに関しても青年サークル青友のご紹介もありました。とても意欲的な活動をされていて町民の皆さまに

もかなり認知されている団体かなというように思っております。そうした既存の団体に協力を求めていくということも一つ案としてはあるかなというように考えました。その方々の組織に属していない何の組織にも属していない若者に対しても、そういった方々の協力を持ってアプローチしていくことも可能になるのかなというように考えたところでございます。

また、そういったワークショップ的な、ざっくばらんにみんなが語り合えるような場があるということがまず第一にあるかなというようには考えたところでございます。

また、先程ありましたけれども、やはり役場の中の人員的なものですかね、そういったあとはスキルのなものもあるかと思いますが、それに対しては例えばですけれども、大学のゼミだとか研究室、あるいはNPOなどと連携をして、そういった意見聴取の場を作るということも一つ案としてあるのかなというように考えました。

例えばなんですけれども、参考情報となりますけれども、「山形いまどき若者アンケート2024」というのがありまして、これは県の若者支援事業の窓口であります若者支援コンシェルジュによるWebアンケートでございました。この結果が「やまカツ！」というWebサイトに公開をされておりまして、私も拝見いたしました。これは県内に限らず山形県に縁のある方を対象にしたアンケートでございまして、およそ320人からの回答があったと記述されておりました。今後も山形に住みたいかとか、今後も山形に住みたくするには何が必要かというような質問もありました。これは選択式だとか記述式だとかが混在しておりまして回答をするようになっておりました。大変参考になる内容ではございました。ただ、アンケート調査でしたので、誰がどういった意図でお答えになったのかということも、そこまで深く知ることができませんでした。やはり深掘りしていくためには、こうした対面だとかオンラインだとか、そういった方法で直接要望を聞き取る調査が効果的なのではないかなというように考えたところでございます。

そうしたアンケートですとどうしても定量的な調査となってしまいますので、そういった定量的な調査と、あと対面とかで直接聞く定性的な調査、この両面を実施していくことで、より深くその若者について知ることができるのではないかとこのように私は考えております。これというのはいわゆるマーケティングリサーチの基本的な考え方になっております。こうした調査をやっていくとなると、やはり専門的な知識を持った人が間に入るとすごくスムーズに進みます。ですので、先程申し上げましたとおり、大学のそうしたアカデミアですとかNPO、そういったところと連携してこういった調査ですとかワークショップ的なものを実現していくといった、そういったようなお考えがあるかどうかもお聞きしたいです。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 様々なご提案ありがとうございます。まず、このワークショップ的にやっていく際に大学との連携であったりというところにはございますが、今のところはまだそこまでは考えていないところであります。これから大学が公立化するという話もありますので、その大学の方がどのように地域へ貢献してくださるかというところもありますので、そういったところも含めて東北公益文科大学の方に要望等もしてまいりたいと

思います。

また、アンケートのお話もありました。アンケートの手法につきましては、様々考え方があると思います。誰を対象にしてどのようなアンケートをするかで結構誘導的になってしまうアンケートもありますので、そういったところを注意しながら、どのように若者の意見を聴取していくかということも含めて、ぜひ研究してまいりたいと思います。

また、ワークショップの進め方なりアンケートの取り方についての技量というところがございますが、実は役場職員には社会教育主事の資格を持っている人間が何人かおります。実は私もそうでありまして、また他にも職員にいらっしゃいます。その社会教育主事の資格の中で様々なアンケートをとったりだとか、それを反映させてどのように事業を実施していくかということ、役場の中で資格をとらせていただいた職員が何人かいらっしゃいますので、そういったところの活用なども含めて、ぜひそういった若者の意見を取り入れる方法について研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。そうした社会教育主事の資格の中にアンケートの手法だとかそういったもののスキルに関してあるということであればですね、ぜひそちらを有効的に活用していただいて、こういったアンケートあるいは聞き取りの機会を設けていただくということをまずお願いを申し上げたいです。そうしたことによって得られた内容の裏づけを持ってこれからの施策に対して考えていっていただくということが大事だと思います。

本町の総合計画では2030年で目標人口7,200人というように目標を掲げているかと思えます。これを実現していくためには、やはり若者に選ばれる魅力的な町である必要があると思います。若者に選ばれる町であるためには、それなりに打ち手が必要だと思います。その打ち手を持つために、やはり若者に対する理解の解像度を上げていくということで、今回このような質問をさせていただいております。

そして、そうした若者に対しては、やはり若者がこれから地域で活躍をしていく場を提供しなければいけないと思いましたので、やはりイベントの方を提案させていただいております。先日、私のところに町内に住む20代の若者から三川町でこんなイベントをやってほしいというような具体的な企画の提案がございました。若者ならではの斬新な企画でありました。私のようなお母さん世代ではとても思いつかないようなアイデアでございました。きっと町内の若者には同様に様々なアイデアが眠っているのではないかなというように思いました。それらを私は、たくさんの若者の考えということをぜひ聞いてみたいと思いました。それらを実現できるかは分かりませんが、実現できたとすれば、それは三川町の活性化に繋がります起爆剤になるのではないかなというように考えたところでございます。

若者が主体的に関わるという点におきましては彼らが好きだからやる、楽しそうだからやる、そういった出発点がないとやらされているですとか役割を押しつけられたというようなネガティブな感情が残ってしまいまして、結果として満足度の低いイベントに終わってしまう。結局その後に関がっていかないのではないかなというように感じました。まず実現可能

かは一旦置いておきまして、企画コンペのような形で若者のアイデア出しの機会を作れないかどうか。そういったお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 若者のイベント企画立案サポートということでございました。本町では、協働のまちづくり推進事業という事業がございまして、団体やグループ、町内会の方を対象に自主的に行う公益事業に対し、対象経費の全額、上限20万円ですが、支援を行っている事業がございます。ぜひ、そういった事業を活用していただきまして、自主的に運営をしていただいて企画立案なども含めて自主的に実施していただいて、若者の発信でまちづくりをしていくという方法もあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというように思います。

また、そういった事業のサポートとして、コミュニティ活動支援員派遣事業という事業もございますので、そういった派遣支援等もございますので、ぜひ活用していただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。協働のまちづくりに関してそういった支援のメニューがあるということは存じ上げておりますけれども、なかなか若者に対してそういった自主的にですとかということ伝えても、どうやって人を集めようだとか、一人ではできないから誰に助けを求めようだとか、様々な点でその自主的に何かを求めていくというのがとても難しいのかなと思いました。そういった点ではやはり町からこういったことをやりませんかというようにボールを投げてやるということも必要なのではないかなと思ひまして、今回このようなご提案をさせていただいているところでございます。

確かに答弁の中にもございましたけれども、菜の花まつりですとか納涼祭ですとかカレーのイベントだとか既存のイベントも多くございます。先日の菜の花まつりも大変なご苦労があったということの関係者の方からお伺いしております。また、大勢のお客さまが見えられていたなという印象がございます。雨の中でしたけれどもモンテディオのパブリックビューイングにはたくさん家族連れのお客さまがいらっしゃっていました。大変にぎわっております、やはりにぎわいを作るということは町に人を呼び込めるんだなと、そういったところで思ったところでございます。

現状のそのイベントに新たに何かを企画してやるということは大変大きな事業になりますので、やはり困難なことも多くあるかなと思います。先程支援メニューがあるということで、費用に関しても助成があるというようなことではありましたが、例えばなんですけれども、財源をふるさと納税型クラウドファンディングというのを利用して全国の方々に応援をしてもらいながらイベントですとか若者のその地域活性化事業に使っている自治体もありました。また、例えばですけれども、地元企業へ協賛をお願いしてともにプロジェクトへ参加していただく、こういった手法もあるのではないかと私は思いますし、こうした財源確保策ですとか、そういったところ町から支援しますので自主的にやってくださいというよりは、町からボールを投げてこういうことでもって企画を出してみないかですとか、財源に

対してもこういったものがあるからやらないかですとか、もう少しそういった発信が町の側からあってもいいのかなと思いました。

また、マンパワー確保に関しても、例えばですけれども、その町内の中だけで解決をするのではなくて、県外の大学等へ進学をしている若者に声をかけてお手伝いを呼びかけていくですとか、そういった手法、外から呼んでくる手法などもあるのではないかと思います。そうしたことについてお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 様々な方法が確かにある中で、議員がおっしゃる方法もあるかと思います。ただ、やはり議員がおっしゃる中でお話がありましたとおり、若者の世代の中ではやはりやらせられるという意識の中で事業に取り組むというところで非常に敬遠感が、役場からまた頼まれて何かしなければならぬという思いに繋がりがねないところもあるかと思いますので、なかなかそのこちら側からこういうことをした方がいいのではないのですかという投げ方をすると、逆に敬遠されることもあるのかなと思います。やはり自主的に自分たちで考えて、自分たちでやりたいことを行うというところが、今の若者世代の心をつかみやすいことなのかなというところもありますので、その辺はやはり先程お話をしたようなアンケート調査であったり、意見交換を踏まえながら若者の今の考え方を捉え、事業に必要なことを考えていきたいというように思います。

財源に関しましても結局はあまり大きなプレッシャーをかけてしまいますと若者もやはりそこでまた敬遠があるかというところもあると思いますので、そういったところも含めて今の若者がどのようなことを考えているのかというニーズ調査からやはり入っていくことが重要だと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、やはりどこまで町から提案するのがいいのかというところは、若者当事者に聞いてみないと分からないところだなというようには感じます。やはりそのニーズを聞いてから、そこをまず第一段階にするという点では、私も同じ考えであります。

そして、私が企画段階から若者を関わらせることが必要だと考えている理由に関しましてですけれども、プロジェクトを作り上げていくその過程というのが、彼らの学びの場として生かすことができるというように考えている点です。社会人になりますと、スキルの向上のための学びが職場の中では唯一の勉強の機会だったりします。人間性を高めるですとか、仕事以外の経験値が得られる、そうした社会教育の機会というのは、会社員をしておりますとなかなか得られるものではありません。イベントなどプロジェクトを通してコミュニケーションだったり人脈づくり、そうした実践的な学びの機会が得られるのではないかとというように期待をしております。

例えばですけれども、若手職員の方がプロジェクトのサポートに付いていただくですとか、そういったことであれば職員の方も一緒になって成長のための経験値ですとか、そういったものを獲得できていくというようなことに繋がるのではないかとというように思います。人材

教育の場としてもそういった機会を作れないかと思えますけれども、そういったところについてお考えをお聞きいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 学びの場として、その社会教育がそういった活動の場になるというのは私も十分理解しております。先程来からお話をしているように自主的にイベントを考えて、自主的にそのイベントを実施することで周りの方々、地域の方々とも密接に関わって地域のコミュニティが発展していき、地域の活性化に繋がるということもそのように、そういうイベントができればそういったところに繋がることも分かります。

ただ、やはりそういったところのまだ取り組みをしていない方々が、したことがない方々がそこまでのことまでを理想とされてもなかなか取り組みが、そこまで私たちに期待されているのだということでも取り組みづらくなる可能性もあるのかなと思えます。

そういった意味では、やはりまず自主的に取り組む若者たちがどのように取り組んでいくかをやはり見守るといったところも必要になると思えます。そういった中に役場の若手職員がどう関わっていくかということに関しましては、近年、役場職員の役場全体ですが人手不足等もあり、なかなかその地域に貢献できるような状況でないところもありますが、運動会等で現在、若手職員が地域の方々に関わって、この間も運動会を実施したということもあります。そういったところで、若手職員等の意見もやはり聞きながら、そういう場面については調査研究していかなければならないと思えます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） あくまでも確かに私が申し上げた内容に関しては、理想としてはそういった効果が得られるという、結果として得られてくるものであるというようには認識をしております。その理想に向かってどういったことを行っていくのかというのをやはり考えていくべきであるというようには思えます。

少し昔の話をいたしますけれども、2013年ころだったかと記憶しておりますが、ふるさと元気づくりアカデミーという事業がございまして、私も参加者の一人として参加をさせていただきました。若手職員の方々と一緒になりまして、町おこしのために活動したことを記憶しております。当時一緒に活動した職員の方は、今も中堅として活躍をされているようで大変うれしく感じているところでございます。ちなみに、この事業は三川町と庄内町と遊佐町の3町合同で実施された事業で、町民とその若手職員が一緒になって地域活性のための研修ですとかワークショップなどを行いました。そして、置賜地方と交流したりだとかそういった内容の事業になっておりました。

当時の関係者の方からお聞きしたところによりますと、この事業の起点となったのが、3町の副町長が集まったときに、このままではいけないのではないかと、何かしないといけないのではないかと問題意識を共有されたというところから始まったとお聞きをしております。同じ事業を復活すべきだとは思いませんけれども、庁舎内で縦割りの意識を越えていく、あるいは他の自治体との連携をとっていくということを考えた上でも、トップダウンによるその意思決定だとか推進力だとかが必要になってくるのかなというように思いました。

この点についてお考えをお聞きしたいのですが、自らが町内の若者との距離を近づけて関わりを持っていく。そして、積極的に地域活性に取り組まれていく意思があるかどうか、ぜひ就任されたばかりではありますけれども、佐藤副町長にお考えをお聞きしたいです。お願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 以前、庄内地方の3町で行った事業について、同じ課題を抱えているというところから始まったという説明がありましたが、現在も同じような状況でそれぞれ抱えている課題は多いところであります。特にこういった若者定着という部分については、同じような状況で課題として捉えておりますので、3町で副町長なり町長なり会う機会も多くありますので、そういった機会を捉えて、またそういった話があれば今後も検討していきたいというように思いますし、町といたしましても先程の町長答弁のとおり、町長は町長と語る会というようなことで地元の方に積極的に出て行っておりますので、町側も本当に幅広い住民の方々と語り合う場、触れ合う場、もしくは同じような活動する場ということを念頭に入れながら、今後取り組みを進めていきたいというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ぜひ副町長におかれましても、積極的に町内の若者との距離を詰めてコミュニケーションをとっていただいて、まちづくりのために汗をかいていただければとお願いを申し上げます。

当時、会社員だった私がこのまちづくりに関わるきっかけを得られたことは、その後の人生においても大変大きな価値があったと言えます。それゆえに若者が主体的にまちづくりへ参画するための仕掛けづくり、これが必要だというように私は考えているところでございます。

三川町の若者が地域に定着をする、そして活躍の場がある。その活躍している姿を例えばSNS などを通して内外へ発信をしていく。それを見た例えば三川町を離れてしまった同級生だとかがその活躍する姿を見て、自分も一緒に頑張りたいんだ、応援したい、そういった心を持って都会の生活を捨てて三川町へ帰ってきたいんだというように思ってくれる、そういうような仕組みを作っていくことが、また、地域外の方もそういった姿を見ることによって応援したいんだというように思ってくれる、それによって関係人口が増えていく。この好循環を作り出すために、まず三川町の若者にそういった活躍する場を何かしら提供していくことをぜひ考えていただきたいなというように思いました。

お願いを申し上げます、また次の質問ですけれども、人手不足解消に向けた支援についての質問に移らせていただきたいと思っております。先程答弁の中でも説明をしていただきましたけれども、やはりスポットワークサービスというのは自分のペースで働きたいんだとか、そういったシニア層の方ですとか、例えばですけれども、農家ですと冬場の収入の安定のために何かバイトをですとか、そういった潜在的な労働力の掘り起こしに繋がるのではないかと、というように私も考えたところで、今回の協定についてはかなり期待を持って見ていたところでございます。

人手不足については、ここ最近、特に深刻さを増しているように思います。私も先日、夕刊の新聞配達を手伝わないかというようなお誘いを受けました。1時間でも2時間でもいいから手伝わないかということで、もう切実にお困りのようでありました。事業者にとっては働き手がないということは、例えばそのビジネス形態を見直すことに繋がってしまったり、あるいは販売機会の損失に繋がってしまう、それが売り上げに影響して経営悪化を招いていく、そういったことが考えられるわけであります。

一方で、採用にかかるコストが申し上げましたとおりに、中小企業にとっては大変大きな負担となっているところでございます。5月20日の日本経済新聞には「ハローワーク求人出しても9割空振り、求職者とのミスマッチ拡大」との見出しの記事が掲載をされておりました。ハローワークを介さずに民間のサービスを利用して、職探しをする人が増えていることも背景の一つとしてあるようでございます。スマートフォンの普及もあって求職者の求める条件、これに合った仕事を簡単に見つけられる時代にはなっていると私も思います。

大手転職サイトのサービス、仕事を探す側からしたら大変便利なものでございます。スキルだとか経験だとか条件にマッチした人材、これが求職者を求めている事業者側に対しても簡単にマッチングがスムーズに行くということで大変便利なものでございますが、やはり問題点として、まず1点目は、大手の求人サービスというのは初期費用や手数料が大変高額であります。また、2点目に導入の登録作業、コンテンツ作りが大変難しいということがあります。また、そのコンテンツ作りのために外部に制作を依頼するなどとなりますと、ここでもまた費用が発生するわけでございます。中長期的な雇用を考えますと大変効果のある仕組みだとは思いますが。

町内の事業者の方からも、まずその中長期的な人手というのを確保したいが、まずは取り急ぎその短時間でもいいからということでの今回その要望だったかと思いますが、今回のそのタイミーなど、そういったスポットワークサービスはやはり初期費用がかからない、掲載は無料である。ただ、その採用時の報酬に先程30%というようなお話ございましたけれども、そういったインセンティブが乗ってくるという仕組みのようでございまして、導入がしやすいということはあるかと思えます。ただ、やはりその手数料が乗るという部分が答弁の中にもございましたけれども、おそらく事業者の方にとっては気がかりとなるころだと思えます。

また、そういった費用面でのコストだけでなく、登録作業だとかコンテンツ作りなども大変面倒な作業になるのではないかなというように私は思っております。こうした課題について掲載をしている事業者の方へサポートをしていくような考え、こちらの方について再度お聞きします。お願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 町内の事業者に対しての求人募集サービス利用料への支援等を考えているかといったような趣旨の質問だったかと思えます。現在、多くの求人募集サービスや事業者がある中で、どのサービスを選択するかについては、各事業者の経営判断に委ねられるところだと思えます。提供されるサービスも現在様々ありまして、事業者が負

担する広告の掲載費用、また、サービス利用についても大きく体系が異なるということから、現時点でサービスを利用する事業者に対する支援について、一律の基準を設けるといようなことは難しいと判断しているところでございます。

この度、協定の締結を機にタイミーのサービス利用した事業者に対して支援を行うことにつきましては、他の事業者とのサービスを利用する事業者もある中で、公平性の観点から支援は適当ではないということから、現時点では事業者への支援は考えていないところでございます。町の求人募集サービスの取り組みにつきましては、ようやく第一歩を踏み出したばかりでありますので、今後、各種サービスの利用状況、それから近隣の市町の動向も鑑みながら、引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） サポートですとかそういった費用面に関しては、確かになかなかサポートが支援していくということが難しいかなというようには私も感じたところではございます。ただ、やはり入り口がハードルが高ければなかなか足を踏み入れづらいというところもありますので、タイミー側に対しても丁寧なその利用者の方々への説明サポートなどをお願いしていただきたいというようには考えているところでございます。

また、今回スポットワークサービスを導入していく中で、今現在ですが県が一日農業バイトアプリ「デイワーク」というような活用した事業を行っているかと思えます。こうした農業の働き手を確保する取り組みとして利用されているわけですが、これについて三川町での利用状況ですとか、ニーズはどういったものがあるか。また、農業分野ではこのデイワークを使っていくのか。他の産業に関してはこのタイミーを使っていくのか。これについても事業者側に選んでもらって行っていく、推進していくのでしょうか。そのところをお聞きしたいです。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） まず1点目のタイミーの取り組みにつきましては、事業者それから実際にタイミーのサービスを活用するの方々に対しまして説明会を開催させていただく予定で、現時点ではまず事業者に対してということで、7月の下旬に説明会を開催する予定で調整をしているところでございます。実際に事業者の説明をし、事業者が登録するに至った段階で、今度住民に対しまして、そのタイミーのサービス活用の件で説明の場を設けていきたいというような形で考えているところでございます。なお、事業所につきましては、タイミーの方で実際に広告の掲載の仕方、どうしたら求人が伸びるかというようなこともサポートするというところで協定しているところでございます。

それから2点目のスキマバイトサービスとデイワークの棲み分けという点だったかと思えます。タイミーのスキマバイト募集サービスにつきましては、まず職種を問わず、あらゆる仕事について短時間、単発での就労マッチングが可能というようになっておりますが、一日バイトサービスのデイワークにつきましては、農業に特化したサービスというようになっております。こちらの方は一日単位でのマッチングというようになっております。

その中で、タイミーにつきましては、先程来お話をしておりますとおり、労働者に支払う

報酬の30%が手数料とか利用料ということで負担をしていただくこととなりますが、現段階でデイワークにつきましては掲載も無料、利用も無料というような形になっておりますので、農業に関してはデイワークを使うようお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。そういったところでより掲載される事業者にとって有利な方を使っていたかという点では、そういった棲み分けですとか、それは基本的な考え方としていいのかなというように思ったところでございます。

また、答弁の中でもありましたけれども、このスポットワークサービスに対しての不安を解消するためにやはりタイミーとの協力があって、そういったきっちりした説明をしていくというところが大事かなと思いました。少しネットで見た限りですと、採用した人が当日に来ないのではないかとか様々なトラブルが実際に起こっているような形でした。そういった不安もあってなかなか、「どうしよう、使いたいけれども使えるんだろうか」と不安になっている方もいらっしゃるの、そういった透明性を保つ、安全性ですとかそういったところに関しては、やはりタイミー側からの丁寧な説明を求めたいなというところでは、

将来的には、実際に利用が進んでいきますと様々な問題、トラブルがやはり起こってくるかなというように思います。そうした際に町としても相談窓口のようなものを設置するなどのお考えはありますでしょうか。お考えをお聞きます。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） このサービスにつきまして、現時点で町の方にその窓口を作るということは考えておりませんでした、必要に応じて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 窓口としては、やはり第1段階はそのタイミーが設置しているサポートセンターのようなところにお問い合わせをいただいて、そこでもし何かあれば町の方にまた伝えていただくですとか情報提供をもらうというような形になるのかなというようにも想像したところでございます。どんな問題が起こっているのかも把握しておく必要があるのかなというようには感じたところでございます。

今までも商工会と連携をして様々な経営課題に対する支援を行ってきたかと思えます。また、中小企業にとっては大変大きな困難が多く続いているように思えます。人件費、エネルギー価格の高騰、そしてまた今回は米国の関税政策によってサプライチェーンに対する原価圧縮への圧力が高まっていく、そういった懸念もあるのではないかと私は思います。今回質問をいたしました人手不足の問題も事業継続への大きな問題の一つであると思えます。引き続き、町内事業者、商工会と密な情報交換を行っていただきますようお願いを申し上げます。

また、今回の連携協定によってシナジー効果もたらされ、町民の皆さまにとって価値あるパートナーシップとなることを望んでおります。ライフスタイルに合わせた様々な柔軟な

働き方の選択ができる。自分のスキルアップや視野を広げることに繋がられる。また、収入が増えて暮らしの安定に繋がっていく。町民の生活がより豊かなものになりますようにご期待を申し上げまして、私からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（町野昌弘議員） 以上で8番 佐竹優子議員の質問を終わります。
暫時休憩します。 (午後 1時57分)
- 議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時30分)
次に、4番 土田市子議員、登壇願います。4番 土田市子議員。
- 4番（土田市子議員）

1. 中学校通学バス支援事業について	1. 中学生の安全・安心な通学環境の整備として町の補助金を予算化しているが事業の内容について伺う。 2. 通学バス運行に町では、同じ三川町立でありながらなぜ小学校と中学校別々に考えているのか伺う。 3. 毎年外部へ高額な補助金が支出されている。町でバスを購入するような考えはあるか伺う。
2. 文化財保護について	1. 小学校社会科副読本「わたしたちの三川町」にも一覧が載っているが、どのように活用していくのか伺う。 2. 保護のために町では何をしているのか、また維持管理はどのようになっているか伺う。
3. にぎわいの町 誘客について	1. 70周年記念誌「なかなか三川町」の最後に東京からのアクセスが載せてあったが、誘客についてどのようにお考えか伺う。 2. パルク赤川で70周年記念イベントの実施を計画していることを、望郷みかわでもPRしているが、どのように計画されているのか伺う。

令和7年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問を行います。

1、中学校通学バス支援事業について。

中学生の安全・安心な通学環境の整備として町の補助金を予算化しているが事業の内容について伺います。

通学バス運行に町では、同じ三川町立でありながらなぜ小学校と中学校別々に考えているのかお考えを伺います。

毎年外部へ高額な補助金が支出されておりますが、町でバスを購入するようなお考えはあるか伺います。

2、文化財保護について。

小学校社会科副読本「わたしたちの三川町」にも一覧が載っておりますが、どのように活用していくのか伺います。

保護のために町では何をしているのか、また維持管理はどのようになっているか伺います。

3、にぎわいの町 誘客について。

70周年記念誌「なかなか三川町」の最後に東京からのアクセスが載っておりましたが、誘客についてどのようにお考えか伺います。

パルク赤川で70周年記念イベントの実施を計画していることを、望郷みかわでもPRしておりましたが、どのように計画されているのか伺います。

以上、議会の1回目の質問とし、自席にて再質問させていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の中学校通学バス支援事業について及び質問事項2の文化財保護に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項3のにぎわいの町 誘客について、1点目の誘客に関するご質問であります。観光資源の少ない本町におきましては、庄内地域や隣接市町と連携し、広域的に観光事業に取り組むことが不可欠であると認識をいたしております。そのため、70周年記念誌は、首都圏をはじめとした大都市にも配置しており、誘客を図る意味でも交通アクセスを記載しております。また、観光振興に不可欠な高速交通手段の周知も並行して進める必要があることから、「庄内空港利用振興協議会」や「庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会」などと連携し、首都圏に向けた地域PRの促進にも努めているところであります。

その一方で、本町独自の取り組みとしても観光誘客に取り組んでおり、現在、いろり火の里を中心に菜の花まつりや納涼祭、庄内カレー食べくらべなどのイベントを実施しているところであります。これらのイベントは、首都圏をはじめとした大都市からの誘客よりも、主に県内や近隣市町からの来訪者や町民の皆さまに参加いただくことを目指したイベントになっており、地域のにぎわいを創出するという観点から、大変有効な事業であると捉えております。

観光誘客の手法につきましては、この他にも「SNSを活用した情報発信」や、「農業や食文化を活かした体験型事業の実施」など、様々な方法があると認識をいたしております。今後も多様な手法を取り入れながら、地域のPR、にぎわいの創出に努め、交流人口や関係人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の赤川河川緑地ふれあい広場、通称パルク赤川で計画しているみかわ誕生70周年記念イベントにつきましては、現在、建設環境課、産業振興課、教育課などの関係各

課並びに三川町観光協会などが連携し、その企画内容の詳細について検討を重ねているところでもあります。

具体的には、例年夏に実施していた「ごっこしめ」のほか、田田大橋下流側に整備いたしましたグラウンドの利活用を促すべく、恐竜の着ぐるみによる徒競走「ティラノサウルスレース」の実施や移動式の仮設遊具の設置、また、キッチンカーによる飲食物の提供などを計画しております。開催時期につきましては近年の気候状況も考慮し、9月13日土曜日の開催の方向で各方面と調整しており、その詳細については7月から8月を目途に町民の皆さまへお示しできるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の中学校通学バス支援事業について、1点目の補助事業の内容に関するご質問ですが、これは中学校PTAが主体となる冬季通学バス運行委員会が、民間のバス会社と委託契約を締結して実施するバス運行事業に対し、利用生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、町が補助金を交付しているものであります。

2点目のバス運行に対する小中学校の違いに関するご質問ですが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4 km以内、中学校にあつてはおおむね6 km以内であること」と規定されており、中学校はその基準内となっているため、基本的に徒歩または自転車通学となります。そのため、中学校PTAにおいては冬季通学バス運行委員会を作り、自主組織として冬季通学バスを運営・運行しているものであり、運行対象の町内会や運行経路などの基準は、すべて冬季通学バス運行委員会が独自に定めていることから、町のスクールバス運行基準とは異なるものであります。

次に、3点目の通学バスの購入に関するご質問ですが、現在実施している中学校の冬季通学バスに対する町の支援を、当面継続していく考えでありますので、現時点において新たな町有バスの購入は考えていないところであります。

質問事項2の文化財保護について、1点目の活用に関するご質問ですが、文化財はその性質上、一度失われると二度と元に戻らない貴重な地域資源であり、単なる歴史的建造物や物品にとどまらず、地域に代々伝えられてきた文化や人々の記憶をも宿しております。これらを保護、保存して後世の地域社会の礎として伝えていくことが活用であると考えております。

また、地域を知る教育活動としても重要な役割を果たしております。小学3年生と4年生が使用する社会科の副読本により、文化財に対する興味や関心を育む取り組みが行われており、地域の歴史や文化について学ぶ機会を得ております。特に、子どもたちが興味を持つ文化財については、総合的な学習の時間などで更に掘り下げて学習を進め、実際に地域に出かけて文化財の見学や調査を行っており、これにより習得した知識が、地域への愛着や郷土愛に繋がるものと考えております。

2点目の文化財の保護及び維持管理に関するご質問であります。本町における文化財は神社や寺院、個人が所有しているものが多く、それぞれの所有者が保護及び維持管理を行っているところであり、所有者には毎年謝礼を支払っております。また、町の文化財保護審議会委員が年に1度、一つの地区において巡回点検を実施しており、文化財の状態を把握し、劣化や損傷などがいないかを確認しているところであります。なお、修理等に多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合には、その経費を支援しております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 様々な面からご答弁の方ありがとうございました。まず、中学校の通学バス支援事業についての方から入りたいと思います。冬季間、県道333号線ですか、そこを通り三川中学校の体育館脇にバスが3台ほどとまっております。朝夕の送迎しか使われていなくてもったいなと思って私見ていました。それで日中の高齢者の社会参加活動の参加のときの足に使われたらとうらやましくなって私見ておりましたけれども、ところが今ご説明にありましたように町のものではなく、中学校のPTA、通学バス運行委員会のものであることが分かりました。

更にまた中学生を持つ保護者の方から数名より、バス代が高くて何とかありませんかという相談も受けたところ。様々調べましたところ、令和6年度につきましては12月2日から3月14日までの授業の日、土日祝日を除いての運行に使っているようでした。町では運行費用に対する助成金として予算額で1,243万円の助成金が充てられておりました。この金額はどのような算定であったのでしょうか。バスの台数なのか、利用日数なのか、距離なのか、生徒の数なのか、算定にあたりPTAの通学バス運行委員会にすべて任せているのか、その辺の町ではどのくらいの関わりを持っていたのか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず議員おっしゃいますとおり、日中、3台、4台、中学校の近くにとまっているところを見受けられるというお話でありました。また、それを活用できないかというようなお話でもございました。これに関しましては、私の方でも少し委託バス会社の方にも確認をとったところでございます。あくまでも中学校のバス、決められたルート、決められた時間に運行することに対してのバスの委託ということでありまして、それ以外のルートを運行する際には、料金はそれはまた別の話ということでありました。

バスを中学校の敷地に置かせていただくのは、いわゆるその事業者のバス4台をまた引き返すよりもその場に置かせていただいた方がまた委託料等も下がるという面もあろうかと思っております。そういった面で実際日中には数台とまっておりますが、それを利用することはかなわないというようなことでございます。

そして、保護者の方からのバス代が高いというようなお話をいただいたところでございます。これに関しましてはそういったご意見もあろうかとは思いますが、町の方としては先程議員もおっしゃられましたとおり、令和6年度におきましては1,100万円近くの補助金を町として支出をしているところでございます。これが保護者負担額、昨年度、令和6年度にお

きましては2万2,000円ということでありました。1人当たりの運行経費を割返しますと令和6年度実績においては1万5,750円という試算が出ております。このうちの2万2,000円は保護者が負担をしておるところでございますが、それ以外のところ、大体8割を超えるぐらいの金額であります。これを町が補助金として支給をしているところがございますので、この点につきましては町が多額の費用を負担して保護者の負担軽減を図っているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、算定の方法ということでございました。これに関しましては、バスの補助金の交付規定がございます。これを読み上げますと、保護者の代表が通学バスに係るその費用から特定の収入を控除した額で、予算の範囲内で支給するという記載になっております。実情といたしましては、バス会社からの委託費用、見積もり、それが出てきますので、その費用を鑑みまして、また町の予算も見ながら、PTAの方と相談をしながら、町の補助金の額、また実質的には保護者の負担額を決めているというような状況でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） だいぶ煮詰まって分かってきました。平成23年、PTA通学バス運行委員会を立ち上げられたそうです。当時の背景をご存知だとは思いますが、再確認させていただきます。当時、乗り合わせて送迎する際、事故リスクまた同乗者責任に対応できなかったことと保護者が送迎する際、町道助川三本木線で渋滞が発生し、一般の方々に迷惑をかけていたこと、それに東郷地区で運行されていた路線バスが廃止されたこと、また、酒田市鶴岡市間で運行されている路線バスに乗車する中学生であふれ、一般の方々の乗車に迷惑をかけていたこと、中には町内会ごとにタクシーを借り上げて通学するという意見等もあったそうです。これだけの困難事由がありながら、町のスクールバスを使えなかったというのは、先程教育長からのお話もありましたが、学校の設置基準が中学校が6kmを超える場合という6kmの壁があったからでしょうか。

しかし文部科学省では、冬季については明確に基準は示されているわけではないとも謳っております。つまり、日本全国では全く雪のないところもありますし、豪雪地帯もあるから判断を任せるといえるものではないかと推察されます。ともあれ平成23年、14年前は当時の最善の策でこのようになったかと思われそうです。現在令和6年11月6日のPTA冬季通学バス説明会の資料によりますと、令和6年度には63日間の利用で、町の助成金が1,127万円、保護者負担が249万円合わせて1,377万円のバス運行費が委託業者へ支払われたようです。これが毎年このような形で多額の委託料が支払われていたようです。一方、小学生のスクールバスは通年、しかも冬季は低学年のために台数も増えておりますが、それでも1,295万円、冬季だけの利用で1,377万円、この金額の差だけ見ますと何か割が合わないように私は感じております。この金額の差をあくまでも中学校のPTA冬季通学バス運行委員会にお任せしているようなことを言っておりますが、この金額の差を見まして、町ではどのように捉えているかお伺いしたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず6kmの基準の話が出ておるところでございます。これに

関しましては様々な考え方があろうかと思えます。まずは中学校通学の距離というところで、国の定める基準内であるということ踏まえまして、町としては直ちにその通学手段として、例えば町のスクールバスを確保しなければならないというところまでは思っておらないところでございます。そして、先程の金額の差というようなお話でございましたが、これはかなりの費用がかかっているという意味でのご発言だというように思っておりますが、これに関しましては中学校のバスの現在の運行に関しまして4台のバスが運行をしているところでございます。マイクロバス1台と中型バスを2台、大型バスを1台使ってバスの運行をしているところでございます。これが朝と夕方という形になってございまして、また近年バスの運行事業者の関係も休息をとらなければならない等のこともありまして、また当然燃料費の高騰というところで委託料金も徐々にやはり上がっている傾向にあると思えます。

確かに議員おっしゃられますとおり、かなりの費用ではないかというところだとは思いますが、民間のバスを借り上げしているというところを踏まえまして、また4台運行しているというところから踏まえまして、これに関しては相応の額ではないかなという捉え方をしているところです。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 委託料が年々増えていくということは、やはりこのご時世で上がっていくというので理解はできるんですが、先程教育長の方からもバスの購入は考えていませんということでした。PTAで運営を始めた平成24年から14年も経過しております。三川町も14年前とは周りの環境や考え方、価値観もめまぐるしく変わってきておると思えます。子どもの数も減り、かなり違った環境になっているのではないのでしょうか。このまま前例に倣えの対応を続けて良いものなのでしょうか。

そこで提案ですが、小学校も中学校も同じバスに乗っていいのではないかと。冬の朝にバスが2台も町内に入るより、例えば落合方面であれば落合から小学生と中学生が一緒に乗り込んで押切小学校で小学生が下車し、そのまま中学校へ送るなどすれば1台で済むのではないのでしょうか。成田新田ならば、例えば東郷小学校で降ろしてそのまま中学校へ向かうと。そうしたら、今小学校で使っている分も一緒にできるのではないのでしょうかと私は考えました。現在は落合から横山経由で25分かかっております。成田新田からは16分、すみよし方面からは9分となっております。落合からまっすぐ中学校に行ったら25分もかからないと思うので、たぶんこのような感じでいったらできないことはないと思っております。また、コースの変更などを工夫すれば、何とかなるかなと思っております。そうしますと4台も借りる必要はないと。

今まで町ではPTAの方でやっているのだというずっとその一点張りできた14年間だと思うので、それは昔と今はだいぶ変わっていますし、年々事情も変わっておりますので、今ここで少し考えを元に戻して、このような感じでいったら、もう少し補助金とか財政の方には軽減になるかなと思ったところです。委託先でも国土交通省の上限運賃の見直しやガソリンの高騰により値上がりもあったようですが、保護者においては米の高騰など育ち盛りの子どもの持つ家庭では1人2万2,000円のバス代はきつい負担となっております。兄弟2人い

るお家もあるはずです。

PTA 冬季通学バス運行委員会とはいうものの、教頭が幹事に加わり庶務、書記を行っており、仕事をしている保護者のために合わせて夜の7時からの説明会を開いたり、規約に従い要綱の作成、運行経路、発車時間を決めたり、集金支払い計画なども教師以外の雑務に当たっているのが現状です。現在の教頭先生はちょうど三川町に勤務していたときに、この立ち上げ事業のときの様々な苦勞を知っているので、良心的に今現在は協力してくださっているようです。教師の働き方改革を推進することが学校経営の重点事項にも挙がっております。もし新しい先生が携わったときに、教師以外の雑務であり、果たしてどのように継続、これができるのか、できていくのかと心配されるところですが、この辺のことを考えますと町の考えはどういった考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず小学校と中学校が同じバスに乗ることができないのかというようなご質問でございました。まず、これに関しましては小学校であれば、まず概ね午前8時ぐらいには学校に入ってほしいというところでありますので、午前7時50分ぐらいにはバスが到着する必要があります。また、中学校も概ね同様の時間になろうかと思えます。どうしても時間帯が重なり合ってしまうということもあろうかと思えます。また、帰りの時間に関しましては、教育的なプログラムも、家庭もございまして、その時間でのずれということが生じることもあろうかと思えます。また、一番はそのバスの定員を超えてしまうと。乗車人員が定員を超えてしまうというところがあろうかと思えますので、同じバスに乗ることができないのかということに関しましてはそもそも難しいというように思っております。

また、教頭先生がPTAの業務をされているということに関してであります。議員おっしゃられますとおり、働き方改革という名のもとに学校の先生方取り組んでおるところでございまして。様々なところ、部活動の問題でありますとか、徐々に切り離しているようなところがあります。こういったところではありますが、教頭先生がこのバスの件に関しましてはご尽力をいただいているというところで承知をいたしております。ただ、それに甘えていいのかというところはもちろんあろうかと思えます。これに関しましては、本来の運営主体はあくまでもPTAの冬季通学バス運行委員会でございますので、今後どのような事務、対応をするかにつきましては、PTAの方ともこれから相談検討をしてみたいというように思えます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 乗車人数におきましても様々調べましたところ、冬季通学バス運行委員会の方では頭数で経費を割っているものですから、いくらでも人数を増やしたいということで、例えば青山からですと車で2分ぐらいのところ。6 kmは到底満たしません。それでも乗っていただくと。そして必ず全員が乗ることが条件になっているようでした。その辺から考えましても、例えばそういう先程の6 kmの、6 kmまではいかないんですけども、近くの人が乗らないと、正規に合わせて歩いていただくと、そうなりますと十分できる範囲のことかと思われまます。

そして、午前8時までは、小学校、中学校も学校の方に着いてほしいということだったのですが、例えば一番遠くの落合は午前7時半に出発しております。そして午前7時41分に学校の方に着いておりますけれども、今小学校の方は午前7時20分に登校班集合で冬季のバスの停留所にも午前7時20分集合となっております。これから見ると10分早くしても少し時間をかけても十分間に合う時間となっていると思われまますので、十分この計画でいけば良いかと思えますけれども、今教育課長がおっしゃられたように、もともとの出発点が違うので、これは少し無理でないかというお話でしたけれども、これ先程も申し上げましたように、平成23年、もう14年も経っているわけです。

これだけ世の中がめまぐるしく動いている中で、その前のだから、中学校がPTA主催だから、町だからと、それは今もう一度再確認というか原点に戻して考えるという方向でいくことはできないものでしょうか。それに関してもあくまでも冬季通学バス運行委員会だと言ってしまうとそれで終わりなんですけれども、多額の補助金を町の方でも支払っているわけなので、やはり町の方でも少し考えていく必要があるかと思われまます。

そして、働き方改革ということで、教師にも十分な時間を持っていただきたいと思えます。そして教師本来の業務にあたっていただき、ゆとりを持って子どもたちと触れ合う時間が増えれば、より多くのウェルビーイングが実現できると思えます。これからのことを考えまして、町の対応に期待したいと思えます。

次に、文化財保護について。歴史ある三川町の文化財の様々な時代背景に思いを馳せたり、伝説や逸話にロマンを感じたり、遠く昔を懐かしんだり文化財は私たちの誇れる宝物であると思えます。今年の2月7日にTUYテレビュー山形35周年特別番組でおすすめのパワースポット紹介で、三川町代表として青山神社境内にそびえ立つハルニレの木が放送されました。このように様々なところで紹介されると存在が分かりますが、他の31の文化財についてはあまりよく知られておりません。個人で所有するものはお邪魔して拝見するわけにもいきませんし、せつかく指定を受けていながら残念です。このような文化財を例えばみかわ秋まつりにブースを設けてDVDによる鑑賞ができるようにするなど、今後眠っている文化財を町民に披露する予定など、そういったお考えはないものか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず土田議員からは文化財のPR、こういったところが不足しているのではないかとというようなご質問だと思います。土田議員からもお話がありましたYouTubeでというところに関しましては私もその存在を知って初めて確認をさせていただいたところがございます。アナウンサーが1分間の動画の中にうまくまとめて紹介をしているなど、パワースポットだというところで非常に良い動画だなというように見ておりました。ただおそらく様々なスポットを紹介しているということもあるのだと思えますが、実際、その再生回数としては500回程度というようなどころで見ておりました。これに関しましては、例えばその作成された方々から了承いただければ、そういったところに繋がるような形で、ホームページなどでアクセスリンクを貼るとか、そういったところは可能なのかなというように考えているところがございます。

また、みかわ秋まつり等でのと、住民の方、町民の方に対して、こういった町の文化財があることを周知、お知らせするべきではないかというところに関しましては議員ご指摘のとおりだと私も思います。少し私も調べてみましたら、文化財の紹介ということでみかわ秋まつりにおいては特別展示ということで、アトク先生の館、文化交流館において平成12年度に特別展示を行ったということでございます。また、同じく文化交流館において、毎月月替わりの展示を行っておりますが、その中で文化財を取り上げたのは令和2年というようにございまして。

また、「まなびい」を発行しているわけですが、こちらにおいてシリーズ文化財と題しまして、文化財の紹介をさせていただいておりましたが、これもいわゆる最終回といえますか、最後にその記事を載せたのは平成27年ということでございました。それ以後そのPRというところに関しましてはできなかったというところが実情でございました。でありますので、今後みかわ秋まつりまた「まなびい」等において皆さま方から町の文化財を知っていただくような形で、なかなか実物を持ってくるということは、その移動の関係、損傷したとか、保管、盗難ということもあると思いますので、パネル展示等、そういった形で町民の方、町外の方からもそういった文化財、町の文化財を知っていく機会をこれから設けたいというように思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） ありがとうございます。前に特別展示などを行ってからだいぶ年数も経っておりますので、また住民の考えや見方も変わっていると思いますので、近々そういったものをまた展示していただくと再確認できていいのかなと思いました。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、一度文化財の指定を受けたものに指定期限はあるものでしょうか。価値の見直しはされているのか伺いたしたいと思います。と申しますのは、民俗資料、蛇二オなど逸話にワクワクして期待して、実際に見に行ったところ、野外にあるため風雨にさらされ、あまり良くない状態で現在の姿にはがっかりしました。また、青山のハルニレは伸びて大木となり、異常気象による強風で倒木の恐れがないとも言えません。また、鳥獣被害のサギの糞害の苦情も出ております。近くには民家や平安鎌倉時代に創建された歴史ある青山神社があり、被害が心配される場所です。このような山の神のケヤキとか、青山のハルニレのように命あるものの管理はどのようにになっているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず文化財としての指定の期限があるのかというようなお質問でございました。これに関しましては特に指定期限があるものではございません。ただ、その価値が失われた場合には、その指定を解除するという事はあり得るものというように思っております。そして、また管理というお話でございました。この管理であります、基本的に文化財、町で認定した文化財ということではあります、基本的にはその所有としては個人の所有であるということでもありますので、基本的にはその維持管理は原則としては個人が行うものというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 軽微なところの補修とか保護、維持管理はできるかと思えますけれども、何か年間少しの維持費を支給されているというお話でしたので、ケヤキの木とかハルニレとかそういった大きなものになりますとやはり剪定とか、例えばそういうものは高額になるかと思えますけれども、その辺の助成もやはり年間の微々たる、微々たるというか、それで賄っていくものなのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 何かいわゆる補修等生じた際にはどうするのかというようなご質問でございました。これに関しましては教育長からの答弁がありましたとおり、基本的にはまずは所有者の方からその修復、修繕等を行っていただいているところでございますが、その修理等が多額であるというような形の場合には、町としてその経費の一部もしくは全部を補助金として予算の範囲内で交付するというようになっております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） ありがとうございます。これからも文化財、親しみを持って町の誇りとして見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

次に3番のにぎわいの町の誘客について質問させていただきます。70周年記念誌として、これまでの歩みを再確認し、今までの幸せを感じ、更に前へ進む希望を込めて作成されたものかと私は思いました。最後のページに東京からのアクセスが載っていましたので、この件につきましても先程町長から詳しい丁寧な答弁をいただきまして理解しました。町長が言ったように、私もまず近隣、近くから来ていただいて、まず三川町をよく見ていただきたいと思っております。「なかなか三川町」に載っていたような店とか場所を巡るツアーなどを計画したり、例えばアトク先生の館でお茶を点てて、その後で地産地消の食事を例えばなの花ホールでするとか、そして特産の農家、シイタケ農家の栽培とか農家の見学などをコースに組んで三川町のPRに繋げる作戦などしてはどうかと私は思っております。この辺について、誘客、にぎわいの町をつくる上でこういったところから始めるというお考えはいかがなものでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 町内に観光周遊のコースみたいなものを設置できればというような趣旨のご質問だったかと思えます。大変興味深いお話だなというように拝聴させていただきました。しかしながら仮に周遊コースの方を作るにしても、それが町外の方にとって魅力的なものになるのかというところでは、現段階では厳しいものがあるのかなというように感じているところであります。本町としましては引き続き観光誘客のための観光資源の掘り起こし、それから魅力の再発見に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 先日、庄内町でもやはり町内を回るツアーなどを企画しまして、私も参加させてもらいましたけれども、結構にぎわっております。参加者の中にも全く知らない同士なんですけれども、いつの間にか一体となって手を振ったり、笑ったりと様々な活

性化がなったようでした。何もしなければ、何も無い町で終わってしまうので、何かを一步から始めていった方がいいかと思います。後程少しその辺も企画に加えてもらえればありがたいと思います。

次に、パーク赤川でのイベント、様々企画されているようなので、楽しみにしております。このようにパーク赤川がにぎわうと三川の自然の豊かさや人の温かさを感じ、いいところだなと思って心が和みます。2点お聞きします。人が集うということは、トイレの心配があります。現在、親水エリアに一つ、交流エリアに一つしかなく、それもあまり衛生上よくないようなトイレであり、いかがなものでしょうか。大きなイベントに対応できるのでしょうか。また、増設する予定はないのかお聞きします。

もう1点は毎年熱中症が心配されております。河川法の縛りもあろうかと思いますが、イベント時にはテントを立てますが、それ以外には何も無いので、常時使えるシェルター的な避難所などの設置のお考えはないものかとお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 2点ご質問いただきました。まず、トイレについてでございます。以前より議会の一般質問でも、そのトイレの話はご質問いただいております。その中でご答弁申し上げておりますのが、やはりその河川の堤防内というどうしてもこれは設置、公園の性質上どうしようもない、もともとの現状というところがございまして、これについては今の現状の移動式のトイレで対応させていただいているところです。これを例えば鶴岡市が行っていらっしゃるような本格的なトイレの設置ということになりますと、やはり増水時に移設、撤去という問題が必ず出てきます。

本町のパーク赤川でございましてけれども、河川の形状上、位置的な要因もございまして、比較的容易に高水敷、いわゆるグラウンドの部分、公園の部分まで水位が上がる、これはもう避けて通れない現状がございまして。一方、鶴岡市の赤川のグラウンドにつきましては、あそこは我々のパーク赤川よりも断面的に非常に余裕がありますので、あそこはなかなか高いところまで水位が上がらない、逆にあそこでは水位は上がらないけれども、パーク赤川では浸水してしまうという、そういった地理的などどうしても要因がございまして、そういったことを鑑みたときに、ではそのトイレを良くして、水が上がるたびにトイレ業者を呼んで撤去してとなくなってきますと、限られた予算の中でトイレにかかる費用、それをどれくらい見るのか、町としてそれを負担しきれぬのかといった問題もございまして。

その一番の最適解が鶴岡市の形というのはもちろん我々も重々承知はしておりますけれども、現在、町の規模として身の丈に合った施設のあり方という意味では、あれがベストとは申し上げませんが、ベターなのかなということで、このような形で整理させていただいております。

また、9月に予定しておりますイベントにおきましては、現状あの数では収容人数に対して不足するであろうということは当然想定をしておりますので、仮設業者に事前に相談しております。約10基の仮設トイレ、洋式、あとは男性用のトイレ、併せて10基ほどをレンタルする予定で計画を立てております。

また、イベント時は当然テントを立てるということで、そういう計画をしておりますけれども、常時日除け、熱中症対策ということで日陰がほしいと、そういったご要望も承っております。しかしながら、これも先程のトイレの話と重複するんですけども、やはりその河川法の規定、あとはやはり仮設で仮にその設置を許可いただいたとしても、増水時はそれは必ず撤去しなければならないという問題がございます。これも業者に依頼するという形も一つ取れるわけですけども、これが赤川の上流にあります荒沢ダム、月山ダム、これらの放流量合わせて私の感覚でいきますと400から450 m³、毎秒あたり、それくらいの放流量になりますと、パーク赤川の浸水が想定されると。

そういったときに業者に依頼して都度撤去してもらおう。あるいはそれを職員が撤去するかという話にもなるわけですけども、やはりその河川が増水する、イコールその後災害も想定されるというそういったリスク、そういったことも頭に入れた中で、そこに手をとられるというのは非常に町の防災上もそこまでリスクを負ってまでというところもあるのかなというように考えております。したがって、現時点といたしましては、身の丈に合った施設ということで、今の形のままお使いいただくということをまずは念頭に、維持管理を進めてまいりたいというように考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） イベント時にはトイレの方、増設なるということで安心いたしました。何とか多くの方が三川町を訪れることを願って、にぎわいのまちづくりに町も意欲的にしているということが分かりまして、ありがとうございます。生き生きと活気ある三川町を願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、4番 土田市子議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 3時22分）

令和7年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企 画 調 整 課 長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
本間 純 建 設 環 境 課 長	渋谷 淳 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 文 化 交 流 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長
黒田 浩 監 査 委 員	庄司 正廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤 善幸 議 会 事 務 局 長	林 愛 書 記
遠渡 蓮 書 記	佐藤 裕太 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 6月6日(金) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番 砂田 茂議員、登壇願います。7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員）

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 特別障害者手当について | 1. 特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されることとなっている。どのような方が対象となるのか、また本町における支給状況を伺う。 |
| 2. 生理用品の常備について | 1. トイレットペーパーと同じように学校のトイレに生理用品を常備してほしいとの要望がある。常備についての考えを伺う。
2. 「生理の貧困」がコロナ禍で顕在化したことで、内閣府は2021年から自治体での生理用品の無償配布の取り組みを調べている。今年2月公表の調査結果では過半数の926自治体が無償配布に取り組んでいる。本町での取り組み状況を伺う。 |
| 3. 放課後等デイサービスについて | 1. 放課後等デイサービスの役割と重要性についての認識を伺う。
2. 放課後等デイサービスを利用する際に必要とされている通所受給者証の発行を、申請者の状況に応じたものとする考えについて伺う。 |

本定例会において、通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、特別障害者手当について。

特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されることとなっています。どのような方が対象となるのか、また本町における支給状況を伺います。

質問事項2、生理用品の常備について。

トイレットペーパーと同じように学校のトイレに生理用品を常備してほしいとの要望があります。常備についての考えを伺います。

「生理の貧困」がコロナ禍で顕在化したことで、内閣府は2021年から自治体での生理用品の無償配布の取り組みを調べています。今年2月公表の調査結果では過半数の926自治体が無償配布に取り組んでいます。本町での取り組み状況を伺います。

質問事項3、放課後等デイサービスについて。

放課後等デイサービスの役割と重要性についての認識を伺います。

放課後等デイサービスを利用する際に必要とされている通所受給者証の発行を、申請者の状況に応じたものとする考えについて伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の生理用品の常備に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の特別障害者手当についてのご質問であります。特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の満20歳以上の方に支給されるものであります。なお、対象者につきましては、一つ目として、病院・診療所に3ヵ月以上入院していないこと、二つ目として、児童・老人福祉施設、身体障害者支援施設等に入所していないこと、三つ目として、本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えないことの要件を満たす方となっております。

また、本町における支給状況についてであります。本手当は、町が受付を行い、県が支給するものとなっております。令和6年度においては、7名が支給されております。

次に、質問事項3の放課後等デイサービスについて、1点目の放課後等デイサービスの役割と重要性に関するご質問であります。放課後等デイサービスは、障害のある子どもたちが放課後や長期休暇時に安心して過ごせる場所を提供し、日常生活や社会性のスキルを育む支援を行う福祉サービスであります。専門スタッフによる個別支援や学習・療育のサポートを通じて、子どもたちの発達を促し、成長と将来の自立を支えるとともに、保護者の負担軽減にも貢献しており、家庭と地域全体を支える重要な役割を担っているものと認識しているところであります。

次に、2点目の通所受給者証の発行に関するご質問であります。通所受給者証の交付に関しましては、申請書類の他に、相談支援員等が作成する児童の持つ課題や、それに対してどのような方針で支援をしていくかなどを定めた「障害児支援利用計画」や、児童の障害の程度や心身の状況を調査し、まとめた調査票等をもとに審査を行っており、申請者の状況に応じた発行となるよう努めているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の生理用品の常備について、1点目の学校トイレへの常備に関するご質問であります。小学校においては保健室に常備し、必要な子どもたちに手渡しを行っております。この方法としている理由は、単に物品を提供するだけでなく、保健室での手渡しを通して子どもたちに声をかけ、体調の確認を行うなど、更に一人ひとりに寄り添える対応とするためであります。これにより、子どもたちが安心して相談できる環境を整え、心身の健康を支えることができると考えております。

中学校においては、現在はトイレと保健室の両方に常備しております。トイレへの常備については、使用頻度が高いことが見込まれ、より迅速に対応できるよう配慮したためであります。

次に、2点目の生理用品の無償配布に関するご質問であります。女性の健康や生活に大きな影響を与える重要な社会問題として、「生理の貧困」が課題となっていることは認識しております。本町でも、先程お話したとおりに、各小学校、中学校においては、保健室等に生理用品を配備し、必要に応じて配布するなど、対応を図ってきたところであります。

全国的に、一部の自治体等では、経済的な理由などから生理用品を取得することが困難な方々に、無償にて提供している事例があることは承知しております。しかしながら、本町においては、衛生管理上の問題や、種類・サイズなど多様なニーズにどこまで対応できるかといった課題もあることから、現時点において、生理用品を無償配布する取り組みについては、全国的な動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） では2回目の再質問を行っていきたいと思います。まず、特別障害者手当について伺います。この特別障害者手当については、令和5年度、2023年12月の議会定例会の一般質問で取り上げてまいりました。そのとき、私の質問の時間配分が悪く時間切れとなり、議論を深めることができませんでした。その反省を踏まえまして、今回は質問の最初に持ってまいりました。

厚生労働省のホームページによりますと先程町長の答弁にありましたように、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的そして物質的な特別の負担の軽減の一助として手当をすることにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしているとあります。

支給については年4回、3ヵ月分が支給されるとあります。支給額は毎年物価の上昇に合わせてということで、今年度4月から増額されまして、プラス約2.67%の引き上げということで、月額が2万9,590円になっているようです。ここで確認のためお聞きしたいと思うんですけども、前年度まで支給されている方の支給額はいくらだったのか。それと今回の増額でこれまで支給されている方も、この月額2万9,590円の支給となるのか。初めにここを確認したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 砂田議員の質問にお答えします。特別障害者手当の給付額の推移についてのご質問でありました。給付額につきましては、令和7年3月までが月額2万8,840円、参考まで令和6年3月までが2万7,980円ということで年々増加しております。これは先程議員がおっしゃられたように、前年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定するというようになっておりますので、近年の物価上昇に伴いまして、給付額が増加しているものと思われまます。なお、受給されている方につきましては、前年度の額から増額というこ

とで、その年その年で定められた金額を給付されることになっております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） もう一つ再度確認したいと思います。この特別障害者手当の支給される金額ですが、月額、今おっしゃってられますように2万9,590円となっておりますけれども、支給要件を満たしていれば町長おっしゃっていましたが、20歳以上で常時特別な介護を必要な方で所得制限を満たしていれば、一律にこの金額2万9,590円が支給されるのか。所得制限を満たした中で、その所得の多い少ないでも支給される金額は変わってくるものなのか。また、扶養など何かの要件によって支給金額、これは変わるものなのか、もう一度確認させてください。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 特別障害者手当の支給要件に関するご質問でございましたが、この手当につきましては、まず最初の審査の段階で、その一定の所得要件ですとか、扶養の状況等を確認しての承認というか支給決定となっておりますので、支給決定になっているということは、その中での所得の大小及び扶養人数等で支給額は変わるものではないということ承知しております。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） この制度なんですけれども、ご自宅で介護されている方、ご家族にとっては約3万円の手当。本当にこれは助かると思います。支給要件についてはただいま課長からもありました。町長からも伺っております。度々確認させていただきたいんですけれども、支給要件では日常生活において常時特別な介護を要する状態にある在宅の20歳以上の者に支給されるとありますけれども、ここでいう在宅、これは自宅だけということなのか、先程お話がありましたけれども、有料老人ホーム、そのほかグループホーム、そして特別養護老人ホームはどうなのか。また、医療機関に入院されている方はどうなのか。支給要件に該当するのか、もう少し詳しくお聞かせください。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 在宅における判断に関する質問でございます。施設入所や入院における在宅であるかどうかの判断につきましては、主に施設入所者に該当となるかどうかで判断をされます。例えば、特別養護老人ホームや介護老人保健施設への入所は在宅という判断にはなりませんので、対象とはなりません。一方、在宅型有料老人ホームやサービス付きの高齢者向け住宅などは対象となる場合がございます。入院につきましては3ヵ月以上入院をしている場合は対象となりません。在宅の判断に関しましては、個々の施設入所の状況等で異なることがありますので、申請があった際に適切に判断をさせていただいているところであります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 我が党に寄せられた事例なんですけれども、ある市役所で施設の入所者は支給対象外という説明を受けました。また、別の事例なんですけれども、医療機関に診断書もらいに行ったところ、高齢者は受けられないという説明があったんですけれども、実

際、これはどうなのでしょう。全国的な事例を見ると、行政側にも医療機関側にもあまり知られていない制度ではないかと思います。要介護4以上で重度の難聴それから認知症のある方などはこれ対象となります。要介護3以上でも対象となり得ると指摘されるお医者さんもおられます。全国で要介護4以上の方は約143万人、特別養護老人ホームに入所されている方の数は約45万人、これを除くと約100万人。更に3ヵ月以上、介護医療院や養護施設の入所者、そして医療機関に入院している方、これらを考慮すると、大体90万人ぐらいの方がこの特別障害者手当に該当するのではと言われております。

一方で、特別障害者手当の受給者は13万6,000人となっているようです。特別障害者手当を受給できるのに、申請をしていない方が相当おられると言われております。本町ではどうなのか。本町の特別障害者手当の支給状況は7人ということでした。要介護4以上の方の数、そして特別養護老人ホームに入所されている方や3ヵ月以上医療機関などに入院、入所されている方の数などで、また全国的な割合でも本町でもこれくらいの方が支給の対象になるのではと見えてくる面があるのではないかと思います。支給対象にあるのに制度を知らない。したがって申請をしない、そういう方がおられるといったところも着目して検証していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 対象となっている方が申請をしていないことによって受給できないのではないかとということで、その辺に関しましてお答えさせていただきます。まず、特別障害者手当につきましては、介護度が高いだけでは、やはり該当にならずに、障害者であるということが、障害であるということが認定されることが重要かと思っております。その中でただし支援対象でよくよく申請を続けていくと支援対象になるという方もいらっしゃると思っております。ただ、対象であるのに制度を知らないという町民も少なからず存在はしているのではないかなと推測されます。町では、これまでもホームページで周知を図りましたり、窓口相談等に来られた場合等には状況に応じて情報をお知らせするという事は行っておりますが、周知が不十分ではないかと言われると、そういう面も否めないのかなと少し感じたところです。周知につきましては、広報等も含めまして、どのような発信が有効であるかを検討しながら対応を図っていく必要があるのかなと思っております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） この特別障害者手当については、しんぶん赤旗がこの間報道してまいりました。この記事を読んだ方が自分にも受給資格があるのではないかと申して申請したケースについて若干紹介したいと思います。要介護4で、在宅で暮らす93歳の女性の方です。息子さんが一緒に同居されていて、介護をしております。息子さんが仕事に出かけてデイサービスのないときには一人にすることができないので、近くに住む妹さんに来てもらっているということです。それで2ヵ月に一度、通院に付き添い、介護タクシーが1万円かかってきました。このような特別の負担をしているのに、特別障害者手当の受給対象ということを知らずに過ごしてきたということでもあります。

先程役所あるいは医療機関で高齢者はだめですよとか施設入所者は対象外といったよう

な間違った説明があるわけですが、この方も役所に申請の相談に行ったら通らないかもしれないよという説明を繰り返し4回受けたということでありました。これは宮城県の都城市にお住まいの方の事例でした。やはり制度、自分に該当するのであれば適用してほしいと、月約3万円の手当というのは本当に重みのある制度だと思います。

私も以前に確か4年前だと記憶していますが、この特別障害者手当の記事を読んで初めてこういう制度があるということを知って、お二人の方にこの新聞記事を手渡して、家族の方が支給要件に当たるのではないかと話したことがあります。お二人ともこの特別障害者手当のことを知りませんでした。新聞記事を読んで自分の家族にも支給資格があるのではないかと考えて申請したら認められたと、本当に助かったと、母の介護のためにフルタイムで働くことができない、当時は月2万8,000円弱ぐらいだったと思うんですけど、お二人の方が本当に良かったと言っておられました。また、他のケースでは以前、母親の介護で大変だと言っておられた方に伺ったときには、先月に母親が亡くなったと、母親が亡くなる前にもっと早くこの制度を知っていれば、これまでの苦しかった生活も少しは楽になったのにと書いておられました。このように、支給資格のある方は、つまり障害ゆえに特別な苦勞をされている方がこの特別障害者手当を受けられるように、行政としてこの制度を広く発信していただきたいと思います。

次に、生理用品の常備の方に入ります。4月に高校に進学した学生から3月ごろから中学校のトイレに生理用品があったと聞きました。そして、先日、中学校の方に行きまして、教頭先生から案内をしていただき、実際に女子トイレに生理用品がある状況を見てまいりました。これはユニ・チャームというメーカーから2冊のガイドブック、1冊は「もうすぐ大人になるキミへ」というガイドブック、そして「初経期のお子さまをサポート」というおうちの方へというガイドブックと一緒に提供されたというものということでした。置いてあったのは、トイレの個室ではなくて、手洗いのところ、その端の方にプラスチックケースの中に入れて置いてある状況でした。

これまでの議会で私度々この生理用品については質問させていただきましたが、令和3年9月の議会定例会一般質問のときの私の質問に対して、当時の教育長からはトイレへの常備については衛生面での課題もあることから常備は考えていないと、こういう答弁をいただいております。また、続いて次の議会12月議会定例会のときには、トイレトペーパーは個室にそのまま備えられているのに一個一個包まれている生理用品については課題はないと思うんですがという私の質問に対して、当時の教育課長からは前回の9月議会の答弁の衛生面ということについては、特に小学校のトイレにおいて、小学生については生理を迎えていない子も多くありますので、使用頻度があまり高くないだろうと、トイレのすべての個室に配置した場合、その配置したものが使われずに長期間置かれてしまうことも十分想定されておりましたので、そういった意味で衛生面での課題があるというお答えをしたとのことでした。併せて中学校では衛生面という課題はそれほど高くないと感じている、こういうような答弁をいただいております。もう一つ、これも議事録からになりますけれども、令和5年9月議会定例会では現教育長から、町内の学校現場において生理用品については保健室に常

時保管し、必要な児童生徒から申し出があった場合に無償で使うことができるようにしておりますと、そのようなことから、学校のトイレへの生理用品の常備については、管理上、衛生上の問題、課題もあることから現時点では考えていない。こういう答弁をいただいております。

そこでお聞きしたいと思います。以前言っておられた、今回は衛生上の課題というようにはおっしゃっておられませんでしたけれども、前に言っておられた衛生上の課題というのはどういうものだったのか。そして今答弁ありませんでしたので、その衛生上の課題は解決されたというような理解でよろしかったのかお聞かせ願います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず衛生上の課題というようなことでございました。衛生上の課題といたしましては、前の議会等でもありましたとおり、トイレの個室に長期間置くということに対して置き方の問題もあると思います。また、そのものが随時使われていくという状態になるのか、それともそれがそのままどまってしまうのか、このような問題もあろうかと思えます。そういった点もございまして、今まではなかなかトイレに常備するということが難しいということでお答えをしておったところでございます。

また、今回、中学校においてはその課題をクリアしたのかというようなご質問ということだと思います。本町におきましては生理用品をトイレに常備するということにつきましては、今まではやはり衛生面、管理面、そういった課題も多いということで、慎重な対応をとってきたところでございます。具体的に言わせていただきますと様々な多数の方が使用する場所で、例えば不適切な使い方、もしかしたら場合によっては持ち帰りの問題、こういったところもあると思います。また、補充のタイミング、在庫管理というところも様々な継続的な運用を行うというような意味では懸念があったのかなというように思っております。

しかし、中学校においてはやはり使う機会も多いだろうというようなところを踏まえまして、これらの課題をできる限り解消してトイレ、個室ではありませんが、その手洗いのところではございますが、そこに常備を実施したというようなところでございます。議員おっしゃられましたとおり、手洗いの場所に小物入れを置いて、そこに置いているというような形でございます。また、管理面といたしましても、養護教諭が定期的に見回りを行いまして、数量でありますとか、そういったところの確認等も行っているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） これまで質問してきた際には、トイレの個室に行ったところでの質問をしてきました。今回もトイレトーパーと同じようにという言い方で、トイレの個室と受けとられていたような感があります。これは私の質問の仕方が悪かったと思います。意図は個室に限らず、手洗い場も含めたトイレということで、トイレに行けば当たり前前にトイレトーパーはあるという意味でのトイレトーパーと同じようにということでのご理解をお願いいたします。

その上で続けてお聞きします。先程の手洗いのところに置いてあったメーカーから提供されたもののところに張り紙がしてありました。そこには「自分で準備するのが基本です」と、

そしてその後に急にという言葉の後にびっくりマーク、そして忘れたという言葉の後にびっくりマークなど書いてありまして、困ったときには自由に使ってくださいと。数に限りがありますので、在庫がなくなったら終了しますと、こう書いてありました。そして最後に体調が悪い、相談したいことがあるときは保健室に来てねとありました。体調が悪いとき、相談したいとき、保健室にこれは当然のことだと思います。

私が疑問に思ったところ、在庫がなくなったら終了しますと、これはどうなんでしょうか。先程継続されるというようなお話もあったようですけれども、提供された在庫がなくなったら、今後も保健室にあるものを切れ目なく補充する。そういう方向で行っていただきたいと思うんですけれども、再度お願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 在庫がなくなったら終了かというようなご質問でございました。確かに、中学校のトイレの方の張り紙の方には議員おっしゃられたような形で、在庫がなくなったら終了という記載があることは承知をいたしております。これに関しましては、また新たに昨年度提供いただいた事業者よりまた提供をいただけるというような話を現在いただいております。数に関しては、今現在取りまとめを行っております。また、もしその事業者が今後提供をしてくれないということも当然あるかと思えますし、その在庫が切れるといずれは切れるということが当然想定されるものでございます。これに関しましては、当然、児童生徒が学校生活を快適に過ごすためには、必要な物品であるという認識は持つておるところでございますので、もし在庫が切れるような事態になりましたら、それにつきましては、以後は当然、学校予算で対応すべき問題であるというように考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 大変前向きなお答えをいただきました。特に思春期の月経は周期も不安定で、いつ来るか分からないという性質のもので、そして一人ひとりの数だけ違うものと理解しております。月経周期のことを習っていても、その周期はばらつきもあり、そして自分の意思でコントロールできるものではないとも聞いております。また、授業と授業との間の休み時間にトイレに行ったときに気づき、保健室にもらいに行き、そしてトイレに行って教室に戻る。これは大変なことだと思います。この中で管理上の点も何点かお話いただきました。ある学校の取り組みでは、掃除当番の生徒が置いている状況を確認してなくなったら保健室に保管してあるものをまた補充すると、そういうような取り組みをしている学校もあったようです。本当に今後も子どもの気持ちに寄り添った対応を継続していただきたいと申し上げて次の質問に移りたいと思います。

学校以外での取り組みについて伺いたいと思います。本町は現時点では考えていないというご答弁でした。まず、最初にお話ししましたが、内閣府は2021年から自治体での生理用品の無償配布の取り組み、これを調べています。経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困、これがコロナ禍で顕在化したということを受けたもので、今年2月公表の調査結果では、過半数の926の自治体は何らかの方法で無償配布に取り組んで

いるということです。取り組む理由では、実施する自治体が増えてきたこと、それから住民の要望があった、このようなことが挙げられております。

そして、内閣府の担当者が言っているんですけども、まだ自治体すべてで行っているわけではありません。調査結果を公表することで広がってほしいと、こう内閣府の担当者が語っています。今、全国的には商業施設それから交通機関、また、飲食店やオフィスなどでも無償の提供でトイレに設置する取り組みが広がっているとのこと。窓口での対面による受け取りに抵抗のある方のために、庁舎内のトイレに置いている自治体は121となっているようです。このようなことを受けて本町でもこれからの取り組みを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいま砂田議員より本庁舎、役場等公共施設の方でもこういった生理用品を常時備え付けるような取り組みを考えてみてはいかがかというようなご質問かというように思います。現在、三川町の役場庁舎それから様々な公共施設につきましては、生理用品等の設置は現在までしていなかったところでございます。内閣府での調査で、926 団体がこの生理用品等について何かしらの対応を図っているということで挙がっていたようでございますけれども、私もその調査の方の内容を少し確認させていただいたところでございますが、この926 団体の中には三川町も一応含まれているのかなというように見たところでございます。

三川町としては、中学校等の生理用品等、中学校への配布、小学校等への設置といった部分でのまず該当する1市町村として名前が載っていましたし、この926 団体につきましては学校への備え付けているだけの自治体もありますし、そういった庁舎ですとか、公民館、コミュニティセンターなど様々な施設に応じて、その自治体が持っている考えのもとに設置をされてきているのかなというように思うところでございます。

先程来のお話の中でもありましたが、管理の問題とかも様々な衛生面の問題もございまして、特に生理用品というのは、女性に対しては非常にデリケートなものでもございますので、こういったものへの衛生面での管理のこともそうですし、場合によっては持ち帰りといったことの問題も先程来も話にございました。そういった部分での対応がどこまでできるのかという部分もありますので、まず他の市町村の動向も考えながら本町では注視してまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7 番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 自治体の庁舎内のトイレに配置しているところは先程言いましたように121 となっております。3月の末にSNS 上で生理用品をすべての公共トイレに設置してほしいと投稿した三重県の県議に大量の誹謗中傷や殺害予告メールが届いたということがありました。三重県津市役所のトイレに生理用品が設置されていないことに触れ、今日いきなり生理になって困った、トイレットペーパーみたいに生理用ナプキンをどこでも置いてほしい、こう投稿したところ、これに対し常時ポーチの中にナプキンを一つ入れておきなさいとお母さんから教えてもらえませんでしたか、女の子のたしなみですよと生理の困りごとを

母親の問題にして自己責任を強調する内容が投稿され、同時に約 8,000 通もの殺害予告メールが送りつけられたというものです。この県議は警察に被害届を出した後に記者会見で生理用ナプキンを持っていないことは責められるべきことではない。女性が挙げた声を黙らせようとする者にはしっかりと声を上げていきたいと、こう訴えておりました。同時に、「体調不良で予期せず、生理不順になることはいくらでもある」や、「ずっと女は口封じされてきた。私も黙らない」など、連帯する声も上がっておりました。

政府も推進する生理用品のトイレへの設置を発信しただけで、このような殺害予告とともに生理への無理解に基づく誹謗中傷が相次いだことは、生理への理解が社会全体としてまだまだ不足しているのではないかと思います。そこで伺いたいんですけども、こういう生理の問題は個人の自己責任にするのではなく、社会的な解決が必要なのではと思います。そういう認識を女性、男性という性別を問わず広げていくことが大切だと思うんですけども、これについてのご見解を伺えればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今ほどのご質問の中に、そういうような生理用品の必要性を訴えただけで、そういった殺害メールが届くような、そういう世の中ではあってはいけないというようにまずは私としては思うところでございます。そういうところで、生理に関しての様々な諸問題に関して、世の中の理解という部分に関しましては、やはり幼少期からの教育というものがようになってくるのかなというように思うところでございます。

学校の中では、そういった女性の様々な体の変化において起こり得る内容につきましては、様々な教育の一環でも、小学校及び中学校で必要に応じてそれぞれ学んでいるというところでございますので、現在はそのような中で様々な面でこういった内容についての理解というのが得られてきている世の中にだんだん変わっていくのではないかなというように個人的には思うところでございます。そういった中で自治体としましても、教育委員会並びに関係する所管の課としても、こういった理解というものも、今後普及していかなければならないというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 子どものころからの教育が大切ではないかと、そういうように認識しました。女性が子どもを多く出産していた過去に比べて生涯月経回数が格段に増え、経済的負担とともに生理用品が必要になるという精神的負担も大きくなっている現代と認識しております。性と生殖に関する健康と権利は当然の要求であり、生理についてこれは女性だけのことではなく、ともに生きる男性のことでもあると思います。人としての尊厳、安定した豊かな生き方をする上でもとても大切なことだと思います。先程来申し上げています 926 の自治体で行っている無償配布、そして 121 の自治体で行っているトイレへの常備を本町でも今後検討していただきたいと、そういう時期に来ているのではないかとというように申し上げ、次の質問に移ります。

放課後等デイサービスについて伺います。放課後等デイサービスの役割、重要性、先程お聞きすることができました。障害児の学童保育とも呼ばれていて、放課後デイとも略され呼

ばれることも多くあるようです。発達の遅れが気になる子どもたちを支援する放課後等デイサービスハーモニーが、三川町では初めてとなる事業所が、4月から開所されております。

「鶴岡市にある放課後デイを利用しているが、三川町からは遠くて迎えに行くのが大変」「仕事をしながら本当に大変」などの保護者の声を受け、地域貢献の一つとして認可を取得し、現在は小学1年生から中学3年生までの児童生徒7人が利用しているとのことで、これは山形新聞、荘内日報でも紹介されておりました。

こちらのハーモニーの方には、三川町以外の子どもも利用しているとのことでした。鶴岡市などにある事業所も含めて、この放課後等デイサービスを利用している三川町の児童生徒の推移、それから現在の人数はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 放課後等デイサービスにおける利用者数の推移と現在の人数というご質問でございます。推移に関しましては近い方から言いますと令和6年度が14名、令和5年度が10名、令和4年度が7名、少し飛びますが令和元年度は1名という状況でありました。直近に関しましては令和7年4月末現在でございますけれども、利用者数は17名となっております、年々増加傾向にあるという状況でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 放課後等デイサービスの利用者は増加傾向にあるということでした。この要因については、どのように認識されておられますか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にある要因でございますけれども、要因としましては様々な要素があると思うんですけれども、例を挙げますとまず制度的に早期発見と支援の体制が整備されまして、学校でも障害の可能性のある子どもへの対応が強化されたことによりまして、例えばですけれども以前は落ち着きのないような子どもに関しては落ち着きがないというだけで判断されていたものが、それが障害という形で見過ごされている子どもたちも支援を受ける機会が増えたこと。また、行政や関係機関におきましては幼少期からのフォローアップが充実してきたことに伴いまして、それに関しても早期発見や対応に繋がっているのではないかなと思います。

また、保護者や各家庭においても、この制度の認知が進んでいることも要因であるかと思えます。併せまして、障害を持つことを隠さないというかオープンにできるようになってきた社会の情勢ですとか、また核家族化や共働き世帯増加に伴いまして、就労時間中に見る家族ですとかがないというところでは、そういう就労時間中は施設等から子どもを見てもらいたいというご家庭が増加しているなどの社会構造の変化などが要因として挙げられるかなと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 社会的に認知が広がったというご認識のようです。小学校、中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があると。1割に近い児童生徒がこの可能性がある、文部科学省の2022年の調査で明らかになっております。この調査は10年ごとに行われ、

2021年の前回調査から2.3ポイント増えたとなっていて、教員の判断をこれはもとにしているというものでした。この調査で、文部科学省は発達障害の児童生徒が増加したのではなく、教員の理解が深まって該当等の推定が増えた。つまり、やはり認識が広まってきたということのようです。また、社会自体が大きく今現在変化しておりまして、スマホやYouTubeなど視覚的な刺激、それから量販店等での大音量で賑やかな曲が流れているというような、聴覚的に過剰に刺激されているなど、興奮して落ち着きがなくなり、イライラすることになっているのもまた一つの要因ではないかとも言われております。

まず発達障害は、これは生まれつきの行動や思考の特性であるとの見方もあります。その特性は病気ではなく、個性や性格に近いものだ。こういうように認識しております。コミュニケーションが苦手、衝動的な行動がある、注意が持続しにくいなどがありますが、でもそれは子どものせいでも保護者のせいでもないと思います。この点についての認識を伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 発達障害に関する認識に関するご質問でございました。発達障害に関しましては、まず言われているのは生まれつきの脳の特性でありまして、育て方のせいではないというようなことで言われているということで認識しております。発達障害に関しましては脳の発達の特長として生まれ持つ脳機能の違いが主な要因であるということでも少し調べました。そこに環境要因が加わることで、症状が目立ったり、また逆に適応しやすくなったりということがあると言われていたようでございます。したがって、ご質問のように障害に関しましてはまず早期に理解し、適切な支援をするということが本人にとって大きな支えであるものということで認識しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 初めに放課後デイは障害児の学童保育と言いました。発達に特性のある子どもが学童保育に行ってもその環境、部屋の広さですとか、人数の多さなどで混乱してしまい、トラブルが起きてしまったり、その子の心が不安定でつらい精神状態に置かれてしまい、自分の居場所がない状態になってしまいます。特性のある子どもは、自分はここにいていいんだと思える場所、専門的な療育を受けられる自分の居場所が必要で、そこが放課後等デイサービスだと思っております。

ただ、放課後デイを利用したくても、利用するためには実際町が発行する通所受給者証が必要となっております。町で受給者証を発行するには、医師の診断書が必要と以前お聞きしたことがありました。ただ、児童精神科医など専門医が不足しており、この近くでは医療生協の小児科とそれからこころの医療センターのこども・思春期外来、この二つぐらいと聞いておりました。そのため、医師の診断にたどり着くまでに何ヵ月も、またあるいは長いときは1年以上もかかるということも聞いております。この受給者証を速やかに発行できるような仕組み、その辺についてお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 通所受給者証の発行に関するご質問でございますが、通所

受給者証を発行するためには、まずその対象となる子どもの状態を的確に把握する必要がございます。そういう面では、一応審査の内容の添付で必要書類としまして、今現在は医師の診断書または支援が必要だということを証明できるような意見書等があれば、意見書等の添付を義務づけてと言いますかお願いしております。ただ、いずれにしても、こちらを医師の診断といいますか、ものが必要になっているものですから、その辺はなかなか医師不足ということもあって、診断にたどり着くまでに時間がかかるというケースもあるようです。その辺は、関係する団体等と連携をしながら、なるべく早く診断書の発行に繋がるようにこちら働きかけを強めていく必要があるかなと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 他の自治体では、この医師の診断書もしくは意見書等を必須とせず対応しているという自治体もあるということをお聞きしております。その辺のところの事例等もお調べいただいて、困っている方が早めに療育の場にたどり着けるようお考えいただけるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、7番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時28分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、2番 鈴木淳士議員、登壇願います。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員）

1. 地域の移動手段確保対策と協働による事業展開について

1. 道路運送法等の改正により「公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）」として市町村が実施主体となる「交通空白地有償運送」並びに「福祉有償運送」の実施要件が緩和傾向にある中で、本町において当該移送サービス事業が拡充できない要因等の実情について所見を伺う。

2. 国の「ガイドライン」は、移動手段確保が困難な状況下で、一般の方は無償運送行為を自由に許可無しで安心して行えるよう記述したとあり、生活支援サービスや訪問型サービスB・D並びに社会福祉協議会や町内会等による送迎サービスも実施できるとあるので、これらの「協働」による「福祉有償運送」の実現に関する町当局の方策等について所見を伺う。

2. 「相続相談支援室（仮称）」の新設について

1. 固定資産税納税通知書に同封されてきたチラシには、「相続登記の申請が義務化」、「令和9年3月までに登記する必要があります。」に続き「ご相談は司法書士会へ」、その下に小文字で「山形地方法務局」と記載されていたが、不動産登記法第16条に「登記は、当事者の申請」と規定されているので、「当事者申請の原則」と「登記申請の義務化」を適正

かつ円滑に推進するために町行政が果たすべき役割等についての所見を伺う。

2. 町民各位の安心確保と登記費用の軽減を図るためにも「相続相談支援室（仮称）」を開設して相続登記未済の相続人に対して登記申請の解説や戸籍に基づく助言などの支援策が緊要であると考えられるので、具体的な相続登記推進対策についての所見を伺う。

令和7年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、地域の移動手段確保対策と協働による事業展開についてであります。道路運送法等の改正により「公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）」として市町村が実施主体となる「交通空白地有償運送」並びに「福祉有償運送」の実施要件が緩和傾向にある中で、本町において当該移送サービス事業が拡充できない要因等の実情について所見を伺います。

国の「ガイドライン」は、移動手段確保が困難な状況下で、一般の方は無償運送行為を自由に許可なしで安心して行えるよう記述したとあり、生活支援サービスや訪問型サービスB・D並びに社会福祉協議会や町内会等による送迎サービスも実施できるとありますので、これらの「協働」による「福祉有償運送」の実現に関する町当局の方策等について所見を伺います。

続いて、「相続相談支援室（仮称）」の新設についてであります。

固定資産税納税通知書に同封されてきたチラシには、「相続登記の申請が義務化」、「令和9年3月までに登記する必要があります。」に続き「ご相談は司法書士会へ」、その下に小文字で「山形地方法務局」と記載されていましたが、不動産登記法第16条に「登記は、当事者の申請」と規定されていますので、「当事者申請の原則」と「登記申請の義務化」を適正かつ円滑に推進するために町行政が果たすべき役割等についての所見を伺います。

町民各位の安心確保と登記費用の軽減を図るためにも「相続相談支援室（仮称）」を開設して相続登記未済の相続人に対して登記申請の解説や戸籍に基づく助言などの支援策が緊要であると考えられますので、具体的な相続登記推進対策についての所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の地域の移動手段確保対策と協働による事業展開について、1点目の移送サービス事業が拡充できない要因等に関するご質問であります。本町で実施している「デマンドタクシー事業」の実施にあたりましては、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」の区域運行の許可を得て運行しております。町外運行のような移送サービスを拡充するためには、新たな許可が必要であり、その許可を受けるためには、運行計画地域における

地域公共交通会議において、バス事業者やタクシー事業者との協議を整える必要があります。

また、「福祉有償運送」は、障害者や要介護者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方に対し、NPO 法人や社会福祉法人といった事業所の方が福祉有償運送運営会議を経て、自家用自動車等を使って行う有償の運送サービスと認識しているところであり、町内においても複数の事業所により広域的に運行されております。

更に、ボランティアによる共助の取り組みとして、本町では社会福祉協議会において、一定の要件を満たした一人暮らし高齢者等を対象にした住民ボランティアによる利用料が無料の「おでかけ会」という取り組みを実施しているところでもあります。

このようなことから、地域公共交通としての路線バスやタクシー事業の継続維持を図りながら、町のデマンドタクシーと、福祉有償運送、ボランティアによる共助の役割を整理して、地域全体のネットワーク化と共存を図る必要があると捉えているところでもあります。

次に、2点目の「協働」による「福祉有償運送」の実現に関するご質問ではありますが、認知症高齢者や、単身で生活され支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中におきましては、高齢者の交通手段の確保が大きな課題となっており、地域住民による生活支援体制の整備につきましては、その必要性が今後ますます高まってくるものと認識いたしているところでもあります。

一方で、少子高齢化の進行などを背景に、有償・無償を問わず、ボランティアを含めた支援人材の確保が困難になってきており、大きな課題の一つであると捉えております。

こうした状況を踏まえ、本町においては、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、「生活支援体制整備事業」の一環として、町内会出前ワークショップを実施しているところであり、この取り組みを通じて、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりや、人材の掘り起こしを推進しているところでもあります。

今後におきましても、こうした取り組みを継続的に実施することにより、地域住民の「自発性」や「自立性」の向上を図るとともに、地域の繋がりの強化に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

質問事項2の相続相談支援室の新設に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

固定資産税納税通知書に同封いたしましたチラシにつきましては、チラシに「山形地方法務局からのお知らせ」とありますように、法務局で作成したものであり、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」等が施行され、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されたものであります。このことにより、相続したことを知った日から3年以内に登記をしなければならなくなったことを周知するためのチラシであります。

町では現在、死亡届があった際には、葬儀等が終わった後に来庁していただき、死亡に伴う必要な手続についてお知らせしているところでもあります。その中で、固定資産の所有者が死亡した場合には、相続による納税義務の承継手続のための通知をしているところであり、届け出の際に相続登記についても状況に応じ、相談先などを説明しているところでもあります。

また、相続登記等に必要となる戸籍の申請取得時においては、戸籍を見ながら順を追って分かりやすい説明に心がけて交付しているところであります。

登記については当事者申請であることから、本町といたしましては、その必要性について引き続き周知に努めるとともに、相続登記を取り扱う法務局に相談できることや無料相談会のお知らせなど、関係機関と連携しながら、それぞれの個別ケースに合わせた相談・助言対応をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） それでは引き続き、この問題について深掘りさせていただきたいと思いますが、まず最初に地域交通の問題についてとある町民の方から連絡をいただいたところあります。その内容といいますのが町長に相談したところ、運転免許を返納して病院や買い物に行くについては不便を感じている。何とかデマンドタクシーでいわゆる区域外、鶴岡市、酒田市、具体的には鶴岡市の医者に通院できないかと何度も町長に相談しましたが、横山から押切に抜ける旧国道7号をバス路線として設定なっておりますので、その関係でできないという答弁の繰り返しだったということで、何とも埒が明かないというような相談だったんですが、こういった事実があったのか。また、その際に町長はどういうようなお考えで説明されていたのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員の言われる町民の方からの声という部分については、私もその部分については記憶がございません。何度もというよりは、その場1回限りでありましたが。しかも鶴岡市、酒田市の路線バスがあるということについては、地域公共交通というようなことでの運送事業者ということがあるので、その状況の中においては域外を超えた運行はできないというようなことは話をしたというようなことがつい先日でありますがあったということは認識いたしております。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。そうしますと町長に対して様々制度的な部分について説明してきたのは当然この地域交通を所管する企画調整課長という立場の方だと思いますが、今現在は副町長の立場になった元企画調整課長から阿部町長に対してどのような制度説明をしていたのかというようなことを改めて確認したいと思いますので、答弁をお願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 質問者に申し上げますけれども、副町長にですか。当時の企画調整課長として。少し昔の話でありますので、質問を変えてもらえませんか。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 質問を変えなさいと言われても、この問題、地域交通についての問題はもうずっと長い間の懸念ということで、懸案事項ということで経過があったわけですので、その実情を一番把握している、3月まで企画調整課長であった副町長が、その経過が一番分かるということでの答弁を求めたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） どのように受け継がれたか、今企画調整課長が行っているなのでその答弁を求めます。鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず、地域公共交通に関しましては先程の町長答弁にもございましたように、区域運行の許可を得ることが重要になっております。その会議が地域公共交通会議ということで、その中で区域の設定であったり、料金の設定であったり、様々な打ち合わせの中で許可を受ける流れで、今のそのデマンドタクシー事業という町のルールを設定したというように理解をしております。

先程町長の答弁にもありましたけれども、現在は酒田市鶴岡市間の民間事業者による公共交通もありますので、そのルール、その方々との共存を考えながらの事業実施というように理解をしているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今現企画調整課長からの説明と同様の内容で、前の企画調整課長たる副町長も認識しているものということで質問を続けさせていただきたいと思いますが、様々と状況が変わっているという中で、更に後程社会福祉協議会の関係で副町長からの答弁を求めることになる状況を少し説明させていただきますと、一昨日の補正予算審議の際、社会福祉協議会予算、社会福祉協議会への補助金ということで、予算27万6,000円増額があったわけですが、この補正理由については、聞くところ社会福祉協議会の会長人事に伴うものであったというように、後から耳に挟んだところでありまして。町長からは概要説明においても全く説明がなくて、町長としてこの人事に関する問題であるならば、議会関係者に説明する必要がないのかということなどをどのように考えたのか。具体的には、社会福祉協議会の運営責任者である会長の職が今現在は阿部町長なわけですがけれども・・・。

○議長（町野昌弘議員） 質問者に申し上げますけれども、通告外でありますので、通告に絡んだ質問であればお受けしますけれども、質問の内容を変えて質問してください。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 先程冒頭に言いましたとおり、社会福祉協議会の事業に関する質問ということになるので、本来は会長たる阿部町長に答弁を求めたいところですが、早晩会長職が変わることでしたので、副会長である副町長からの答弁を求めさせていただく。その状況についての理由説明ということでの今の補正予算ということで・・・。

○議長（町野昌弘議員） 質問者に申し上げます。一般質問は地域移動手段と相続相談の支援室というところの通告は受けていますけれども、社会福祉協議会というのではもらっていないので、質問の内容を変えるか、質問をやめてください。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 社会福祉協議会というのは、1の地域交通の（2）の、この資料からいけば4行目に明記されておりますので、全く関係なくはない話ですから、敢えて触れているんですよ。通告外なんてとんでもない話で、ですから今言っているように、社会福祉協議会という三川町行政当局と社会福祉協議会というのは、一体となって様々まちづくり、福祉行政に関して展開を図っていると、充実を図っていると、その会長職たる町長が交代するというようなことについて、何ら議会に説明もなく、補正予算のみ通した、通過した、それ

でいいのかということ、本当に誠心誠意のある行政対応、議会対応だったのかということについて疑念を持っておりましたので、一言触れさせていただいて、それで社会福祉協議会に関しての質問を継続させていただくということですので、ご理解いただきたいと思います。

社会福祉協議会で地域運送というようなことで、移送サービスボランティアおでかけ会を行っているわけですが、この移送サービスについてですけれども、今現在社会福祉協議会が所有する車が1台しかない。先程の答弁でもありましたが、運転業務を協力してくれる方が少人数のためになかなか送迎事業を拡大することができないということでありましたけれども、この問題について副会長たる副町長がどのように認識しているのか、この現状を認識しているのか、確認したいのが一つ。

それから同じ社会福祉協議会、社会福祉センターの中に健康福祉課の職員による働きかけというように認識しておりますけれども、ボランティアによる社会福祉事業の拠点である社会福祉センター内に介護保険事業である通所型サービスBよれちや家を展開しているということについては、前の一般質問でもいささか不適切ではないかというような指摘をさせていただきましたが、同時にボランティアセンターという看板を掲げたという事実もあるわけですが、この二つの項目について副会長たる副町長として現状を認識されているか、所見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） まず1点目、ご質問がありました社会福祉協議会が実施しております通院送迎サービスおでかけ会という名称で行っている事業についてであります。こちらにつきましては以前から行ってきたところでありまして、今議員がご質問の中でおっしゃっていた実情としては社会福祉協議会が所有している車2台、1台は小さな軽自動車であります。この2台で実施しているというところでありまして、これはその交通手段を持たない一人暮らしの高齢者ですとか、高齢者世帯、また身体的事情等により外出が困難な方、または療育手帳保持者というような方を対象に、通院のサービスを行っているというところで、そういったサービスであります。

このサービスを行うために、社会福祉協議会ではボランティアを集い実施しているところではありますが、現在のボランティアとして登録している方は10名というように聞いておりますが、ただしこの10名の方々につきましても仕事をしながらの方が多という状況も聞いており、実際に利用希望があった際に動ける人というのはその中からまた限られてくるというように聞いているところであります。そういったところでこういった事業を社会福祉協議会としても継続していきたいというところではありますが、その上ではやはりボランティアとして実際に動いてくれる人の確保というのが非常に重要であり、引き続きそういった確保に努めていきたいというところであり、そういった部分ではボランティアセンターなどの中で広く住民の方々と話し合う機会を持ちながら拡充していきたいというように考えているところであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ぜひボランティア確保について期待したいところであります。後

程その点については意見交換をしたいと思います。それでまずは先程来町長から説明があったとおり、庄内全体、事務局が庄内総合支庁で事務局をしております公共交通会議というこの会議が、組織が、非常にハードルが高くなっているという認識で、私もこれまで残念な思いで経過してきたわけでありますが、改めて地域交通制度について所管とする運輸支局等に確認しましたところ、次のような説明がありました。交通空白地という規定については、バス停までの徒歩10分以上かかる区域を目安にしているということから、旧国道付近以外は三川町内はすべて空白地帯に該当する。三川町内の多くが行政界を越えて、つまりは鶴岡市、酒田市に向けてデマンドタクシーが運行できる範囲になることから、区域運行を設定する方法も不可能ではないというコメントが一つ目。

もう一つが道路運送法第4条の規定によるデマンド乗り合いタクシーの制度では、町内の行き先はフリーである。要するに三川町内はどこにでも行けるという現行の運行範囲に加えて、鶴岡市、酒田市の病院や買い物施設など特定の目的地を追加設定することは何ら問題ないという説明がありました。そして、許可または登録を受けない、つまりは地域公共交通会議に諮ることの必要のないものとして様々とありまして、介護保険事業の訪問型サービスや、一般介護予防事業における移動サービスにおいては、行政界を超えての通院や買い物も可能ですよと、そして先程来問題となっていた社会福祉協議会や町内会などの地縁団体として、会員向けの運送サービスであれば、一定の条件を満たす場合、道路運送法上の許可が不要であるということでありまして、社会福祉協議会の運行できる自動車は2台はあるというような話だったんですが、事務局からすると2台では賄いきれないというような話もありまして、しからば、社会福祉協議会等でこの移送サービスを提供する場合の車両についての調達についてなんです、これを所有権が必要なく借り入れの車両でも良い。つまりはボランティアで協力してくれる方の車の借り入れにも十分対応対象になりますよというようなコメントでありました。

こういった実情、制度的には非常に国の方も高齢者対策ということでは昔ほどの厳しい縛りはなくなってきたという動向にあるわけですが、三川町として改めて第4次総合計画の高齢者福祉の社会参加の促進というところを紐解いてみますと、デマンドタクシーの利用しやすい環境を整備するほか、高齢者が安心して暮らしていくための移動に係る助け合いについて地域の中で検討しますというように明記されていますね。こういった総合計画の中でも位置付けしているということから考えると、福祉センター内の介護予防事業、通所型サービスBよれちゃ家の展開と同時に、ボランティアセンターという住民活動の基盤を強化されていることからしても、社会福祉協議会としての移送サービスおでかけ会、これの拡充を図るためのボランティアの協力要請も十分できるのではないかと。

また、路線バスはあるとはいうものの、先程説明しましたとおり、運輸支局、運輸局としての考えとすれば、十分デマンドタクシーで路線設定さえすれば、町内の医療機関、買い物施設等へも運行が可能だというような説明がありましたので、改めてこういった状況を踏まえて町長としてのお考えはいかがでしょうか。所見を伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） まさに鈴木議員が言われるように、地域公共交通というものの果たす役割ということからすれば、それぞれの市町村自治体の住民福祉というような視点からしても町も求めてきたところでもありますので、そのような緩和あるいはこれからの地域公共交通を担う事業者ということでの調整というものも必要だというようなことになるわけでもありますので、十分その辺は鈴木議員の言われるような方向に行くようにというように、町もしっかりとした対応をさせていただきたい。このように思っているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ぜひ早急な対応策を検討いただいて、本当に冒頭で紹介させていただきましたが、町民の皆さんはなかなか鶴岡市の病院に行くにも苦労しているというようなことを再三耳にいたしますので、早急の対応策を検討いただきたいと思います。

ここでもう一つの方法として先程答弁にもありましたが、地域包括支援センターという組織も役割が大きいというように認識しているところでありまして、なぜ地域包括支援センターなのかというと、今さら申すまでもなく、高齢者福祉の充実のために包括的に支援策を講ずるセンターという役割がそこにはあるというようにあります。それゆえにこれまでも毎年のように地域交通対策についての研修会等を展開しているという実績があるわけですが、そこで三川町の行政事務方のトップである副町長、また先程来紹介していますとおり、社会福祉協議会の行政代表としてのトップとなる副会長たる立場としての副町長から所見をお伺いしたいと思いますけれども、社会福祉センターはボランティア活動の拠点であるということについては同じ認識とっております。

それを明確にするためにボランティアセンターという看板を掲げて強調しておるわけですが、この際、先程もお話しているとおり、ボランティア活動の対象者をお願いするということについて苦慮しているというようにお話からすると、介護保険事業として、保険料の負担増嵩を招く通所型サービスBよれちゃ家を以前展開していた純粋なボランティア活動であるふれあい広場に戻して、そのボランティアセンターに通う方々集う方々から移送サービスに対してのボランティア活動をお願いできないかというようなことを働きかけるということが非常に有効策であるというように考えられますので、社会福祉協議会の副会長である副町長からの所見をお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 先程申し上げたように、ボランティアの確保という部分では様々な方策があろうかと思われま。ただいま議員の方から提案があったようなことにつきましては、社会福祉協議会の事務局、それから町の地域包括支援センターの所管課の方とどこまでできるのか、そういった部分を今後協議しながら対応を考えていきたいというように思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 何度も申し上げますとおり、そもそも社会福祉協議会で設置している社会福祉センターはボランティア活動の拠点であるということでありまして、鶴岡市の社会福祉協議会でありましてシルバー人材センターと事業所の事務局というレベルでの

対応は行っているわけですが、センターそのものに介護保険事業というようなものの事業所として設定になっているという場所は聞いたことがありません。やはり、それぞれ社会福祉センターに集う方々は、ボランティア精神に則って様々な活動を展開してくださっている方々ですので、すべて集まる方々が同じボランティアという立場で事業展開していただくのが適切であろうというように感ずるところであります。

改めて私も通告した後に様々と研究させていただいたものですから、通告書の一部に少し字句が足りなかったという点があります。協働による福祉有償運送の実現というフレーズがあるわけですが、これについては無償運送が一番のテーマでありまして、ぜひ皆さんからも追記しておいていただければと思いますけれども、先程来答弁を求めています公共交通会議のハードルをクリアしてのデマンドタクシー以上に、これからは町民の皆さんと行政による協働によるまちづくりの実現という部分では、町民の皆さんからボランティア活動に協力をいただきながら、町としてこの地域交通に関する問題、また更にはもろもろの行政課題があるわけですので、そういった行政課題について自助、共助、公助という防災用語の上から目線の話ではなくて、ともに力を合わせながら解決していくというような考え方をぜひとっていただきながら、この課題について早急な対応を求めたいと思います。

二つ目の質問ということで、相続相談支援室を新設してはどうかというようなことで提案させていただいたわけですが、町としての様々具体的な通常どおりの対応はしているという答弁でありましたけれども、改めて実質来年度、令和8年しか残っていない。もうすでに3年のうち1年半経過して残り1年半という短期間になったわけですが、これについて敢えて強化するという支援策を求めての一般質問だったわけですし、これまでどおりの通常どおりの展開を行っているという説明では、少し納得がいかないところがありますので、この残された1年半の間に町民の皆さんが相続登記、いわゆる不動産登記法違反にならないための対応策ということを講ずるのも課税主体となる三川町の行政責任というように考えられますので、その辺の責任を持つての対応ということでは何らかの方策が必要だと思いますので、改めて所見を伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 具体的な対応策ということでしたけれども、議員おっしゃるとおり令和6年4月施行ですので、残りあと1年と半年少しぐらいしかない状況にはございます。昨年度の固定資産税の納税通知書からチラシの方を入れさせていただいて、周知活動には努めているところでございます。法務局の方からも令和6年10月に協力をしていただきたく、チラシの協力をしていただきたくということでの改めてのお知らせもいただいているところであります。その中で町ができることというのがまず周知に努めること、これが第一だということでございますので、機会を捉えて死亡した方がいらっしゃった場合で資産を持っていた方がいらっしゃった場合には、相談に応じて対応しているところでございます。

これからの具体策ということでしたけれども、相続登記を必ず絶対とらなければならないというものではなくて、登記までたどり着くことが難しい場合につきましては、相続人申告登記というものがありません。そちらの方が同日から施行されておりまして、相続人何名か

いらっしゃいますけれども、そのうち私が相続人でありますよということを法務局の方に届け出ますと同様の効果が得られるということで、相続登記の義務違反にはならないというようなものもございましたので、こちらの方も進めながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 相続人の申請届出という部分については私も認識をしているんですが、そういった制度すら町から情報提供なされていましてかというところなんです。このチラシに書いてある司法書士会へというような相続登記については、司法書士へ相談してくださいというチラシなわけですけれども、司法書士業務を行っている司法書士の方々は非常に人数が少ないということで、もはや手いっぱいな状態であるというように聞いております。そういったことからしても、何らかの行政支援が必要だろうということでの質問でありまして、今答弁にあった相続登記まではいなくても、私が相続人となりますよという届け出で十分3年間に特化した場合でのペナルティは受けなくて済むということは私は知っているんですが、これを知っている町民の皆さまがどれだけいらっしゃるのかということになりますと、そういった部分についての周知についてこれまでであったのか。

更には今後、そういった情報提供等について、やはり一番効果があるのが相談室という看板を掲げて、町民の皆さんにアピールするというのが一番信頼のおける対応策というように考えられますので、なぜその相談室という具体的に動きますよというようなことを知らしめることについて後ろ向きなのか、その辺についての所見を伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 議員おっしゃるとおり、町全体に対しまして、相続人申告登記という制度ができたということについてのPRは不足していたのではないかと私も感じているところでございますし、ただ固定資産をお持ちの方が亡くなった際にはそれなりのご相談には応じてまいったつもりでございます。その中で司法書士会のお話をされれば、こういう方々がいらっしゃいますよというようなお知らせをしたり、登記の費用の面とかでありますと数は少ないんですけれども、無料相談会というものも行ってございました。そちらの方のお知らせをしたりだとかということで進めていたところでございます。

相続登記の相談室というような新設ということでもございましたけれども、まずは数が、対象者が、亡くなる方がすべて固定資産を持っているわけではございませんので、相談室として対応するのではなくて、今いる現行の体制で法務局、司法書士会と連携をとりながら進めてまいりたいと考えているところでございます。決して後ろ向きというわけではなくて、今あるところからまずできることから行っていきたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ぜひ積極的な対応を期待したいところでありますけれども、今説明がありました亡くなった方で固定資産を所有している方については、それなりの資料をお届けしていると。いわば相続登記等の手続を進めているというような取り組みについては十分理解できるんですが、問題は相続登記を怠ってこられた方なんです。

2代、3代もさかのぼってまで相続登記を行わなければならない。これは非常にお金がかかるという話になるわけです。司法書士の先生にそういったさかのぼっての手續をお願いすると、通常ですと、私の聞くところでは、簡易な簡単な相続登記で10万円程度の金額がかかる。これが2代、3代さかのぼるとなると戸籍謄本等の取り寄せから相続人を一人ひとり検索して行って、相続権を放棄してくれるかどうかというような手續を進めていくと、何十万円というような金額がかかるわけですが、これらの事務処理については本来、不動産登記法からすれば相続人本人が実施できるということになるわけですので、私も相談を受けますとご自分でできる範囲でやってみてはどうでしょうか、どうしても手が回らない部分については、様々と相談対応させていただくというようなことで動いているんですが、そういった実情について当然町当局でも把握していると思います。

そういった方々を救済するためにも、何らかの方策を講ずるべきということで、相談支援室というような提案をさせていただいておるわけですが、町長としてはいかがですか。この提案についてどのようにお感じになられたかコメントをいただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員の組織機構に対しての様々な提言というようなことは理解できるところでありますが、先程の答弁のとおり、現状における町の対応というようなことからすれば、現体制でも十分対応を行うことができるというようなことで判断をいたしたところであります。今後についてもやはり様々とこの相続という部分については非常に先程もありましたように、数年、数十年の間に相続が行われてこなかったという事例というのは今までもあったわけでありますので、そういった部分の相続ということからいたしますと、やはり単なる町が相談支援室を例えば設置してもその場で解決できるものではないというようなこともあろうかと思えます。

こうしたことからいたしましても、やはり町民、納税者に寄り添った対応がどうすべきかというようなことを検討した結果、やはり町としては現体制のままでもやはり各機関等の協力を得ながら、やはり相続手續を進めるということに対しての支援を行うと、助言を行うというような形で進めるということが、やはり今までのこういう手續をされる町民の方々、納税者の方々に対しても、そういう対応ということは一定の評価をされていたと思います。

鈴木議員の言われるような行政の専門性というような部分で、そういう対応をするとなると、どうしても行政が指導するというような形になるという部分も出てくるという可能性もあるわけでありますので、そういった部分についてはやはり先程の地域福祉も同じであります。自助、共助、公助というような部分におけるそれぞれの役割からすると、やはり共助の部分での町民に寄り添う、そして公助の部分でのより専門性の部分での行政としてのしっかりとした連携体制のもとに協力を行うというようなことが、行政の事務的な部分も含めて、これからの事業における対応になるのではないかとこのように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。町長おっしゃるとおり行政主導にあっては行き過ぎというようなことはもっともな話でありまして、したがって私も支援と、支援室

という言葉を使わせていただいているわけですが、町当局からも様々この相続登記の問題については一番実情が分かっているわけですので、ぜひ前向きな対応をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、2番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前 11時38分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、5番 小野寺正樹議員、登壇願います。5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員）

1. 避難所の開設における自主防災組織と行政の役割の明確化について

1. 避難所は、自主防災組織が主体となり開設、運営するには複数の集落が集まる体育館等では限界がある。各公民館までの避難所開設を自主防災組織で運営し、各体育館等指定避難所の運営は役場職員が主体となるべきと思うが見解を伺う。

2. 新たに無形文化財を制定することについて

1. 獅子舞いをはじめとする、伝統文化について近年高齢化などで管理が出来ないなどの話を聞くが、今後無形文化財として登録し、三川町とし継承していくべきと思うが見解を伺う。

2. 全国的にお国言葉が消滅の危機に進んでいるなか、方言は三川町として守るべき地域の宝だと思う。方言自体を無形文化財として登録し三川町と方言の関係をより明確化するべきと考えるが見解を伺う。

3. 小・中学生の不登校について

1. 新型コロナ流行後、不登校や抑うつ症状の子どもが全国的に増加していると2023年度、文部科学省の不登校調査で公表しているが、三川町の現状と対応策を伺う。

令和7年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

質問1、避難所の開設における自主防災組織と行政の役割の明確化について。

(1)避難所は、自主防災組織が主体となり開設、運営するには複数の集落が集まる体育館等では限界がある。各公民館までの避難所開設を自主防災組織で運営し、各体育館等指定避難所の運営は役場職員が主体となるべきと思うが見解を伺います。

質問2、新たに無形文化財を制定することについて。

(1)獅子舞いをはじめとする、伝統文化について近年高齢化などで管理ができないなどの

話を聞きます。今後無形文化財として登録し、三川町とし継承していくべきと思うが見解を伺います。

(2)全国的にお国言葉が消滅の危機に進んでいる中、方言は三川町として守るべき地域の宝だと思います。方言自体を無形文化財として登録し三川町と方言の関係をより明確化するべきと考えるが見解を伺います。

質問3、小・中学生の不登校について。

(1)新型コロナ流行後、不登校や抑うつ症状の子どもが全国的に増加していると2023年度、文部科学省の不登校調査で公表していますが、三川町の現状と対応策を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の無形文化財の制定に関するご質問と、質問事項3の小中学生の不登校に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の災害発生時における避難所の運営に関するご質問であります。阪神・淡路大震災の教訓から、避難生活の質の向上や被災者の自立促進のためには、避難所運営は、避難者自身が主体となって行う「自主運営」が最も重要だとされております。

具体的には、避難者による運営組織の編成と役割分担、共同生活を円滑にするための合意形成などが挙げられ、こうした活動により、避難所における生活の質の向上に繋がることが期待されるところであります。

もとより、避難所は、市町村において設置が義務付けられ、その運営に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、町といたしましては共助の仕組みでは充足しきれない物資の確保や医療サービスなどの提供といったことにより避難者の生活支援を行っていくこととしております。

このようなことから、避難所の運営につきましては、単一の主体がすべてを担うのではなく、複数の主体が連携・協力して行うことが重要であると考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の新たに無形文化財を制定することについて、1点目の伝統文化の無形文化財登録及び継承に関するご質問であります。獅子舞などの無形民俗文化財の登録については、地域内でどのように実施・継承されているか、またその文化財が持つ歴史的・文化的な価値がどれほど高いかが評価されることになり、登録されることで得られる支援もありますが、その一方で、登録後の維持管理や活動の継続に関する地域としての責務も伴うこととなります。これらを踏まえて、まずはその活動団体の意向を考慮することが重要であると考えております。

なお、三川町では地域の伝統文化を守り育てるために、ふるさと文化伝承事業を実施しており、横山小学校では獅子舞などの指導を実施し、東郷小学校においては相撲化粧まわしや

凧揚げの活動を支援しているところであります。これらの取り組みは、単なる文化の継承だけでなく、地域子どもたちが自らのルーツや文化的背景を理解し、誇りを持つことにも繋がりますので、令和7年度も引き続きこれらの事業を継続してまいります。

2点目の方言の無形文化財登録及び町と方言の関係の明確化に関するご質問であります。方言は地域の歴史や風土、生活様式を反映しており、地域住民にとっては大切なコミュニケーションの手段でもあります。そのため、方言を守ることは、地域文化の継承にとって重要であると認識しております。

一方で、方言を無形文化財として登録することについては、方言が持つ独自性や伝承の方法、地域社会における役割などを詳細に示す必要があり、方言がどのように地域の文化や生活に根付いているかなど、多角的な視点からの評価が求められます。また、方言は日常的に使用されるものであるため、その価値の評価が困難であり、これらの点を考慮すると、現時点では方言を無形文化財として登録することは難しい状況にあると考えております。

質問事項3の小中学生の不登校について、町の現状と対応策に関するご質問ですが、文部科学省の令和5年度調査では、全国平均として在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%であり、本町でも全国平均とほぼ同じ割合で存在しているという現状であり、その状況に心を痛めているところであります。町としても不登校の問題が顕在化しており、家庭環境などの様々な要因が原因として挙げられております。このことから町としても対策を講じており、教室に向かうことができない子どもたちのために、保健室登校などの他、小学校では特別支援学級支援員がミーティングルームを別室教室として活用し、中学校では教育相談室を別室教室として、1日4時間勤務の支援員を配置しております。教室に向かえない子どもたちが別室で学習した後、普通教室へ行くことができるよう、段階的な一般教室復帰支援の体制を整えているところであります。その他に、ICTを活用し、オンライン授業や家庭で自学ができるようにデジタルドリルやスタディサプリも整備しながら支援しております。

更に、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して組織的な支援を実施しており、「チーム学校」による体制の強化にも取り組んでおります。加えて、関係機関との連携強化策として、医療機関や福祉機関、地域団体との協力によって包括的な支援体制を構築するとともに、保護者への支援も重視しており、学校から定期的な連絡を取り合い、安心して相談できる環境を整えながら、不登校支援を行っております。

最後に、「魅力ある学校づくり」を目指し、より楽しい学校づくりにも取り組んでおります。これは、生徒指導の視点からの授業改善やあいさつ運動、子どもの声調査を基にした取り組みなどを通じて、不登校の未然防止を図るものであります。児童生徒が安心して学べる環境を整えることで、「また明日来たくなる学校」を実現することを目指し、活動しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは、再質問の方をさせていただきます。まだ記憶に新しい

昨年の7月に発生した豪雨被害では、指定避難所の押切小学校には100人を超える避難者が駆け寄りました。町長答弁では、避難所の運営には避難者自身が行う自主運営が最も重要だといったような言葉を言われたと聞いております。甚大な被害が発生した場合、役場職員では手が回らず、自主防災組織が大きな役割を担い、自主的に行動するべきだと私も思います。しかしながら、現実的には各々がまずは自分の家族の避難を優先し、その後に近隣住民や介護の必要な家庭などの順に声をかけていき、第一避難先になるのが歩いても行ける地域の公民館が優先されるのではないのでしょうか。集落によれば、災害時に地域の役員が公民館を開き、電気をつける体制ができ上がっているところもあると聞いています。こういった対応は交通弱者はもとより、災害時の情報の伝達、逃げ遅れの確認など情報を集めやすいと想定されます。

現実的に自主防災組織のメンバーとして集落の役員が多く占めるとした場合、各公民館での業務が多忙になり、指定避難所である小学校の体育館まで行くのに相当時間がかかると想定されます。自主防災組織の重要な役割は、災害時に地域の住民の安全を守るのが重要であり、大規模災害時には消防機関の対応の遅れということがあるため、地域内での初期消火活動が重要になり、大きな任務が地域内であるため、大勢が避難する体育館等での負担は大きすぎて、かえって混乱を招く恐れがあるのではないのでしょうか。災害弱者をいかに地域で助け合えるかが、自主防災組織の一番の役割と私は感じていますが、いかがでしょうか。答弁を願います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいまのご意見、災害弱者をいかに地域で助け合えるかが自主防災会の一番の役割ではないかというご指摘でございました。大規模災害発生時には、自主防災活動が活発な地域ほど住民の生存率が高かったというようなデータもあるようです。そういう意味でも、自主防災活動は非常に重要な役割があるものと捉えております。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 答弁では自主防災組織の役割は必要だといった部分で、そういった組織がしっかりしているほど、そういった救援活動も順調にいくといったような答弁でしたけれども、まず具体的に考えますと自主防災組織の役割などを調べてみますと避難所の運営リーダー、そして町は避難所の避難者、地域住民、施設管理者、そして自主防災組織及びボランティアの中から統率力、実行力、判断力の有するものを運営リーダーとして選出する。これが今言われた自主防災組織だと私も感じておりますし、また自主防災組織は町内会等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める、避難誘導にあたっては身体等の特性に合わせ、適切な誘導を行うといったような中身が地域防災計画の中にも載っておりました。これらに関してはまさしくそのとおりと私も感じております。

しかし、私が言いたいのは緊急時に本当にその機能が発揮できるのか、不安になる点が多く感じております。先程言ったとおり、昨年の水害被害時に私も体育館の方で様々手助けができることがあれば、ボランティア活動もしていければと思って駆けつけた際に、やはりかなり混乱していたように思えます。また、その中には、やはり自主防災組織の運営自体が全

く活動されていなかったといった現実も目の当たりにしました。その中で、やはり役場の職員の対応性がいかに重要かも感じた次第でもありますし、そういった部分に関しましては1町内会でなく数集落が集まる避難所に関しましてはやはり1集落の機能している自主防災組織が運営するのはなかなか厳しいと私は感じておりました。

ですので、例えば1集落の自主防災組織が主導的にした場合、当然自分の方の集落を優先するわけであり、では複数の集落が集まった場合、そういった他地域の部分までフォローできるのか。その辺の組織のあり方も含めて、まだまだ私は問題解決のためには時間がかかると思っております。今言われたのは将来的な部分で、私はそういう各集落の組織がしっかりしていれば、そういった問題も解決できると思いますが、それにはまだまだ時間がかかると思いますし、まずは現実的な部分から目を配り、すべて自主防災組織に任せるといった中身は、具体的には私も防災計画を見ると書いてはいませんでしたが、確かに所管課研修等ではそういった自主防災組織、また、各集落の町内会長にもそういった説明をしているといった部分があります。中には、やはりそういった部分で不安を感じている集落もありますし、時間をかけながらそういった部分を理解してもらう必要があると思いますけれども、再度見解をお願いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 先程来昨年7月の豪雨災害のお話が出ております。昨年7月の豪雨災害においては幸いと申しますか町内では人命が失われることはございませんでしたし、若干人家の床上浸水等はある残念な結果にはなったわけですが、避難所での避難生活自体はごく短期間で終わったのかなというように見ております。そういった意味では、本当の意味での避難所運営ということにはならなかったわけですが、小野寺議員おっしゃるようにその避難所内での混乱があったというようにもお伺いしております。

ただ、こういった大規模災害発生時にはその住民はもとより、行政の方も当然混乱する形になります。これは過去の他の自治体の状況から見ても明らかです。また、道路状況や発生時刻等によっては、初動体制として計画された職員が必ずしも参集できるというようには限らないところでございまして、仮に参集できたとしても、例えば情報収集ですとか、道路警戒、交通道路規制など住民の皆さまに人の目に見える活動のほかにも、関係機関への協力要請など多岐にわたる業務を行いまして、被害拡大を防がなければなりません。

このようなことから、公的機関による支援の公助の仕組みが機能するまでは、相当程度の時間が必要なのかなというように思っております。自助、共助の仕組みが重要であることは、昨年の大雨災害の後に発行された広報みかわにおいてもお知らせさせていただいております。この中でも、住民の皆さまにおかれましては、避難所の運営であっても、多様な主体の関与できる形での運営を基本としてお願いしたいというように考えておまして、今後引き続き自主防災会への丁寧な説明等を続けてまいりたいというように考えております。以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） 広報等でそういった情報を流しながらと言ったような答弁もあ

りました。私も拝見させていただきました。今回の質問でもう一度考えてもらいたいんですけども、自主防災組織と行政の役割の明確化であります。私はこの内容を深掘りするにあたり、防災計画の見直しが大変必要だと感じたので、敢えて触れさせていただきますけれども、防災計画の中身を抜粋しますと町防災会議は災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するといった言葉がありました。これはたぶん広報等でのそういった報告ではないとは思いますが、今回のように100年、200年に一度といった大水害があった部分は当然、皆さん共通認識していますが、こういった部分に関しまして、例えば基本理念では過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るといった部分が謳われております。敢えて聞きますけれども、今回の水害に対して計画がどのように改善されたのか、敢えて伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地域防災計画につきましては、昨年度の改定は行わなかったところですが、役場組織内の体制を強化するという形で危機管理室を設け、昨年度の取り組みの内容を検証し、今後の防災対策に努めていきたいというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 分かりました。なかなか準備が進んでいないという部分の、役場内の準備は改正できたといった部分ですが、やはり我々議員に関しましてこういった三川町地域防災計画をもとに、町民に報告する義務もありますし、やはりこれに書いていない部分に関しましては、なかなか一般町民に聞かれてもどのように動いていいかわからない部分があります。

例えば、敢えて例を言わせていただいてもよろしいでしょうか。今回、皆さまもご存知のとおり、三川町内でクマ騒ぎ問題がありました。東郷地域で始まり、最近では押切地内にもクマが出没するといったようなことで大きな問題が発生し、多くの町民から様々なご意見をいただいております。自主防災組織からは実際、どのように動いたらいいのか、どこに避難をしたらいいのか分からない。一体防災無線は何を言っているかよく分からないし、どこに逃げればいいのか、メールを見ると不要不急の外出は控えてくださいといったような話で田んぼにも行けない、いつまでそういった部分をしたらいいのか全く分からないといったようなご意見で、お叱りも含めて電話をいただいた部分がありました。

私も改めてこの地域防災計画の方を家に帰ってから調べさせていただきますと、実はこの防災計画にはクマ問題とかそういったものは載っていませんでした。あまり脱線しないように、あくまでも避難所からの話ですので、今関連がありますので、話をさせてもらいたいんですけども、実はクマ被害が防災対策として扱われる必要があるといった部分を調べさせていただきました。クマの出没は自然現象の一部であり、クマは自然界に生息する動物であり、その活動範囲が拡大したり、餌を求めて人里に近づいたりすることは、自然現象の一部として捉えることができます。クマの出没を防ぐための対策やクマとの遭遇時の対応は防災

対策の一環として考えることができます。地域住民の安全の確保、クマによる被害、地域住民の生活や安全を脅かす可能性があり、そのためクマ被害を予防する対策は地域住民の安全確保に不可欠な要素となるといったような中身を知ることができました。

やはり私は今回、改めてそういった自主防災組織のあり方もはっきり明確にするために、今回の地域防災計画の中にそういった新しい部分、私も今まで三川町にはそんなにクマが出没するなんていうことは想定していませんでしたが、やはりここ近年、そういったものがクマが現れるといった部分に関しましては、今後、しっかり計画等でも、この防災計画等に盛り込む必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） クマ対策について地域防災計画の中に盛り込むべきではないかというようなご質問でございました。現時点ではクマ対策については有害鳥獣対策という形で対応しておりまして、自主防災組織ですとか消防団等との連携については、はっきりと役割分担とかは決めていないところでございます。その有害鳥獣対策のマニュアルというものが存在するのですが、その中での対応ということでも十分対応できるのかなど。地域防災計画になりますと本当にその特に関係のない気象庁ですとか、そういった方も入った形での会議を開いて決定するというような形になってくるので、少し目的というか趣旨が異なってくるというか、ところもございますので、まずは今回のクマ対策の経緯を踏まえまして、課題も整理しまして、ご意見をいただきながら改善してまいればなというようにも考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 同じことを何回も言いませんけれども、やはりこれは全国的に調べても防災計画に準じて入れるべきだといった部分が載っておりましたので、敢えてそこを三川町はどうのこうのといった部分は私はやはり全国的にそういった部分があれば、やはりそれに則りながら進めてはいかがかといった部分でありますし、その辺の今後の検証をお願いしたいと思います。

時間の調整もありますので、次の質問に移らせていただきます。次に、三川町として無形文化財を認定し、古くから引き継がれてきた民俗伝統文化の継続継承について質問いたします。そもそも三川町の神楽は、地域によっては鎌倉時代や江戸時代にさかのぼると言われ、古くから地域に根づいた伝統芸能であり、悪疫退治や豊作祈願、地域の安全を祈るための祈願行事として行われてきました。しかしながら、高齢化や若者のなり手不足などにより継承もままならず、中には20年近くも舞が途絶えている地域もあり、高齢者の方が「古くから受け継がれてきた伝統文化を自分の代でなくすのは先祖さまに申し訳なく死んでも死にきれない」と涙を流していました。

この方は90代の高齢者の方ではありますが、話を聞くのに耐え難く、三川町として何とかしてほしいといったお願いを私もこの方に託されましたけれども、先程教育長答弁の中でふるさと伝統文化の支援と言ったのでしょうか、横山では獅子舞の指導を行っているようですし、東郷では凧揚げや相撲の化粧まわしといったのでしょうか、そういった部分を伝えて

きていて、大変両地域にとってはすばらしい活動をしているなど私は押切地域として羨ましく思った次第であります。

実は先程言った90代の方は、押切の地域にある方でありまして、なかなか押切地域の神楽をはじめ歴史ある愛宕神社の奉納相撲大会も今後取りやめる方向だと聞いております。前は枡席も用意し、夜中中相撲の取組があり、庄内地域でも有名な相撲大会と聞いております。私もその中の実行委員をしているので、本当にこういった文化を引き継いでいく、そして継承していくといった部分の責任の重さを痛感しているところではあります、やはりそういったボランティア組織の役割、そして若者が複数人いないとできないといった部分で、なかなかそういった継続もままならなくなっているのも現状ではあります。

しかしながら、押切地域ではこういった問題が待ったなしの状態に陥っております。何とか町の支援をお願いできないかと私は今回改めてまずは無形民俗文化財として登録し、町として守っていく姿勢が当然必要不可欠ではないかと感じております。地域の保護者会や小中学生にも話をかけ、教育の一環として推奨してはいかがでしょうか、見解を伺います。

先日、同僚議員からも有形文化財の維持の必要性を説いておりましたが、三川町では昭和49年ごろから、多くの有形文化財や記念物が登録になっているようですが、指定番号1から33まであり、指定番号1、2には八幡神社の八幡神社厨子、狛犬などが挙げられているようでしたし、平成31年には青山地域の玉銜寺の阿弥陀三尊像が登録されてから、新たな登録はないようですが、有形文化財は個人の私物も多く、維持についても本人の意思が大きく左右されると、先日の答弁で認識しましたが、民俗伝統文化などの無形文化財は地域全体の歴史であり、なくしてはならない大事な文化と感じていますが、今後認定していくべきと私は改めて必要性を感じるのですが、見解を伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 小野寺議員の方からは町として守るというために、文化財の登録、そして地域の保護者会への声掛け、また、小中学校への声掛け、そういったところで教育の一環として取り組んではいかがかというようなお質問でございました。ご指摘をいただきました三川町における獅子舞をはじめとする無形の民俗文化財は議員おっしゃいますとおり、長い歴史を持ち、地域の生活や信仰と密接に結びつきながら代々大切に継承されてきた文化ということ認識しているところでございます。しかしながら町として、これを直ちに無形文化財として認定登録して行政が主導するような形で保護、継承を進めていくということにつきましては現時点においては非常に難しい側面があるのではないかなということ考えているところでございます。

特に無形民俗文化財の登録という制度につきましては、その登録そのものがゴールではないというように考えております。その後の継続的な活動、地域としての責任、必要となる資源の確保、多くの要素が必要であるというように思います。まずはそのためには第一にその例を挙げられた獅子舞で言いますれば獅子舞にゆかりのある方ですとか、行われている地域の方またはその地域の保護者の方でありますとか、まずは第一的には、それらの伝統芸能に関わってこられた方々、そういった団体の皆さま方のまずは意思、またその体制がとれるか

整っているかということも大事であろうというように思います。そういった関係者の皆さまの強い意思と協力体制があって、登録ということが成り立つものというように考えておりますので、そこに町が積極的な関与を行うということは、かえって負担や混乱を招く可能性があるということで、慎重な判断が求められるというように考えております。

また、ご提案をいただきました学校教育との連携というようにお話でございました。その趣旨は大変重要であると認識しております。また、地域文化を次世代に伝えるというようにすることに関しましても、教育現場との連携ということは一つの方策であるというように認識しております。しかし、こちらにつきましても、現実問題としては様々な課題があるのかなというように感じているところです。学校での教育活動ということになりますと、当然、学習指導要領に基づくカリキュラムの中で計画的にそれが行われるか、また新たな取り組みという形になりますので、教育委員会だけではなく、その学校現場の意向、実施体制、先生方の指導体制等も含めまして、多方面での確認が必要であるというように考えます。

また、併せて教職員の業務負担、また教育的な意義、効果の検証というところもあると思いますので、教育現場の判断というところと協議を踏まえた上で慎重に進める必要があるというように認識しております。学校で伝統芸能を教育の一環として取り入れるということは、実際には様々な人的な問題でありますとか、時間的な余裕というものもあろうかと思えます。こういったところを丁寧に確認しながら調整、また、学校の意向の確認というところも必要であるというように思っております。いずれにいたしましても、伝統文化の保存、継承につきましても行政、地域、教育現場のいずれか一方だけで実現できるものではないと考えております。それぞれの立場と役割を理解しながら進めていくことが重要であるというように考えます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） 大変よく分かりました。私は今の答弁で逆に答えが出たように感じました。といいますのは、やはりこれは各地域だけでなく、行政だけでなく、学校だけでなく、地域、この組織が、各団体が一体となり進めなければ解決できない問題だといった部分で改めて再認識させていただきました。我々が当然生きていけるのは頑張っても100年と考えた場合、長い年月をかけて推奨された文化を絶やすことなく引き継ぐのも我々の仕事だと感じております。今の時代、どのように推奨していけばいいのか、私もまだまだ見えてきませんが、やはり今言われたとおり、その一体感を持ちながら、誰がではなく、みんなでそういった地域を守っていくといった姿勢が、やはり肝心なんだと思えました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。同じ無形文化財の中でも、今度は方言を無形文化財としての登録はいかがでしょうかといったような話ではありますが、先程教育長答弁の中では登録は難しいといったような言葉が出たように感じておりましたけれども、なかなかこういったものを推奨するのは本当に難しいものだと思いますし、逆に全国に例がないものでありますので、本当に勇気のいることだと私は感じております。三川町の道路沿いには、「菜の花の里に広がる方言文化の町 三川」といった三川町を象徴する言葉を目にした

します。これは全国方言大会を開催し、方言の魅力を全国に発信してきた三川町だからこそ名乗れる言葉だと感じています。

学術的にも大学側とも関係を築き、町民を巻き込んだ形で今でも方言の調査に協力していますし、まさに三川町ほどお国言葉の文化の必要性を訴えてきた町はないと感じております。文化庁の教育の中では、消滅の危機にある言葉、言語、方言については、実態や保存、継承に資する様々な取り組みを行っているようです。言葉自体を文化財として認証しているのは、今も言ったようにないようですが、言葉自体が消えて失せてしまうといったような部分の深刻さが載っておりました。改めて調べさせてもらった部分を話しますと、極めて深刻なそういった言葉がなくなる可能性のあるのがアイヌ語、重大な危機を迎えているのが八重山語、与那国語、危険とされているのが八丈、奄美、国頭、沖縄語、宮古語などが挙がっておりました。また、文化庁の事業としても言語、方言サミットは大変必要であり、今後とも研究協議会など多く開かれていくといった部分が載っておりました。地元の新聞等にも核家族化が進むにつれて、お国言葉である方言が若者を中心に使われなくなりつつあり、このままではお国言葉自体が消え失せるのではと危惧された記事が載っていました。

本当に方言を守る必要はないのでしょうか。先日、ある高齢者から「窓口で標準語で話されたら、とんと分からなくて対応が冷たく感じだっけ」といった話をされました。私は窓口業務に問題があったとは思えませんが、高齢者は長年使い慣れた方言の方が耳に入りやすいのだと感じました。これこそ方言の必要性ではないのでしょうか。よく耳にするのが役場に行くと、健康福祉課の職員が高齢者に方言を交えて話しかけている様子を耳にしますが、これは職員が方言しか話せないのではなく、方言を交えて話し、相手方により明確に伝えるためであると感じたのですが、特に福祉業務など窓口業務では高齢者の意図的にお国言葉を取り入れながらコミュニケーションをしている指導などあるのでしょうか。願えるなら窓口業務は標準語とお国言葉を使いこなせる2ヵ国語が必要であり、日本語を話せない外国の方には英語で対応するように、方言しか話さない方には方言で話しかけるのが理想と感ずるのですが、いかがでしょうか。

すみません、答弁的にはできれば福祉的な部分で、私は大いに役立っていると感じていますので、そういった部分で特に福祉部門でそういった指導体制などできているのか、行っているか含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 役場全体での来庁者への対応というようになりますので、まず私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、常々職員には役場の方に来庁される方々には丁寧に対応するようにとすることは言ってきたところでございます。言葉の使い方についても、特に方言を交えてといったようなことでの指導等はしていないところではありますけれども、やはり相手に応じまして、より相手が理解しやすいような言葉遣い、心配りをしながら常々対応するように職員には指導してきたところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。やはり地域でのそういった方言の持つ

コミュニケーションの観点からも、お国言葉は業務に対して必要なものだと感じておりました。三川町として守る義務があり、お国言葉自体を三川町として認証する仕組みが消滅させない第一と私は考えております。時代とともに生活習慣も様変わりし、使われる言葉自体も変わるの仕方ないことだと理解はしていますが、ただ消えてなくなって困るものもお国言葉だと感じております。

実はちょうど運が良くといいたいでしょうか。2日前のテレビの番組で三川町が紹介されておりました。方言の必要性を前面に押し出し、方言大会の歴史など副町長も加わり、大変三川町にとっては方言の文化といった部分でアピールしている姿に頼もしく拝見しました。あれは当然、テレビ的な話だけではないと思いますが、そういった副町長の熱い気持ちもテレビを通じて私は感じる事ができたんですけれども、方言に対しての三川町として方言の結びつきにつきまして、改めて出演者でありました副町長からお聞かせ願えれば幸いです。よろしいでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 先日放送されましたテレビ番組につきましては、制作会社側の意図ということで、これまで三川町で行われてきた方言大会というものを改めて紹介したいというところでありましたので、私がお国言葉について持っている考え方などを特に申し上げたところはありませんでしたが、三川町としてこれまで方言を大事にし、イベントなどを開催してきましたし、現時点でも大学の方との連携により方言調査を行っているということは事実でありますので、こういった部分は三川町にとっても対外的に向けた情報発信の一つの手段にはなるかというようには考えておりますので、こういった部分、今後どのような活用ができるのか考えてはいきたいというようには思うところではあります。議員が提案しているような無形文化財というところまでは難しいのかなというように考えております。

以前、全国方言大会を開催していたときに、第4回大会でしたかね、方言開花宣言というものを発表しました。これは対外的に三川町としてこの方言をどのように考えているかという部分をまとめたものでありましたので、今年三川誕生70周年を迎えるに当たりまして改めてそういった方言について考えていることを宣言するというのは、一つの方法かなというようには思いますが、これは個人的な考えでありますので、そういったところは感じております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。私はテレビを通じて副町長の思いが、言葉には出なかったんですけれども、笑顔に、そして目の力強さにそういった方言を守るといった意思を強く感じた部分がありましたので、敢えて振らせていただきました。ありがとうございます。「方言文化は三川町」と三川町が名乗る以上、しっかり形に残る取り組みを今後とも継続していければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきますが、5月20日の山形新聞の記事に小中学生の不登校や暴力増加の記事が載っておりました。新型コロナウイルスの流行から5年、子どもの心身に影響かといった記事でしたが、気になったのはコロナ禍が終わり、学校は日常

に戻ったように見えるが、不登校は増え続け、特に小学校で暴力行為が増加するなど、子どもの心身の変化に指摘をする声が上がっているようですが、今教育長が言っていたように取り組みをもってしても、不登校の数はなかなか減らないといったような言葉があったように感じておりますが、先日行われた教育フォーラムでの話を聞き、三川町は本当に教育に熱心な町だなと痛感いたしました。ありがとうございました。今後ともしっかりそういった教育に学校ともに向かっていければと私も思っておりますし、一議員として協力できるものであれば、しっかりフォローしていければと思っております。

教育長が触れていましたが、子ども一人ひとりに寄り添った教育の提供、学びの場として、幼保小中連携のネットワークの推奨など話をしてくれておりましたが、実は我が家では数年前に職場体験をした中学生が何らかの理由で学校に行けなくなり、ご家族から本当に困っていてどうしたらいいか分からず、涙を流しながら相談された記憶がよみがえりました。そのときは職場体験でシイタケ採りをした感動で家に帰ってから話をし、あれ以来大のシイタケ好きになったと話され、しばらく学校に行けない時間を我が家で作業の手伝いをしてくださいといった部分で話をされ、協力したことを思い出しました。

実は彼は卒業後、農業関係の学校に入学したと後から聞かされ、農家でもないのに何かかえって彼の人生を狂わせてしまったのかなといった部分で、私も若干不安にはなりましたが、地域の一住民としてそういった部分で役立つことができたのではないかと思います。ぜひそれが良かったか悪かったか分かりませんが、教育長が言うネットワークに地域も交えて入れてもらいながら、私は何でもいいと思います。先程言ったシイタケ採りでもいいですし、雑草の田んぼにある草取りもいいと思います。そういった社会勉強を通じながら、一人ひとりの成長を地域で守っていくといった部分も大切な部分だと思いますが、いかがでしょうか。教育長よろしく願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今小野寺議員から大事なことをお話いただいたと思っています。私は教育というのは教員だけではできないということを常々、自分も感じてきましたし、今この立場になっても町内の先生方には縦の繋がり、横の繋がり、ネットワークなんだということをお話しております。もっと大きく考えれば、教師だけが子どもを育てるわけではありません。やはり地域の力があり、お父さんお母さん方の力ももちろんですけれども、地域ぐるみで子どもたちを育てることが大事であるということは言うまでもないことかなというように思います。

今、学校の方で行っていることの一つとして、学校サポーターというシステムがあり、例えば押切小学校であれば子どもたちの、一つ例を出せば、ミシンの指導のときにどうしても手数が少なくなる、それから校外学習を行うときに子どもの安全のために教師だけでは手が足りなくなる。そういうときに学校をサポートしてくれませんかというので募ったところ、何人かの地域の方がそれに手を挙げて子どもたちと関わっていただきました。行事をうまくやるという一面もあるのですが、それだけではなくて、やはりそれが地域との繋がりになり、逆に言えば子どもたちにとってもプラスになりますけれども、地域の方々にとって

も学校理解に繋がるということもあります。

また、小野寺議員の例を私聞いて大変感動したんですけれども、やはり子どもが学校では輝けないところが小野寺農園に出かけながら作業を一緒にすることによって、自分が必要とされていることを感じる、輝ける場面をいただいたというのは、やはりその子にとっては大変重要な経験になったんだなど。その後の進路にも影響するということがあります。そのようなことで、地域の方々から協力していただいて子どもたちを育てることは、地域にとってもプラスになりますし、子どもたち自身にとってもプラスになります。また、教員にとっても大変ありがたいことだと思います。様々な制約もある中ですが、学校としてもそれぞれの学校が地域の方々を待っておりますので、そういう面ではこれからも小野寺議員のおっしゃることを推進、推奨していきたいというように思っております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。教育長から大変気持ちの入った言葉をいただき、私も一町民として今後ともしっかり役に立っていければと思いますし、そういった部分を皆さん全体に広げてみればもっともっと住み良い町になると感じておりますので、今後ともそういった部分で取り組みをお願いしたいと思っております。

先日、押切小学校の空き部屋を利用してのフリースクール、わくわくルームと名付けられて、学校の教室まで行きたくはないが学校までは行ける子どもたちに特別支援学級の支援員の先生方やスクールカウンセラーの先生たちが対応しているという話も聞き、地元押切小学校としてありがたいなと思いましたし、やはりそういった細かい部分の取り組みが、一人でもそういった不登校を減らす取り組みだと私も感じております。今後ともしっかり小学校中学校におかれましても、面倒を見ていただければと思いますし、今後とも専門知識がある方の指導は不可欠であり、また地域のボランティアなど協力を得ながらの対応策も必要だと感じました。

大事な子どもたちです。しっかりと予算をつけながら取り組んでいく必要があると私は感じますし、我々議員としてできるのはそういった部分で何を優先するべきかの部分も含めて、今後ともそういった部分で質疑させていただければと思いますのでよろしくようお願い申し上げ、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、5番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 1時57分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、6番 佐久間千佳議員、登壇願います。6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員）

1. 均衡ある町の発展について 1. 横山、東郷、押切の3地区がそれぞれ均衡ある発展をしてきたことにより、三川誕生70周年を迎えたが、今後の3地区の発展ビジョンを伺う。

2. 各地区における将来推計人口及び今後の住宅団地開発の展

望を伺う。

3. 道路や下水道等の生活インフラの維持管理における将来見通しについて、財政面、人口動態予測を鑑みた方針について伺う。

4. 空き家対策の強化と既存集落の維持発展策について伺う。

2. 教育行政について

1. ふるさと愛の醸成や地域との連携を深める「三川ふるさと学習」の推進について効果と課題を伺う。

2. ふるさと学習等で感じた三川の課題解決や将来への思いを具現化するため、子どもに用途や目的を決定してもらう「子どもまちづくり予算」の創設について所見を伺う。

3. 防災・防犯教育の強化による「自己防衛意識」を育むことと同時に学校防災の強化も重要だと考える。災害発生時における対応方針、犯罪に巻き込まれないための対策について伺う。

4. これまでのICT教育の成果と「ネクストGIGA」への具体的な進化策、情報モラル教育の方針について伺う。

令和7年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、均衡ある町の発展について。

横山、東郷、押切の3地区がそれぞれ均衡ある発展をしてきたことにより、三川誕生70周年を迎えましたが、今後の3地区の発展ビジョンを伺います。

各地区における将来推計人口及び今後の住宅団地開発の展望を伺います。

道路や下水道等の生活インフラの維持管理における将来見通しについて、財政面、人口動態予測を鑑みた方針について伺います。

空き家対策の強化と既存集落の維持発展策について伺います。

二つ目に、教育行政について。

ふるさと愛の醸成や地域との連携を深める「三川ふるさと学習」の推進について効果と課題を伺います。

ふるさと学習等で感じた三川の課題解決や将来への思いを具現化するため、子どもに用途や目的を決定してもらう「子どもまちづくり予算」の創設について所見を伺います。

防災・防犯教育の強化による「自己防衛意識」を育むことと同時に学校防災の強化も重要だと考えます。災害発生時における対応方針、犯罪に巻き込まれないための対策について伺います。

これまでの ICT 教育の成果と「ネクスト GIGA」への具体的な進化策、情報モラル教育の方針について伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項 2 の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項 1 の均衡ある町の発展について、1 点目と 2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における地域開発の基本方針につきましては、第 4 次三川町総合計画並びに三川町国土利用計画に掲げているところであり、町の均衡ある発展を図るため、自然環境や農地の保全などに配慮し、関係住民の理解を得ながら、住宅、商業、工業等のバランスのとれた秩序ある地域開発の施策を展開しているところであります。

特に、本町においては、人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷等の課題に対応するため、雇用の場の創出と良好な住宅地の確保を目指しており、三川町土地開発公社に委託し、現在も東郷地区におけるみかわ産業団地の造成、押切地区における住宅団地の整備と積極的な事業展開に努めているところであります。

しかしながら、少子高齢化は予想以上に急激に進展し、第 2 期三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では令和 7 年の計画目標を 7,414 人と掲げていましたが、令和 7 年 4 月には 6,972 人と 7,000 人を下回る状況となっております。

今後も均衡ある町の発展を図っていくために、町国土利用計画等による適正な土地利用の誘導を図りつつ、現在実施している事業の進捗、さらには社会情勢、近隣市町、地域の実情等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

3 点目の道路や下水道等のインフラの維持管理における将来の見通しに関するご質問ですが、人口減少の局面におけるインフラの維持は、財政面を含めて本町に限らず全国的な課題であると認識しております。

この課題に対し国では、その対策の一つとして立地適正化計画の策定による都市機能の維持、集約化を目指す施策を展開しているところでありますが、本町のような農村地域においては、都市計画と並び農業振興及び農地の保全という課題も併存していることから、その方針の決定には広く町民から議論いただく必要があるものと考えております。

また、下水道事業におきましては、人口減少、施設の老朽化という不可避の課題に対処すべく、維持管理費の増嵩や施設の更新費用の抑制を目的に、現在 6 地区に分散している農業集落排水施設につきましては特定環境保全公共下水道への統合を検討しており、このうち横川地区と助川地区については令和 8 年度以降の事業化を目指しているところであります。

4 点目の空き家対策の強化と既存集落の維持発展策に関するご質問ですが、空き家

対策につきましては全国的にも大きな問題となっていることから、国では平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、さらに令和5年6月には同法の一部を改正し、地方自治体の取り得る対応が強化されたところであります。

本町におきましては、昨年度より個別事案への相談体制を強化したことにより、三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業を活用いただき2件の解体に至ったところであり、引き続き、大原則である所有者による適切な維持管理と、利用に堪えない空き家については解体を促してまいりたいと考えております。

また、相続放棄により管理すべき者が存在しない事案につきましては、今後、空家法に基づく措置も視野に入れた対応について、他自治体の先行事例や関係機関からの情報収集を踏まえて検討してまいります。

既存集落の維持発展につきましては、町では自治活動の主体である町内会の活性化と円滑な組織運営を支援するため、毎年一定の算定基準により各町内会に対して町内会総合交付金を交付しております。また、必要に応じて、地域の抱える課題を解決するために協働のまちづくり推進事業として補助金を交付し、町内会等が行う自主的で公益的な活動についても支援しているところであります。さらには、コミュニティ活動支援員派遣事業により町職員を地域に派遣して、自治活動に対する助言を行う体制をとっておりますので、引き続き、これらの事業により支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の教育行政について、1点目の「三川ふるさと学習」の効果と課題に関するご質問であります。この取り組みは子どもたちが三川を知り、理解し、愛着を持つことを目的としており、地域への関心を高めることに寄与しております。例えば、農業の学習を通じて実際の田んぼで稲作体験を行うことで、実感を伴った理解が得られ、知識が定着してまいります。また、地域の魅力を自分で発見し発信する活動を通じて、主体的に学ぶ姿勢や表現力の向上が見られます。さらには、地域の人々との交流を通じてコミュニケーション能力や協調性が育まれ、自分の住む地域について深く知ることで地域への愛着や誇りが生まれてまいります。このことにより、地域が抱える課題を理解し、その解決に貢献したいという意識や三川町のために行動しようとする姿勢が育つとともに、地域の産業や職業に触れることで将来の進路を考えるきっかけとなり、仕事への興味関心も高まるものと考えております。

一方で課題といたしましては、三川ふるさと学習に授業時間を多く割きたいという思いはあるものの、他の教科で教えるべき内容も多いため、授業時数を増やしてじっくりと取り組むことが難しい状況にあることです。小学1・2年生は主に生活科において、小学3年生以上は総合的な学習の時間で取り組んでおりますが、時間配分の調整が課題となっているところであります。

2点目の「子どもまちづくり予算」の創設に関するご質問であります。子どもたちが地域社会に対して持つ思いや意見を反映させることは、子どもの成長や未来のまちづくりにお

いて非常に重要な要素であります。まずは今年度や来年度において、既決の予算等を活用した小規模な実践を行いたいと考えております。具体的にはモデル校を指定し、新しい取り組みや手法を試験的に実施し、その効果や課題を検証することで、今後の展開の参考にしたいと考えております。

3点目の災害発生時の対応及び防犯に関するご質問ですが、災害発生時には児童生徒の命を守るための初期行動と安全確保を最優先に行ってまいります。そのため、町では2年前から、山形大学の元教授からご助言をいただきながら、各小中学校の防災マニュアルの改訂や避難訓練、防災教育を定期的を実施しており、校舎が水に浸かった場合を想定しての訓練や、子どもだけでなく教員にも予告しない訓練なども行いながら、児童生徒が自らの身を守るための知識と技能を身につける学習を行っております。

防犯につきましては、学校では子どもたちが自らの命と安全を守る力を育むため、多角的な視点から防犯教育や不審者対応に取り組んでおります。「いかのおすし」の標語を使った訓練や防犯ブザーの活用指導により、実際に危険な状況に直面した際に、とっさに適切な行動が取れるよう教育を行っております。不審者対応訓練では警察の方を講師に招き、子どもや教師が実際にどのような対応を取ればよいのか指導していただいております。また、不審者の情報等があった場合には、速やかに関係機関と情報共有を行い、保護者宛メールにて緊急連絡を行っているところであります。

4点目の ICT 教育の成果と、ネクスト GIGA の進化策、情報モラル教育の方針に関するご質問ですが、まず ICT 教育の成果については、近年、タブレット端末が学校現場に普及したことにより、子どもたちは日常的に使用するようになり、この結果、PowerPoint を用いた発表や YouTube を利用した学校紹介などにおいて、子どもたちの創造性や表現力が向上していると感じております。また、タブレットを使って自らが必要とする情報を入手し、それを活用する力も育まれており、これらは子どもたちが今後のデジタル社会に必要な能力の基礎になっていくものと考えております。

次に、ネクスト GIGA の進化策についてであります。まず一つ目は、創造性を育む協働的な学びの推進であり、共同編集ツールやオンラインでの学習を活用し、場所や時間を問わず児童生徒同士が協力して学びを深めることを目指してまいります。このことにより、多様な意見やアイデアを共有し、新たな価値を生み出す力を養うことが期待できます。二つ目は、ICT 機器を有効に活用する人材の育成であります。タブレットを使った発表や制作物の作成、さらには情報モラル教育の充実を図ることで、デジタル社会で活躍できる人材を育成していく方針としており、これにより、子どもたちが将来の社会で必要とされるスキルを身につけることができると考えております。

次に、情報モラル教育の方針についてであります。児童生徒が安全かつ責任を持って情報を利用し、他者の権利を尊重する態度を育むことが重要であると考えております。タブレット端末の取り扱いと注意事項において、「情報モラルとは、みんなが気持ちよく、安全に使うための約束」と定義し、保護者宛のメール発信において「保護者と子どもと一緒に確認し、情報モラルを守って安全にタブレットを使用してほしい」旨を周知しております。また、

PTA と連携し、「親子で楽しくメディアを使うためにはどうしたらいいか」というテーマで親子一緒に考える取り組みを行ったり、授業を通じて情報モラルについて学習するほか、民間の通信事業者の方を講師に招き、SNS の利用や課金、知らない人とのネットワーク上での出会いの危険性などについて学んでおり、情報モラル教育は、学校と家庭で取り組む問題として位置付けているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。まず均衡ある町の発展についてでありますけれども、まず皆さんご承知だと思いますが、昭和30年横山村、押切村、東郷村の3村が合併し、三川村が誕生しました。その後、昭和43年に三川町となり今日に至るということであります。先人たちが紡いできた歴史に敬意を払い、将来の町に思いを馳せる一人として質問させていただきます。

まず均衡ある町の発展に関して、そのビジョンを語る上で重要だと思われるのが、やはり人口問題だということに思っております。最近ですと、県で100万人割れという報道が出されまして、合計特殊出生率も1.17と、マイナス0.05ポイントということでありました。日本全体でも出生数70万人割れということで、自治体単独での対応というのは限界に来ているんだというような報道であったり様々な声が聞こえてきている状況になっております。人口増加策、子育て支援策に関しましても、やはり独自色を出しても他の自治体と競合して薄れているというような現状が続いているというように捉えております。日々の確にニーズを捉え、柔軟に対応していかなければならないというように感じております。

人口減少問題においては、仕事と家庭の両立支援を柱としてきたわけでありましてけれども、家事、育児の役割が女性に偏っていることや晩婚化、子育て費用の高騰が課題になっている、要因になっているというような新聞報道もされております。山形県としても社会動態、基本的に減少してまいりましたし、自然動態に関しても減少が続いているということであります。

このような中で、どのように町を発展させていくのかというビジョンを示すことがやはり課題になってくるのかなというように考えております。町長答弁にありました第4次総合計画であったり、また、国土利用計画の中にも言及されておりましたが、本町においては東部地域、横山、押切地区、そちらの開発に関しては優良農地の保全を図り、自然環境と調和した良好な住環境の整備を促進する。西部地域、東郷地区であります。優良農地の保全を基本とし、既存集落を中心とした良好な住環境の整備を推進するというように記載されております。やはり既存集落内の活性化や人口減少を抑制するために、住宅地内の空き家を利用した住宅建設を促進するといったような文言も記載されておりました。

しかしながら、その先のMターン戦略だったりそういったものも拝見いたしましても、具体的なビジョンというものが示されていないのかなというように考えております。都市計画マスタープランの作成というような議論も以前されましたし、具体的なビジョンを示してやはり政策を展開すべきだというように考えておりますが、その件に関してまず所見をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） ただいま佐久間議員がおっしゃっているように、本町では様々な均衡をとりながら発展に努めてきたところでございます。人口の安定、産業の多様性、地域コミュニティの維持、自然環境の調和など、そういったものを図りながら現在まで均衡ある発展を目指してきました。中でも、豊秋、蛾眉、天神堂、そして桜木、この3地区の人口状況を参考にしながら今まで、各地区で住宅・宅地構想等を取り組んできたわけでございます。

今後の発展ビジョンということにつきましては、押切地区におきましてテオトルタウン三本木北側の住宅団地、それから東郷地区におきましては第5期みかわ産業団地等を計画しているところでございます。みかわ産業団地の分譲等が完了、あるいは目途が立ってからニーズ、社会情勢、近隣の状況を踏まえ計画的に実施を考えているところでございます。

また、一方で、現在の国土利用計画では、猪子集落の南西側が住宅用地として計画している区画がございます。こちらの方は生産組合倉庫、ATM、麦センターがある付近からイオン前までの付近になるわけですが、一部白地になった区画もございますが、その大部分が農用地区域となっております。まずは令和11年度まで農用地区域からの除外ができないということになっておりますので、開発の制限がかかっているという状況でございます。均衡な発展を目指す上で、やはり社会情勢、ニーズを踏まえながら、そういった区域も交え検討を進めていかなければならないものと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） そういった区域があるからこそビジョンというものが大事になってくるのかなど。この3地区の均衡のとれた発展をしてきた三川町にとっては、やはり3地区の現状というものを捉えて施策を展開していく必要があるというように考えております。以前も同僚議員が一般質問しましたけれども、消滅可能性自治体というものに関しましても本町はそれから脱したという報道でありましたが、やはり20歳から39歳女性人口の減少率といったような、ある程度の規定があるわけでありましてけれども、やはりそういった女性が3地区においてどのぐらいいらっしゃるのかといったような、具体的な地区ごとの人数というものは押さえているのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず先程町長答弁にもございましたように、町全体としては三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるMターン戦略におきまして推計をしている状況でございます。令和7年の計画目標としては7,414人を計画目標としていたところですが、現在人口減少が急激に進み、本町でも4月には6,972人と7,000人を割り込んでいる状況となっております。

こうした中で各地区ごとの人口推計というところのご質問だったかと思いますが、人口動態や社会情勢を参考にした上で、またそれに更に政策効果を加えて人口の推計を出しているところであり、それを更に細分化するというところは非常に難しいというように思っています。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 細分化が難しい状況で政策を打てるのかといった疑問が私にあります。均衡という部分を度外視すれば、それは可能になってくるかと思えますけれども、そういった学校関係もありますし、やはり均衡を重んじてきた本町の発展においては、やはりそれぞれがどれだけの潜在能力があるかといったものを調査しながら慎重に政策を打っていかねば、これからバランスを欠くようになってしまうのではないかなというように思いますので、できればそういった潜在能力といますか、こういった構造で地区が成り立っているのかといったところを精査して詳細を掴んでいって政策に持って行っていただけないかなというように思います。

ざっくりとした数字で大変申し訳ありませんが、2月に行われた選挙人名簿を見ますと5,873人のうち横山地区が34.6%、東郷地区が28.6%、押切地区が37%というような分かれ方をしておりました。先日、当局より情報をいただいた未就学児から小中学生の子どもに関しましてもそれぞれの分布を少し見てみますと、小中学生ですと横山地区が39.4%、東郷地区が30.8%、押切地区が29.6%ということで、やはりこの数字から見ても押切地区の開発というものは重要で急ぐ必要があったんだろうというように考えております。

全体を見てみますと、すべての人口ではありませんが、選挙人名簿と未就学児から小中学生の人数だけありますけれども、横山地区が35.1%、東郷地区が28.1%、押切地区が36.7%ということで、全体を見ますと押切地区が多くなってきているというように見てとれますが、一番やはり危惧する数字といたすのが未就学児の分布といたすか分かれ方だと思います。横山地区に関しては35.4%、東郷地区が19.7%なんですね。0歳児から5歳児の割合が。押切地区については44.8%ということで、やはり開発を進めるにあたっての影響が大きく出ているのだなというように、数字としては見てとれたわけでありすけれども、やはりこういった数字の中に、更にもう1段階み込んで潜在的な可能性というものを押さえていくことが重要だというように考えておりますけれども、再度その見解と、この住宅団地開発をやはり行って本町はそれぞれ発展してきているというように、地区がそれぞれの均衡を保って発展してきているとは思いますが、その住宅団地開発の定着率といたすか、そういったところもやはり考えていかなければならないのかなというように思ひまして、そこも併せまして見解を再度お伺いしたいと思ひます。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 先程難しいという話をしましたが、その地域ごとの状況を踏まえながら当然地域開発はしていかなければならないというようには、それは議員と同じ思いでございます。なぜ押切地区を中心的に今やったかといいますと、先程議員がおっしゃるように、その時期に押切地区の人口、子どもたちの人数が急激に減っていたため押切地区を中心的に行ったという現状もあります。当然そういった状況を踏まえながら、やはり今後の町の均衡ある発展を意識しながら計画をしていかなければならないというのは同じ思いでございます。

その宅地造成をしたところに住宅開発をし、そこに住んでいただいた方の定着率という話

でしたけれども、すみませんが、そういった資料は今現在持っていないところであります。今後やはり、今現在みかわ産業団地等の開発も進めているところがございますが、やはり働く場所があって地域の学校、教育が充実して、住みやすい地域を作っていくことにより定着率が上がっていくことと思っておりますので、そういったことを踏まえ地域開発をしていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） まずは地域ごとの特徴といいますか、そういった状況をしっかり捉えて政策に反映していただきたいというように思います。先程答弁で土地改良施設の関係、水利の施設の関係での8年間の農地転用が今できない状況にあるということで、答弁ですと令和11年までというような答弁でありましたが、私の認識ですと、令和5年からだと13年くらいかなというように思っておりましたが、これに関しましても以前も同僚議員が一般質問されております。やはりこういう問題になるよということで、町にこの農村産業法での開発というものにはこういった問題が出るよというようなことが同僚議員に指摘されておりました。

現在、今やはりこういった人口の偏在といいますか問題が起きてきてからは、身動きが取りにくくなっているんだろうなというように感じております。産業団地の関係もありますので一概には言えませんが。そこで確認を一旦させていただきたいのが、この8年間縛りというものが、以前の令和4年3月議会での答弁によりますと、この農業振興法、後でからたぶん農村産業法というように変わったといいますか訂正されたかもしれませんが、その第2条においては解釈によってはある程度まとまった地域を町の方として、様々な計画をもとに、県等の関係機関との調整を図れば、8年間の中でも青地から白地への変更は可能だと認識しているというように答弁されておりますが、今でもその状況は変わらないのか。そういった情報を集めているのかどうか確認をお願いいたします。

以前は産業振興課長が答弁していたようでしたが、通告にありませんので。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 国営赤川2期工事につきましては、令和3年度に事業が完了しております、制度としましては完了の翌年から8年間工事ができない、青地化の変更ができないというようになっております。したがって、令和4年4月1日から8年間になりますので、令和12年の3月31日まで、この期間が除外ができない期間というようになります。基本的には国営事業でありますので面的整備にあたりますので、全町的な青地から白地への変更ができないというようになっているところがございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） また認識の違う答弁が出てまいりましたので、後程確認させていただきたいと思います。この人口減少問題に関しましては、子育て支援独自化と産業支援というものをセットで考える必要があると考えております。とりわけ農業に関しましては、Uターンに繋がることが多く、基幹産業に位置付けされていることから、やはり地方創生の礎を担うものと私は考えております。担い手が再生産できる構造にしていくということが重

要であって、そのための支援が欠かせないと思いますけれども、産業支援に関しましては次回以降に質問させていただきたいと思います。まずは、やはり地区ごとの絞った数字を押さえて施策を打つべきだというように申し上げさせていただきます。

次の道路関係の質問でありますけれども、三川町道路長寿命化修繕計画によりますと MCI という数値が持ち出されております。こちらは道路がどのぐらい傷んでいるのか等を数値で表す数字ですが、一般的な指標に関しては3以下は早急な修繕が必要ということで、3から5は修繕が必要ということでありました。本町においては3以下が39%というようにされておりまして、また全体の平均が3.6%ということで計画には載っております。

この修繕に関してでありますけれども、基本的には社会資本整備総合交付金であったり、緊急自然災害防止対策事業債のような交付税参入が見込まれる事業債を当てにして実施していくのか。こういった将来的に、その際、道路長寿命化修繕計画との整合性は図れるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 道路の維持修繕というか更新、維持補修の関係のご質問と解しております。お話がございましたとおり、道路の特に改良、いわゆる表層、表のアスファルト舗装を新たに打ち直しするという大規模な改修につきましては、町単独の費用ではなかなか困難なぐらいの金額を要しますので国の補助金、今お話がございましたように、社会資本整備総合交付金、あとはそれに付随します補助裏と言われる補助対象事業費、そのうちの1/2が国から国庫交付金としていただいて、その残りの分、これについては起債、その公共事業債を充てさせてもらいまして、これが大体30%から40%ぐらいの交付税算入になるようなものでございます。こういったものをまずは充てていくというのが、第1選択肢として捉えております。

それ以外に、一般単独の起債ですと75%、またその他の道路事業としての起債としては90%の充当率といったものもございまして、これらは交付税算入されないもので、極力その選択肢からは除外するような形にしております。

あと、佐久間議員からもお話がございました、緊急自然災害防止対策事業債と言われるものなのですが、こちらにつきましては国土強靱化計画、これに基づきまして、特別に制度化された起債事業でございまして、こちらは充当率100%、それに対する交付税算入率が70%ということで、非常に地方にとってありがたい制度でございまして。

こういったものを活用させていただきながら、極力その事業の進捗度を上げていきたいというようにはお考えのところなんですけれども、ただ、国からいただける交付金、これにつきましては、やはり全国あるいは県内での配分というものがございまして、希望したからといってすべて思いどおりになる代物ではないというのがまず前提にございます。

また、それに代わるものとしての緊急自然災害防止対策事業債、これを使いたいというところもあるのですが、これも町の事情、要は町のその全体の財源計画の中でも、いわゆる借金にあたる部分になりますので、起債総枠の中での制限というのももちろんございます。これは建設環境課の一存では事業をやりたいからといってすべてその思いどおりになる

代物でもないというところで、その辺は毎年予算編成の段階で財政側とも協議をしながら、できるだけ事業の進捗スピードを維持しつつ展開できればというように考えておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 様々な起債等、有利な起債等を組み合わせながら進めていくというような説明でありましたが、やはり計画というものは予防保全型に進めていくというような計画ですので、起債を当てにせず、本当は本来であれば町民の生活の維持向上のためには計画に沿って修繕を進めていかなければならないというように考えております。有利な起債等だけではなく、そういった財政的措置というものが必要になってくるというように思いますが、中期財政計画を見ますと、普通建設事業債というものがやはり減少傾向ということで我々に示されているわけであります。こういった中期財政計画においては、令和11年度における普通建設事業債というものが1億5,700万円ほどしか予定をしておらず、この令和7年度見込みから3億円ぐらい減少するような計画を立てざるを得なかったのかなというように、繰入金であったり町債の状況を見ますと見てとれるわけでありすが、そういった財政面からこの道路長寿命化修繕計画というものをしっかり下支えするような考え方、財政当局としてはどのような見解をお持ちか見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 中期財政計画におきましては、令和7年から令和11年度までの5年間ということで毎年計画策定をいたしまして、皆さまの方に公表し、ご確認いただいているものというように認識をしているところでございます。今回の道路の改良、まずは維持補修等に関わる部分、それに関しましてはお話ございましたとおり、普通建設事業費の方に盛り込みまして、令和7年から11年までの間のおおよその事業費、令和7年から令和9年度までの3年間につきましては、町の総合計画の令和7年から令和9年までの3カ年の事業費で見込んでおります道路の改良費、または維持補修等に係る分をすべて財政計画の方に盛り込みまして財政計画で表しているという状況でございます。

それ以降、令和10年、令和11年度につきましてはでございますが、建設環境課の担当課の方とも事業費の方につきましては、それぞれ精査をした上で内容を確認し、令和10年、令和11年度の方も事業費として見込み、財政計画の方には反映しているところでございます。

確かに事業費の方につきましては、3億円程度の金額の減額があったというようなお話でございましたが、これにつきましては今現在見込まれている基本的な道路建設等に係る工事の道路改良や維持に関わる部分の大体のおおよそのところを割り出しまして計上しているところでございまして、それに建設環境課の方での実態と合わせた形で財政計画の方には反映をしているというようになっているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 実態と照らし合わせて計画をされているということでありますので、しっかり予防保全型の修繕計画に沿った形で事業を進めていただきたいというように

思います。

続きまして、空き家対策の関係でありますけれども、これから小学生との議場懇談会を迎えます。小学生からの意見というものを一つ述べさせていただきます。小学生からは、空き家などの使われていない土地を通るときに犯罪などの危険性があるのではないかと、怖いと感じる場合があるということでありました。この空き家対策の強化ということで、通学路沿線の空き家対策を特化するなどの考え方はできないかどうかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 通常の空き家についての点検の部分でございますけれども、職員の道路パトロールで必要に応じて気になる空き家、気になっていた空き家を回るといふケースがございます。また、ご存知のとおり、毎月1回定例の自治振興委員会議、いわゆる町内会長の皆さま方からお集まりいただきましての会議がございますけれども、その中でその空き家以外にも、例えば道路の損傷ですとか、あとは樹木のはみ出し、そういったものについて、各町内会で気づかれたこと、そういったことについて情報をいただきまして、都度必要な対応をとらせていただいておりますので、現時点で通学路に特化したといったことについては考えてございません。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 考えていないということでありましたが、恐怖を感じる方、小学生がいるということは、やはり本町にとっては大きな影響があることだと思います。ぜひ、老朽危険空き家等が通学路沿線にあるかどうか再度確認していただいて、町内会長であったりに関しましても情報を密にとって対策を早期に打っていただきたいというように思います。

この均衡あるまちづくりに関しましての町の発展に関しましての最後の質問になるかと思いますが、やはり住宅団地開発をするたびに地区ごとの子どもの数が大きく変動してきました。3地区とも平均に維持するには既存集落の維持が重要だということに考えております。生活インフラの維持とともに、先程も一般質問がありました文化伝承も、文化・伝統も住む人々の活力に繋がっているというように考えております。やはり、それを踏まえて既存集落、また3地区が均衡ある発展をするために、これからまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定であったり総合計画の策定において、より詳細に現実的な人口ビジョンでの計画を策定すべきと考えておりますが、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） やはり今、佐久間議員がおっしゃるように、そういった考えはぜひ必要だと思います。今日のようなご質問を受けまして、各地区ごとの均衡という言葉がやはりキーワードになってくるのかなというところも十分承知いたしました。ちょうど今年度がMターン戦略、総合戦略の計画見直し年ということもありますので、ぜひそういった言葉を受けとめて見直しを図っていきたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひ前向きによりしくお願いいたします。続きまして、教育行政

であります。大変教育長より前向きなご回答をいただきまして、その前にふるさと愛のふるさと学習に関して一つ質問させていただきたいんですが、やはりこの限られたカリキュラムの中で効果というものがどれだけ継続して出せるかというところが課題になってくるのかなと思ひまして、今、タブレットも子どもたちにもありますので、そういったふるさと学習に関してアウトプットするということがより効果を高めるのではないかなと思ひまして、同学年での共有であったり、外にアウトプットするという取り組みをそういった機会を組み合わせるといった考えに関しては見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） ふるさと学習については私が就任してから各学校にお願いしている内容ですので、私の方でお答えしたいと思ひます。今、文部科学省の方でも言っているのは、インプットするよりもアウトプットすることで定着をするんだという言い方をしています。自分が得た知識を自分の言葉で人にどうやって伝えるか、それを工夫することによって、実のある自分の力になるということが言われております。アウトプットというのは非常に重要なことであり、学校でもそれぞれ取り組みを起こしているところです。

例えば、学校で学校運営協議会の方たちに自分たちの内容を発表するという取り組みがあったり、それから中学校では地域の方々に3年生が未来の三川町についての提案という形で投げかけようという取り組みも考えてはいます。なかなか実現するまでは至っていませんが、もう少しで地域の方々に提案ができるのかというように思ひますが、やはりそのように今までは小中学生が例えば議場懇談会で自分の願いや思いは伝えていたものの、そこにやはりまちづくりの主体となるという考え方の中で、自分たちはこうやって町を発展させたいんだというところを、自分たちの意思を示すという意味でもアウトプットは議員のおっしゃるとおりに必要なことかと思ひます。

そのこともあって、先程の答弁の中に子どもまちづくり予算というお話をいただきましたが、私も佐久間議員と同じ考えでありまして、子どもたちにその予算的なものを持たせるといいですか、そこまで与えたときには、やはり自分ごととして更に町のことを考える。まさに三川愛に繋がっていくものだというように思ひています。そういう意味も含めまして、今後インプットだけではないアウトプットという視点も先生方にも今伝えてありますし、よりその点を強調してお願いをしていきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ありがとうございます。ぜひアウトプットすることによって、子どもたちの中にしっかりと三川がインプットされていくのかなというように思ひますので、ぜひ3校であれば他校の同学年と共有するなり、そういったこういう学習をしてきたよというようなことを共有していくと、より効果が深まっていくのかなというように考えておりました。ぜひ前向きに進めていただければというように思ひます。

子どもまちづくり予算に関しましては、準備してきた内容が、もう実践という言葉が出ましたのでどこまでお話をすればというように思ひますが、ぜひ実践していただきたいと思ひますけれども、基本的にはこども基本法からこういった発想ということが紐づけされるかな

というように思います。こども基本法においては、意見表明機会であったり社会参加機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められております。そういった考えのもとに沿うと思われまますので、ぜひこの子どもまちづくり予算の創設、また、実践に関しましては進めていただきたいと思います。

続きまして、防災防犯関係でありますけれども、先程も質問がありました。昨今、学校に対する不審者事案であったり、今庄内地域で騒がれていますクマ対応です。これ学校に対しては、危機管理マニュアル上、不審者であったりクマ、こういったものは明記されているのでしょうか。確認をさせてください。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 学校において各種様々なマニュアルを整備しているところがございます。その中にクマのマニュアルとございますか、そういったものがあるかというようなご質問でありました。様々各種マニュアルがあります中でクマが出た際にはこういった対応をとるといようなマニュアルは各校において整備をされております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） では、その整備された状況でありますけれども、今回のクマ事案に関しましては付き添いのもと帰宅させたということでありました。今年2月の教育フォーラムの中では大雨等の災害時の学校防災に関しての講演をいただきましたけれども、その際は帰宅をやはりさせないという判断を持つことが大事だといような講演内容でありました。大雨に関してもそういった不審者であったりクマに関しましても帰宅をさせないという判断がマニュアルに載っているのかどうか。また、教育フォーラムを経ての学校防災に関してのマニュアル変更点はあるのかどうかの確認を1点お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 帰宅をさせないということがマニュアルに記載があるかといようなご質問でありました。今見ますと、ある学校のところ今一つだけを確認をしているところですが、そこには私の中では今見当たらないところでもあります。ただ、その中でも待機という言葉があったりしておりますので、それは状況によって当然帰さないという判断はあるものと思っております。

また、マニュアル等の改訂等といようなお話がございました。教育長の答弁にもありましたとおり、元山形大学の教授からご意見をいただいて各種改訂をしておるところでございますが、特に水害といようなところも踏まえまして、いわゆる学校の中での垂直避難であるとかそういったところを新たに改訂いたしまして、実際の訓練を行うという予定になっております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 訓練は行っていただきたいんですが、そういった帰宅に関してのマニュアルといようなものがなければ、判断を誤る可能性はやはりここでも出てくると思います。帰宅させないという選択もあるんだよといことをマニュアル上でもしっかり明記していく必要があるのかなといようなことは私に思いますので、確か今回のこの講演を経ての感想の中に

先生たちの中にも危機管理マニュアルの見直しといったような文言が記載されておりましたので、しっかりそこは、大雨でしたら警報の状況に応じて帰宅させないという判断をしっかりと盛り込むように、危機管理マニュアルの方を見直すべきだと思います。その辺に関して、まずは状況を踏まえながら、学校側との協議もしながら進めていっていただきたいというように思います。

また、本町においてはかなり開かれた学校ということで、不審者等の侵入というものはなかなか防ぎようがないといいますかそういった状況にあるかなというように思います。やはり地域に開かれた学校ということも大切ですので、全部フェンス等で囲って隔離したような学校というのはなかなか難しいかと思えます。そういったものに対しての対応策、開かれた学校への不審者の侵入事案に対しての対応策に関しては、当局としてはどのような対策をお持ちかお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 開かれた学校といわゆる不審者の対応といいますか、それは一見しますと相反するようなところにもあろうかと思えます。なかなかこれを両立するというのは、ある意味とても難しい課題であるというように認識しております。開かれた学校と防犯ということで重要なことは、やはりこれは情報のまずは共有というところであると思えます。学校は開放しておりますので、学校の職員通用口のドアロックみたいなのところに関しては、都市部ではよくドアホン、インターホンにドアが連動しているようなもので、職員の方が来校者、どのような方かを確認してロックを解除するというような施策をとっているというところも聞いております。なかなかこれは相反するところでもありますので、そういった対策も今後検討が必要であるというように思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） まずはそういったドアロック等の機能といったところも検討していただければと思います。学校防災に関しましてですが、食料備蓄に関してもその研修等で言及されていたかと思われまます。生徒や先生の分、児童生徒や先生の分の水と食料のローリングストックというものも学校防災を考える上では重要だということでありました。ローリングストックに関しましては、やはり町内全体でもそういった認識が必要だと考えられる中で、やはり学校側からのそういったローリングストックへの考え方の頒布といいますか拡大、認識の拡大というものを図れるのではないかなというように考えております。町としてそういった水であったり食料、児童生徒または先生分の半額助成等をして、ローリングストックの考えを広めていくということも有効な手立てではないかと考えておりますけれども、そういったローリングストックへの補助に関しての考え方について見解をお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 佐久間議員よりローリングストックというような考えがあるのではないかと、また助成ということも必要ではないかというようなご意見でございました。まず現状といたしましては、その食料備蓄というようなところで、実質的にはPTAの方々からの主体的なご尽力をいただいて整備をしていると、児童生徒の分というような形になって

いるところが現状でございます。助成というようにお話でありましたが、これに関しましては慎重にならざるを得ない問題かなというように思っております。町としても限られた財源でありますので、これをどのように配分するかと。また学校全体の防災力、また、地域全体の防災力を最大化できるのかというようにことを考えながら、総合的に判断する必要があるというように考えます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 学校は地域コミュニティの核を成すものだと考えております。人口減少の中、厳しい状況が続くと思えますけれども、3地区の均衡ある発展のためにみんなが知恵を出し合って乗り越えなければならないということを申し上げ、教育長の基本方針であります和をもってともに一歩前へということをご皆さんと一緒にいきたいと思いますので私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、6番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員）

1. 総務行政について

1. 「三川町特定事業主行動計画」と「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の具体的な取り組みの課題と計画で示した数値目標の達成状況を伺う。

2. 職員提案制度の活用状況について伺う。

3. 本町と人口及び産業構造の類似する県内8団体と比較した管理職手当、管理職員特別勤務手当、特別職の町長給料、議員報酬等の額について所見を伺う。

2. 防災対策について

1. 大きな災害が起きた際、国では災害対策基本法の制度の下、被災者の救済に当たっているが、どうしても支援を受けることができない方々が課題として残る。被災者一人ひとりに目を向けた災害ケースマネジメントの支援策を制度化しておくべきと考えるが見解を伺う。

2. 避難所運営における町と町民の役割分担の明確化は必須である。27自主防災組織リーダーと行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、学校避難所運営委員会の設置を求めるが所見を伺う。

3. 企画行政について

1. 次期「Mターン戦略」策定に向け、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方を踏まえるとある。デジタル技術を活用して地域の課題解決や魅力向上の実現に向けたデジタル実装についての考えを伺う。

2. 民間団体と町が連携・協力し、移住促進及び地域振興を図る「三川町移住促進協議会」の設立と移住・定住情報発信の推進業務の中核を担う人材として「三川町移住コーディネーター」を設置すべきと考えるが見解を伺う。

一般質問をいたします。

質問事項1、総務行政について。

(1) 「三川町特定事業主行動計画」と「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」の具体的な取り組みの課題と計画で示した数値目標の達成状況を伺います。

(2) 職員提案制度の活用状況について伺います。

(3) 本町と人口及び産業構造の類似する県内8団体と比較した管理職手当、管理職員特別勤務手当、特別職の町長給料、議員報酬等の額について所見を伺います。

質問事項2、防災対策について。

(1) 大きな災害が起きた際、国では災害対策基本法の制度の下、被災者の救済に当たっていますが、どうしても支援を受けることができない方々が課題として残ります。被災者一人ひとりに目を向けた災害ケースマネジメントの支援策を制度化しておくべきと考えますが、見解を伺います。

(2) 避難所運営における町と町民の役割分担の明確化は必須です。27自主防災組織リーダーと行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、学校避難所運営委員会の設置を求めますが所見を伺います。

質問事項3、企画行政について。

(1) 次期「Mターン戦略」策定に向け、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方を踏まえるとあります。デジタル技術を活用して地域の課題解決や魅力向上の実現に向けたデジタル実装についての考えを伺います。

(2) 民間団体と町が連携・協力し、移住促進及び地域振興を図る「三川町移住促進協議会」の設立と移住・定住情報発信の推進業務の中核を担う人材として「三川町移住コーディネーター」を設置すべきと考えますが見解を伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の総務行政に関しまして、「三川町特定事業主行動計画」及び「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に関するご質問であります。本町ではそれぞれの計画を策定し、事業主として、社会情勢の変化に伴い、仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化する中、職員が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、勤務環境の整備等に努めているところであります。また、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進できるよう、一定の数値目標を設定し、年度ごとに把握・点検を行いながら、その結果について公表しているところであります。

計画の中で掲げた目標値に対する現状については、「月60時間以上の時間外勤務をした職員の割合」及び「女性職員の係長級以上の割合」など、一部の項目で目標に達していない状況にあることから、今後は長時間労働の是正や女性職員のキャリアアップ支援の充実に、より一層力を入れてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の職員提案制度の活用状況に関するご質問であります。この制度は平成8年度から始まり、直近の5年間では、令和6年度に提案のあった1件にとどまっている状況であります。しかしながら、職員からの提案については、今年度予定されている「三川誕生70周年記念事業」においても多くの職員からアイデアと提言をいただいたところであり、また、日常的な打ち合わせやフロア会議などを通じて意見交換や提案ができていく状況でもあることから、今後この制度を継続するかどうかも含め、検討すべき時期にあるものと捉えております。

次に、3点目の本町と県内類似団体と比較した諸手当や給料等に関するご質問ですが、ご質問にあった「管理職手当」、「管理職員特別勤務手当」、「特別職の給料」及び「議員報酬」の額につきましては、現在、本町は人口等が類似する団体の中で、いずれも低い水準に位置しております。

これまで、社会情勢の変化や行政需要の多様化などへの対応が求められる中、本町では厳しい財政事情もあり、特に特別職や管理職における報酬等については、抑制に努めてきたところであります。今後は、中長期的な視点での財政基盤の強化が不可欠であると捉えているところであります。その上で、段階的に給与水準等の見直しを図りながら、持続可能な行政運営の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の防災対策について、1点目の災害ケースマネジメントに関するご質問ですが、まず、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を、専門家等と連携しながら継続的に支援する取り組みである「災害ケースマネジメント支援策」に関しましては、支援窓口に出向くことが難しい被災者や、本来支援が必要であるにも関わらず声を上げられない被災者に対する支援策として非常に有効であるものと考えております。

しかしながら、自主防災組織との連携や避難行動要支援者名簿の活用、既存のケース会議の活用といった方法により、被災者を支援できるものと考えられることから、その制度化については、現時点では考えていないところであります。

次に、2点目の指定避難所における避難所運営委員会の設置に関するご質問につきましては、避難所生活における質の向上に繋がるものであることから、災害発生時の備えとして、

先進事例の情報収集等を行うなど事前準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の企画行政について、1点目のデジタル実装に関するご質問であります。地方公共団体が策定する総合戦略においては、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略が目指す方向性や具体的な施策を取り入れることとされており、地方の課題解決や活性化を目指すためデジタル技術を実装することで、都市と地方の格差をなくし、地域がそれぞれの特性に応じた発展を推進することを目標としていることは認識いたしております。本町でも、「書かない窓口」等の導入や、自治体公式LINEの整備等、行政手続のデジタル化による住民サービスの向上策に取り組んでいるところであります。一方で、デジタル基盤の整備と人材育成、確保が課題であり、デジタル田園都市国家構想交付金の活用や他県、他市町村の優良事例を参考にしながら、今後も本町の特性に応じた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の移住促進及び地域振興に関するご質問であります。移住定住促進策については、町の広報やホームページなどでお知らせするとともに、広域的な取り組みとして、県並びに庄内2市3町で組織する庄内地域移住交流推進協議会が中心となり、首都圏等への情報発信も行っているところであり、庄内地域の魅力を強くPRすることにより移住希望者の増加に繋がりたいと考えております。また、デジタル化の推進により都市への一極集中を是正し、人口減少の緩和策として、首都圏等からの移住定住の件数が増加することは本町にとっても期待するところでありますので、移住促進協議会や移住定住コーディネーターの配置につきましては、その必要性や効果を十分に検証した上で判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 再質問いたします。まず特定事業主行動計画、今町長の方からそうした計画の策定の背景と目的に触れられておりました。急速な少子化の進行は社会経済全体に極めて深刻な影響を与えており、本町においても事業主においては職員の仕事と子育て、この両立支援に関わる勤務環境の整備に取り組んでいるところであります。そうした内容については、町のホームページやそれから職員向けの庁内のグループセッションに掲載するなど、その周知を図っていることは大変評価されるところであります。

そこで、行動計画では具体的な取り組みに加え数値目標を掲げておりますが、今答弁にありましたように、点検結果では年次有給休暇の取得日数につきましての10日の日数、これとまた男女の育児休業の取得率は達成項目に挙がっておられます。ただ、令和5年度、令和6年度ともに月60時間以上の時間外勤務職員の割合だけはなかなか改善されていないということでもあります。そうした状況につきまして、当局はどういったことが要因になっているのか、お聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいまご質問がございました、三川町の特定事業主行動計画その目標として掲げております月60時間以上の時間外勤務職員の割合ということで、令和

5年、令和6年ともにその目標を達成できていないということに対しての見解でございますが、これまで5年間での実績を見ますと、目標として立てていたのが2%という数値でございます。それに対しまして令和2年度こそクリアをしておりましたが、それ以降についてはすべてクリア化できていないという状況で、特に令和5年、令和6年につきましては7.6%という数値になっております。これは職員の人数で考えますと7人程度の人数というように思われます。

この要因といたしましては、まずは一人申告等によって町民課等の業務が繁忙であり、その期日が決まっているものですから、3月4月の段階で非常に業務が多忙であり、そこに職員がかかればならない、そういう実態がございます。それに関しましては締め切りがどうしてもございますので、それに合わせて職員をあげて、まずは業務に取り組んだ結果として、そちらの部分での一人申告での部分がまず達成できなかったというのが一つございました。

その他には選挙でございます。選挙事務につきましては、やはり投開票日が決まっていて、その選挙の公示がされてから一気に業務として始まります。特に国政の選挙とかでありますと期間も非常に長いところもございまして、2週間以上の期間、期日前投票を行ったりと、選挙についてもその事前の段階からの準備等もございまして、その短期間での業務についてはどうしても担当の職員はそれにかかる時間というのがとられてしまうというような実態がございます。

本町の場合は人数が少ない職場でございますので、そういった一人が60時間を達成できないと、もろに数値に跳ね返ってくるというようなこともございますので、いささか若干のやむを得ない部分もあるのかなというように業務的には思うところではございますけれども、達成できている年度もございまして、その辺につきましても考えますと、やはり業務をうまく分散したり、職員の方々からもなるべく60時間という長い時間での勤務時間にならないような体制整備というものを図りながら、まずは運営していきたいというように考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 特殊な事情というのも非常に理解できます。全体に、こうした数値目標を掲げるということは不可能に近いような数値だけはなるべく避けるようにした方がよろしいのかなというようにも思いますし、あと職場内の全体の業務については、やはり上司、管理職がきちんと年間フラット化した業務の担当ができるように、そこへの配慮もぜひ必要かなというように思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

次に、女性職員の活躍の推進についてお聞きします。庁舎内には、会計年度任用職員を除いて男性職員が40人、女性職員が36人、大体約半々というところでしょうか。その中で先程も答弁ありましたが、係長級以上の職員割合を令和7年度までに男性職員と女性職員、同じ程度の45%に引き上げる目標がありますが、現時点では係長以上の方が男性21人、それから女性が12人ということで、比率で言いますと男性64%、女性36%のようです。こうした数値目標と給与ポイントの差、この差についてはどのように総括されておられるで

しょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 現在の係長以上の職員の男女の比率ということでございました。今現在の男女の比率からいたしますとやはり女性の方が少ないというような結果になっているようでございますが、令和7年度の数値が手元にあるんですけれども、それからいたしますと、今現在の男女それぞれの人数につきましては、庁舎内の人数になりますけれども、男性が40人、女性が36人という今現在の庁舎内での職員の数、正職員の数でございます。その中で係長以上の人数となりますと、男性が23人、女性が13人ということで、比率に置き換えますと男女別での役付きの割合となりますが、男性は57.5%、女性は36.1%となっているという状況でございます。

いずれにしても、確かに男性・女性の係長以上の人数につきましては、女性が圧倒的に少ないように見えるかもしれません。ただ、今現在係長になっている年代が、一定年代が30代の後半ぐらいから係長になるということでございますが、そちらから見ますと女性でそこから取りこぼされている、要はまだ30代、40代とかになっても係長になっていないという職員はいないというのが今現在の状況でございます。したがって、男女の今の現在の職員数にもよるのですが、ある一定の年代からは係長以上に昇任されているというのが今の現在でございます。

冒頭の男性の人数が40人、女性が36人ということで、今現在役場職員としての人数差はあまり変わらなくなっているところでございますが、特に10代、20代の男性職員と女性職員の人数差が、男性が7、女性が13ということで、非常に若い年代の方での女性が多いということもまず今回の数値に影響している部分なのかなというように認識しているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 令和6年度の職員の給与の差異ですが、役職段階別で係長相当職の男性の給与に対する女性の給料の割合は106.3%、このようになっておりますが、女性が男性を上回っております。言い換えれば、地方公務員は俸給表がございます。つまりは男性職員に比べて女性職員の昇任年齢ですね。今課長の方からも年齢の方が出ましたけれども、私は昇任年齢が遅いというように推測しておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 庁舎の係長以上になっている特に女性の職員の昇任年齢が遅いのではないかとということにご質問ございましたけれども、今現在に考えれば先程も申し上げましたとおり、ある一定年代からは係長等に昇任をされているという状況でございます。それほど差があるというには捉えていないところでございます。以前は少し遅い傾向は確かにあったということではございましたが、この計画等が策定をされて町の方といたしましてもその女性の活躍の場というものを推進する立場でもありますので、昇任等につきましては、年齢ですべてなるというものではございませんけれども、しっかりと日常的な業務等の状況を見ながら、適正に評価をして昇任等されているというように認識をしているものでござ

ざいます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今バランスのとれている昇任ということのお話でありました。これまで女性職員のやはり配置の少なかったポストといたしますか、そこにこれからはどんどんこの女性の登用を押し進めて先程の答弁にもありましたように、女性職員のキャリアアップ支援となるやはり人事というものを今以上に目指すべきだということのように考えております。よろしくお願ひしたいというように思います。

次に、職員提案制度について伺います。これまで1件、ただ、フロア会議等では様々な意見が出されているということでありましたが、やはりこの制度の検討まで考えているということを知って少し愕然としたんですが、職員のこうした自由な発想に基づいて行政事務の効率化、そして町民サービスの向上、そしてまた、政策形成能力の向上や職場の活性化が期待されるわけでありまして。こうした制度が、件数の少なさもそうですが、やはり職員一人ひとりが積極的に提案を行うための一助として、この制度の概要や提案の進め方、議案書の作成ポイントなどを、やはり分かりやすく解説したガイドブックを配布されていたらもっと違ったのかなというように思っております。

まず、今のどんなあらゆる産業におきましても人手不足をカバーする業務改善、BPR、ビジネスプロセス・リエンジニアリングとありますが、もう一つは、いわゆるRPAのロボティック・プロセス・オートメーション、こうしたことがどんどんこれから導入されていくだろうというように私は思っております。職員からもこういった視点からやはり様々なことを提案していただきたいなど私は望んでおりますが、ガイドブックの配付なり、今後のこの制度についての取り組みについても一度答弁をお願いします。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ガイドブックということで、この提案制度そのもののマニュアルというか作成についてのガイドブックなどを作成してはというご意見かと思いますが、この職員提案制度を策定してからだいぶ長くなってまいりました。その中で、ここ数年では先程も1件という提案があったということが答弁の中でございましたけれども、平成20年代も毎年2件から1件というような形で、少し提案数については寂しい状況かなというようにも感じていたところでございます。

この提案制度の趣旨といたしましては、先程小林議員から申していただきましたとおり、職場内でのその職員としての資質の向上であったりとか、そういった業務に対しての士気を高めるといったような意味もあったのかと思います。この制度を活用してもっと、様々な点で若い職員からも日頃の業務に対しての提案をいただきたいというように今まで取り組んできたところですが、なかなか実態として意見が上がらなかったという部分がございます。

この制度そのものの認知についても、特に最近の若い職員にはひよっとしたらこの提案制度というものがどのぐらい浸透しているかというのが少し微妙な部分があるのかなというように思います。何かこの制度そのものをもっと職員にお知らせをし、提案したことが形になって現れるというそういったやりがいというか、そういったものを感じられるような制度の活

用の仕方というものを、もっともっところの方からも発信すべきだったのではないかなというように、今になって反省をすることでございます。

なかなか昨今、この提案というものに対しまして、町では金賞、銀賞、銅賞という三つの賞をつけて評価をして評価委員会にかけて皆さんのいる前で表彰するというような形で、この制度のやりがいを感じていただけるように進めてきたところではあるんですが、逆にそれが昨今の職員にとっては重荷であったりとか、そういった場で紹介されたり自分の提案が評価されるということに対してすごく抵抗感があったりとかする場合もあるのかもしれない。ですので、制度のやり方というか、この職員提案制度のやり方をそのものを少し見直して、今の職員が提案しやすいようなやり方、スタイルを少し考えなければならないのではないかなというように感じているところです。先程もガイドブックというような形もありましたが、今の職員の視点に立った形での新たな職員提案制度のあり方というものを今後検討してまいりたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 提案が採用されるとは限りませんから、でも失敗をおそれてはやはり提案するチャンスを失うわけですので、どしどし私は挑戦してほしいなというように思います。町のこの提案制度の実施要綱の中で、提案が不採用と決定したものであっても奨励として提案書を報奨するということができること謳ってあります。私はこれも一つの魅力かなというように思っておりますが、そこで報奨内容ですが、金賞、銀賞、銅賞のようなお話も出ましたけれども、やはり積極的な、より良い提案に繋がる、やはり新たなインセンティブの付与がなければこの制度は形骸化していくのではないのかなと私は心配します。やはり新たなインセンティブの付与、これを考えるべきだというように思います。

例えば、人事評価制度というものがありますけれども、昇給それから人事異動を含めた、そうしたものに対象となるようなこの提案制度だとすれば、やはり私はいいのかなというように思いますし、また提案を実現した、この所属を表彰して報奨金を設定するなど、やはり魅力を感じる制度にしていかないとなかなか職員の中からはこの声が出ないのかなというように私は危惧しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 確かにインセンティブというもので若者、特に役場の若い職員等が魅力を感じられるようなそういったものがあればいいのかもしれませんが、これまでは図書券等の配付ということでしてきたところでございます。その辺につきましても、先程も申し上げましたが、今現在のその職員の少し視点に立った形での提案のあり方というものも考えていきたいと思っておりますので、その中でそのインセンティブなども少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 次に一般職給与と特別職の報酬等について伺います。一般職給与と特別職の報酬等の状況については、広報みかわ2月号で毎年公表されております。本町と人口規模、それから産業規模の類似する県内の団体の状況は、総務省の事務次官通知に基づい

てこれは公表されるというように公表すべきというようになっておりますので、県のホームページ等でもこれは検索できます。その中から私も様々数字等も拾ってございました。ただ、町民の皆さんがどれだけこの県内の他町村の状況に関心を寄せているかは私は不透明でよく分かりませんが、昨今の地方公務員の人材確保と議会議員のなり手不足は全国的にも常態化しております。

人口規模、県内の類似団体の状況から一例を申し上げますと、職員の管理職手当について、本町は年額39万6,000円。類似団体の平均年額は52万1,000円。特別職の町長月額給料、本町は62万5,000円。類似団体月額給料76万6,000円。議会議員報酬については、本町は月額22万円、類似団体24万8,000円などの状況のようであります。こうした状況を鑑みて、給与報酬の全体像について改めて感想をお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今回ご質問をいただきまして、私も改めて今回の手当、また、給与報酬等についての金額等について確認をさせていただきました。予算規模等が類似する団体との比較ということでもありますので、一概にそれをすべて比較できるかどうかということも少しどうかという部分も考えられるところではあるのですが、やはり本町といたしましては、それぞれの金額がすべて他の市町村から比べますと低い位置にあるんだということが改めて感じておりました。

これにつきましては、やはりこれまでの報酬等審議会の中でも検討されてきた事項の中での結果というように受けとめているところもございますし、町として非常に財政的には当然厳しい中で町政を運営してくる中で、どこかの時点では財政的な部分での削減等も抑制なども行わなければならないという町の姿勢として現在のようなこのような形になってきたのかなというようには感じているところでございます。

この金額の単価につきまして、今後どうするかという話にはなるのかもしれませんが、現段階でこれを上げるということは今現在、私の中では申し上げることはできないんですけども、基本的には町の財政をしっかりと、財政状況をよく好転するような形で今後は持っていくながら、その財政基盤をしっかりと高めた上でこういった報酬等の単価等についても見直しを図っていく時期なのかなというようには考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 課長の答弁の中で本町は低い位置にあるというその表現が極端にぐーんと落ちて低い声にしか聞こえなかったんですが、上にアップしようとする、極力財政事情を主張してみたりですね、非常になぜ、堂々とやはりこれはしっかりと考えていくべき事案だと思いますよ。やはり今後の人材発掘、そして人材確保、そしてまた若者の定着を目指すこの魅力あるまちづくりにおいて、こういった一面があるということ、これは果たしているのかどうかということですよ。こうしたことを町と議会はやはり共有意識を持って、やはり類似団体と少なくとも肩を並べる。まず基本的な姿勢。これは持つべきだということに私は思います。

町長の給料のことにも触れておりましたので、町長もなかなか言いづらいかと思いますが、

町長どうですか。この条例、そして報酬等のあり方についてのご感想を一つ。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 報酬に関しましては私も特別職の報酬等審議会という場では審議をしていただく立場というようなことからしますと非常に難しいこの報酬についての考え方というふうになるかと思います。小林議員がそういう面にも配慮していただいて、感想でというような質問のようでありますので、そういった部分も含めて少し話をさせていただきたいと思います。

全国でもこの特別職の報酬という部分からいたしますと、やはり日額、年額、そして特別職あるいは議会議員の報酬等においては月額というようなことで、様々特別職の報酬における報酬等審議会におけるその額が連動してしまうというようなことがあろうかと思います。今回も選挙執行に伴うこの日額の費用報酬という部分についても、やはりその業務におけるその仕事の内容という部分における、やはりそういった部分は、ある面においては区分してこの対応をしていかなければならない時代に入っているのではないかと感じるようなところでもあります。

そして、特に私をはじめ議会議員の皆さんはやはり政治的な活動というような役割を担っているということからすれば、ある面においては、町の財政状況とこの議会議員として、また町政の行政の長としての業務という部分については、やはり町民の視点に立ったその報酬・給与のあり方がどうあるべきかということは、自らやはり判断をしていかなければならないというような状況だと思います。現状の中においても、特に議会においても、これからの議員の報酬という部分については、様々な全国の特に町村においては、人口減少等における本当に議員の定数の検討とかもされる中において、当然それに合わせた形での報酬ということも考えていかなければならない状況にはあろうかと思います。

議会議員制度の中においては、今後、副業、兼業というような部分についての様々な改革も進んでいるというような状況でもありますので、そういった点も含めて総合的な形でのこの特別職の報酬・給与のあり方というものは考えていくべき時期に入っているのではないかと考えているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 町長ありがとうございます。山形新聞の4月25日ころだと思ったのですが、県内の35市町村の財政状況が載っていました。財政規律、それからこの財政運営でまだ安定していない、もっと上げなければ、率をよくしなければならぬという課長の答弁もありましたけれども、あの山形新聞の記事を見ますと三川町は恥ずかしくない経常収支比率ですよ。それらも総合的に、町長がおっしゃるように総合的に勘案して、やはりこれから一般職の給与も含めて、やはり総点検すべきだということに私は思います。ぜひそのような姿勢で臨んでもらいたいというように思います。

次に、災害ケースマネジメントについて再度伺います。制度化は考えていないということでありましたが、三川町の地域防災計画等にはこのケースマネジメントの文言はございませんでした。残念ながら。これも令和5年に国が防災基本計画の見直しが行われたんですね。

そのときからこのケースマネジメントというのを位置付けして明確にしてきたということであって、本町の地域防災計画は平成31年以降、全然改訂されておりません。だから載っていなかったのかなというように思います。災害は様々なケースがありますので、一概に一つの手を打てば復旧復興に繋がるということでもなく、やはり被災者一人ひとりの置かれている立場は全く違うというように思います。住居のあり方、それから被災者の健康状態も含めて私は様々なケースがあるというように思いますので、この災害ケースマネジメントの体制というのは、しっかりと今から築いておく必要があるのかなというように私は思います。

例えば、この三川町の地域防災計画を見ますと、被災した場合には様々な資金の貸し付けとか、それから租税の徴収猶予とかですね、そうしたことは謳われてありますが、一つ足りないのは、被災者の身体のケア、いわゆる健康被害についてその窓口が開設されていない。一つだけ。それは必ず必要なのかなと私は思うんですよね。やはりそのお住まいの中にいる方の健康状態は人それぞれ違いますから、やはりそこに手を打つ必要があるのかなというように私は思います。この医療福祉の支援に繋がるやはりケース会議とか、それからその支援計画、ケアプラン、これもしっかりと立てていく必要があるというように私は思いますので、この災害ケースマネジメントについても一度防災計画の中でしっかりと打ち込むべきだというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 災害ケースマネジメント、そのうちの健康被害の窓口について地域防災計画の中でしっかりと謳っておくべきではないかということでございました。そちらにつきましては今後の見直しの中で検討してまいりたいと思います。特に小林議員おっしゃられるとおり、なかなか声を上げることができない人に対する支援の手というのはやはり非常に重要であるというように思っておりまして、出向くことが難しいのであればこちらの方から出向くという形が必要になってくるわけですが、そういった体制もなかなか復旧期においても我々自治体の中だけで完結するのは非常に難しいのだろうなというように、他の自治体の状況を見ていると思うところであります。

ですので、こういった一人ひとりの支援体制の確立のためには、我々役場職員だけでなくボランティアですとか他自治体からの応援ですとか、そういった方々の力を借りながらの支援という形になってくると思いますので、事前の制度化というのはなかなか困難かもしれませんが、そういった方たちの連携の仕組みづくりについては、計画改訂の中で検討してまいりたいというように考えておるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） そうした体制づくりについても、やはり被災後に検討してはこれでは遅いわけでありまして、平時からやはりそうした被災時を想定した災害ケースマネジメントの支援体制、やはりそこは形はしっかりと骨格は作っておくべきだというように思います。連携する機関も様々なわけでありまして、一番町民との繋がりのある例えば地縁組織の町内会、その担当を担う社会福祉協議会などはまさにリーダー的な存在かなというように私は思いますけれども、様々な形でそうした体制づくりに参画できる体制ですね。やはり今

からそうしたことを考えておく必要があるのかなというように思います。保健師、役場職員だけでは、その被災地に向かう、その被災者の困りごと相談になかなか乗れないケースも起こるかもしれませんが、やはりそうした保健師とか民生児童委員とか地域包括支援センターの職員もそうですが、やはりそうしたいわゆる骨格だけはしっかりとこの新しい地域防災計画の見直しについて打ち込んでおいてほしいというように私はお願いします。よろしくお願ひしたいと思います。

それから防災対策の中で、もう一つの避難所の件ですね。先程も同僚議員から様々質問が出ておりました。施政方針では、この避難所運営における町と町民の役割分担を明確にするというように述べておられます。私が昨年9月議会におきまして、自主防災組織の機能強化に向けて、防災対応の情報共有のために自主防災組織ネットワーク会議の設置を提案したところ、当局は状況に応じてそのネットワーク会議を検討するという答弁でございました。災害発生時には自治体自らも被災しているわけでありますので人命救助、それから2次災害防止とか、それから被害情報の集約・発信、そうしたところに職員が忙殺されるわけです。避難所に十分な数の職員というものはなかなか配置できなくなるというのは目に見えて分かります。ですから、その避難所の運営の主体はそこに避難された住民が主体になるということだけは忘れてはならないと私は思っております。

平時から、やはりこの被災時に右往左往してどうすればいいかというような路頭に迷う。そういった機会は作るべきではないというように私は思いますので、平時からこの自主防災組織の代表者同士が避難所運営組織体制というものをしっかりと確認し合って、そして事前にチェックしておく必要があるのではないかなというように思います。まずは自主防災組織のリーダー、それからそういうサブリーダーでも結構ですが、そうした人方から一応1年に一度でもいいですから会議を起こして集まって情報を共有して、学ぶところもあれば学んでほしいということですよ。ぜひそれを企画してほしいのですが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 学校避難所運営委員会の会議の開催についてのお話でございました。お隣の酒田市では同じように学校を避難所として開設しているということで、その学校の関係者、それから自主防災会の方、それから行政の職員が一体となって年に一度会議を開催し、それぞれの役割分担についてなど確認を行っているそうです。なかなか会議を開いたからといってそのまま実践に繋がるというわけではないんですけども、やはりそういった会議を開くことで認識が深まりますし、それぞれに役割分担についても意識が高まるものだというように考えております。

本町の場合も実は今年度同じような形で、会議ではないのですが、特に近年毎年のように水被害を受けている土口とそれから落合の町内会の方にお声をかけさせていただきまして、学校の方で避難物資の確認、どこに何があるかの確認と、実際避難してきたときにそれぞれがどう動く必要があるのかというようにお話をさせていただこうかなということで話を持ちかけております。議員がおっしゃられるような会議という形ではないんですけども、少しずつそういった意識を高めるような取り組みを進めてまいりたいというように考えておると

ころでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 学校を避難所として活用する場合、児童生徒は避難所生活を支援してくれる、そうした貴重な存在になり得るというように私は思います。一方で、教育の妨げにならないよう、やはり避難住民と学校側双方の足りない点を補い合う、そうした共生の配慮が必要ではなかろうかなというように思っております。まずは学区ごとのそうした自主防災組織ネットワーク会議を経て、学校避難所運営委員会の設置に繋ぎ、そしてまた災害時における防災拠点となる避難所の円滑な運営と、平時における地域住民への防災啓発など行う任務と役割を發揮して、行政と機関と一体となってこれからも進めていただきたいということを要望しておきます。

最後に、企画行政の質問に入ります。最初に移住促進協議会、それから移住コーディネーターについて伺います。先程も出ておりましたが、町の最上位計画である第4次総合計画、最終年の2030年の人口7,200人、そうした目標でございましたが、残念ながら今のところ7,000人に満たない人口の動きのようであります。様々な施策を講じて人口減少を食い止める難しさは論を俟たないところであります。それでもなお、人口減少対策に本腰を入れて、この町で暮らすことに誇りと幸せを感じてこそ、消滅自治体という言葉は寄せつけないというように私は思います。

ですから、答弁ではなかなか移住促進協議会の設立には難色を示されていたのかなというように受けとめました。例えばまち・ひと・しごと創生総合戦略、Mターン戦略の評価を行っている三川町振興審議会の委員の方々が、評価はするのですが、いわゆる移住定住にかけた提案、意見、そうしたものが述べる機会が果たしてあるのかなというように私は思っております。専門部会を設けて少しでも町の重点施策として、そうした委員の皆さんから意見や声を聞くということも大事なのかなというように思います。そうしたことが果たして可能なかどうか。このテーマに沿って熟議を重ねることが本当にできるのかどうかよく私も分かりませんが、こうした移住定住に関するテーマを深掘りして施策を組み立てる、そうした形というのはどのように進めていくおつもりなのかをお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） Mターン戦略の評価に関するご質問かと思いますが、Mターン戦略の評価委員は、三川町振興審議会の委員が兼ねるということになっております。振興審議会の評価に関しまして合わせてになるわけですけれども、分科会に分かれまして、各委員ごと評価をしていただいています。その中で、例えばやはり今お話があったような移住定住についてのテーマを持って、その部会の中で話し合うということは可能かと思えます。また、今年度そのMターン戦略の改訂年ということもありますので、今年度その8月、夏に評価をした後に、その評価を受けてこれからのMターン戦略の策定が進んでいくわけですので、そういった中でも様々な意見をいただきたいと思えます。

また、その振興審議会の委員の中には、識見者という立場ではあるんですが、町外、県外からいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方から意見を、移住者というこ

とでいただくということも必要かなというように考えているところです。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今の課長の答弁の中で私もすごく響いたのは今三川町に移住してこられた方々、この方々のネットワークづくり、これが必要だと思うんですね。なぜ三川町に入ってきてくれたのか、どこの施策に惚れて入ってきたのか。そこをやはり皆さんから聞いて、もしその施策に非常に興味を持って三川町に移住してこられた方が多かつたとすれば、その施策はやはりビルドですよ。スクラップしないでビルド。もっと拡充すべきだということに思います。そうしたネットワークづくり、移住者とのネットワークづくりもこれから必要かなと私は思います。ぜひその辺のことも検討していただきたいというように思います。

また、他の自治体ではいわゆる若者の定住の推進課までをきちんと置いて、そこで移住促進の協議会を組織化して、その中で移住PR動画を作ったり、そして、また一昨日同僚議員の質問にありましたが、いわゆる若者の活躍の様子をSNSで発信する。そうしたことをどんどんやるべきだということに私は思いますね。

そして、三川町は、山形県のふるさと山形移住・定住推進センター、それから東京の有楽町にある、ふるさと回帰支援センター、こうしたやはり橋渡し役を担う、そうした業務を担うやはり私はコーディネーターをぜひ設置してほしいというように思います。コーディネーターのいわゆるミッション、使命、その役割は多岐にわたりますよ。本当に。ですから、必ずや私は移住コーディネーターの必要性を訴えておきたいというように思います。この移住コーディネーターの身分をしっかり保障して、地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤特別職、そうした形でしっかりと雇用していただければよろしいのかなと、私からお願いを申し上げたいというように思います。

最後のMターン戦略について入ります。今、企画調整課長が申しあげましたように、第2期のMターン戦略は今年で一応計画年度が終わりますが、ちょうどこの三川町の第2期が始まった次の年に国が総合戦略を抜本的に改定してしまいました。その中身は、やはりデジタル技術をこの地方社会の課題解決の鍵とする、そうした内容であります。ですから、私は申しあげているように、デジタル実装をなさないと、各自治体がどんどん行うということなんです。そうしたことをやはりこれからの新しい次期戦略を組む場合に、各課からそうしたデジタル実装の新たな施策というものを検討していただいて、次期計画に提案する、そうしたプロセスはでき上がっているのでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） プロセスという話もございましたけれども、デジタル実装の成果と課題ということで、成果といたしましては、住民の負担軽減、利便性の向上、課題といたしましては、それが職員の負担軽減に必ずしも繋がるものではないということや、デジタルデバイドの差、それから費用のかさ増しなど課題と受けとめております。そういった中で、デジタル実装は地域の、本町であれば本町の取り組みが地域の魅力に、本町の魅力に繋がる取り組みでもあるということも理解しております。そういった中で町長、総務課と

の話し合いも必要ですが、できれば今日のお話の中でもアウトプットや積極性という話もありましたように、来年度の予算時にそういった取り組みを各課に投げかけて、できるかできないかはありますが、ぜひ前向きに職員等から提案していただいて、そういったものをみんなと一緒に考えていく、そういった仕組みづくりを前向きに考えていきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 所管は外れますが、例えば妊婦がお持ちになる母子健康手帳、これを電子化の機能で妊婦健診やそれから乳幼児健診の記録、それから予防接種のスケジュール管理、子育て支援サービスの情報とか、それからイベント情報の入手、これが一段と容易になると私は思います。また、保健師とのオンライン相談が可能となれば、やはり母子保健サービスがデジタル実装によってきめ細かで包括的な支援に繋がるというように私は思いますので、ぜひご検討いただければなというように思います。

最後に申し上げますが、時代はヒト・モノ・カネ・情報のリソースが不足し、逼迫している状況であります。それを打開するのもやはりデジタル化の推進ではなかろうかというように思います。所管は令和8年から新たにスタートするMターン戦略とDX推進計画の策定作業が目の前に待ち構えております。日々ご多忙の業務遂行にあたる職員の皆さま方に感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

(午後 4時00分)

令和7年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
中條 一之 総務課長	鈴木 亨 総務課危機管理室長
鈴木 武仁 企画調整課長	本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長
齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
菅原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本間 純 建設環境課長
渋谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
黒田 浩 監査委員	庄司 正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸 議会事務局長 林 愛書 記
遠渡 蓮書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 6 日 6月9日(月) 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	1名
日程第 2	議第36号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 3	議第37号	消防積載車購入契約の締結について
日程第 4	議第38号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 5	議第39号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 6	議第40号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 7	議第41号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 8	議第42号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第 9	議第43号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第10	議第44号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第11	議第45号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第12	議第46号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第13	議第47号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第14	議第48号	令和7年度三川町一般会計補正予算(第2号)
日程第15	議第49号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 閉 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。本日、齋藤教育長が1日所用のため欠席しております。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。定例会開会后、町長から議第48号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、議第49号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」、以上2件が提出されました。

過半、議会運営委員会の開催を要請し、委員長より会議結果の報告を受け、お手元に配付のとおり、追加議事日程（第1号）を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程（第1号）を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番 志田徳久議員、登壇願います。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員）

1. 教育環境について	1. 子どもたちが学ぶ学校で、5月、6月において近年暑さに体が慣れていない児童・生徒の熱中症が心配されるが、「暑熱順化」等への対応策は。
	2. 社会活動においては、体を冷やす場所の確保など熱中症対策が行われているが、教育活動での対応は。
2. 防災対策について	1. 夏などの豪雨による被害が心配されるが減災の対策は。
	2. 庄内には、「庄内平野東縁断層帯」がある。地震の対応策は。
	3. 災害対策として、災害時の訓練と食料品等の備蓄が必要だがその考えは。
3. 三川町かわまちづくり整備事業について	1. パルク赤川等河川敷地の維持管理費の増大が予測されるがその対応策の考えは。
	2. 三川町かわまちづくり整備事業で整備された施設における赤川の増水時の対応とその後の復旧に向けた対応策と国等の支援は。

4. 住民の通勤、通学の交通 1. 鉄道駅のない三川町では、住民の交通手段が限られるがその確保について の対応策の考えは。

令和7年第3回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに教育環境についてであります。

(1)として、子どもたちが学ぶ学校で、5月、6月において近年暑さに体が慣れていない児童・生徒の熱中症が心配されるが、「暑熱順化」等への対応策は。

(2)として、社会活動においては、体を冷やす場所の確保など熱中症対策が行われていますが、教育活動での対応は。

二つ目として、防災対策についてであります。

(1)夏などの豪雨による被害が心配されるが減災の対策は。

(2)庄内には、「庄内平野東縁断層帯」があります。地震の対応策は。

(3)災害対策として、災害時の訓練と食料品等の備蓄が必要ですがその考えは。

三つ目に、三川町かわまちづくり整備事業についてであります。

(1)パルク赤川等河川敷地の維持管理費の増大が予測されておりますがその対応策の考えは。

(2)三川町かわまちづくり整備事業で整備された施設における赤川の増水時の対応とその後の復旧に向けた対応策と国等の支援策は。

四つ目として、住民の通勤、通学の交通確保についてであります。

(1)鉄道駅のない三川町では、住民の交通手段が限られますが、その対応策の考えを伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育環境に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の防災対策について、1点目の豪雨災害への対策に関するご質問であります。国においては豪雨対策として定期的に河道掘削工事を実施しているところであり、町では事前対策として、ハザードマップの作成・周知のほか、情報提供体制や避難支援体制の確認・強化を行っております。また、災害発生時には、災害対策本部を設置し、被害状況等の情報収集、避難指示等の発令を行うほか、指定避難所の開設、救助活動などを行うこととしております。更には、復旧期において、インフラの復旧や産業・経済の復興支援、被災者の生活再建支援や心のケア等を通じて、災害関連死等の抑制に取り組むこととしております。

2点目の「庄内平野東縁断層帯」に関する地震の対応についてのご質問であります。これにつきましても豪雨災害の対応と同様に、事前対策、発生時の対応、復旧期の支援の三つの段階にわたって行うこととしております。特に冬季の夜間に発災した場合においては、被災者数が爆発的に増える恐れがあることから、事前対策として、耐震診断や改修、防災教育

と訓練を推進するとともに、自主防災組織の育成・活動支援を通じて、減災に繋がりたいと考えているところであります。

3点目の防災訓練に関するご質問であります。各学校、企業、町内会単位で組織されている自主防災組織等が中心となっており、町としては主に自主防災組織に対し、職員を派遣するなどして、その組織体制づくりを支援しているほか、実際の災害を想定した実践的な訓練の実施を推進しているところであります。また、食料品の備蓄につきましては、以前より災害時支援協定による流通備蓄での対応を基本としているところであります。広域的な大規模災害時には、その確保に困難が生じることも想定されることから、各家庭での備蓄について、周知活動を行っているところであります。

次に、質問事項3の三川町かわまちづくり整備事業について、1点目の維持管理費の増嵩に関するご質問であります。現在の労務費や資機材価格の上昇傾向を踏まえると、財政面において大きな課題であると認識しております。

このような中、パーク赤川においては、昨年度更新したハンドガイド式草刈機の能力が従来の機械と比較し大きく向上したことから、維持管理費の抑制に大きな効果が期待できるものと捉えております。

なお、施設の維持管理費に関する課題は、パーク赤川に限らず町有施設やインフラ設備全般に関わる課題であることから、その対応策につきましては施設単位ではなく、より大局的な観点から検討する必要があると考えております。

2点目の赤川増水時の対応に関するご質問であります。降水量及び月山ダム及び荒沢ダムの放流量により施設の浸水が見込まれる場合には、被害を最小限に抑制するため、トイレを移動するなどの必要な対応を講じているところであります。また、浸水により施設に支障が生じた際は、施設を安全に利用していただけるよう必要な修繕等を行ってきたところであります。この費用については施設設置者である本町が負担することとなっております。激甚災害に指定される大規模災害にあっては、その復旧費用について国から支援が得られる場合もあるものと認識をいたしております。

次に、質問事項4の住民の通勤、通学の交通確保について、交通手段に関するご質問であります。鉄道駅のない本町にとっては、路線バスやタクシーが重要な公共交通機関であり、また、鶴岡市、酒田市を結ぶ重要な役割を担っております。しかしながら、路線バス等は、人口減少や少子高齢化、自家用自動車の普及等により利用者が減少しており、また、運転手の不足、燃料価格の高騰等による収益の悪化など、課題があることは認識いたしているところであります。そのため、本町は令和7年度より、当該路線バス沿線自治体である鶴岡市、酒田市と協調し「バス路線維持費補助金」にて、地域住民の重要な移動手段の維持、継続のため、路線バス事業者に対する支援を開始したところであります。

一方で、本町のデマンドタクシーは1日7便を運行し、一番早い時間が午前9時、一番遅い時間が午後4時となっております。通勤、通学の利用には適していない状況であります。これは、近年の人手不足の影響から、事業者における運転手の確保が難しいためと認識いたしております。その対応策といたしましては、便数や運行時間の拡充を図るため複数の業者

への委託や既存の公共交通機関との円滑な連携等も合わせて検討してまいりたいと考えております。また、鉄道駅のない本町にとって、通勤・通学においては路線バスとデマンドタクシー事業こそが要の地域公共交通であるため、近隣市町と連携し事業推進に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の教育環境に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

まず、熱中症懸念による暑熱順化等の対応については、これから気温が上昇していく時期であるため、外での体育の授業や屋外活動を徐々に増やし、子どもたちの体を暑さに慣れさせる機会を整えております。熱中症対策としては、現在は小中学校のほとんどの教室にエアコンが整備済みであり、環境は整っていると認識しております。また、気温が高くなる前から熱中症に気をつけるため、全校集会を通じて熱中症とは何か、その症状が出た場合の対処法や、水分補給の重要性についての指導を行っております。更に、校内に暑さ指数や温度・湿度を掲示し、子ども自身がその日の気象条件を理解し、必要な水分補給や休息を取ることができるよう促しており、児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるように努めているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 最初に教育環境についてであります。特に熱中症の暑熱順化。私もこの暑熱順化という言葉が出た年にこの席で一般質問いたしました。その際は議論が噛み合わなかったという印象がありました。でも今暑熱順化はマスコミ等を通じまして、全国どこでも通用するようになりました。やはり今課長が説明したとおり、人間の体が暑さに慣れていないと、少しの暑さでも熱中症になりやすいと。汗をかく習慣がまだ出ていない時期に体が対応しきれないということでもあります。

この間、三川中学校の三大事業の駅伝が無事終了いたしまして、安心していらっしゃるところであります。その日の午後、帰り道に見ましたら、小学校はすでに大運動会の練習をグラウンドで行っておりました。あれも徐々に慣れた方がいいのではないかと思います。その際、野外活動の場合、学校は水分補給ということで水筒を持参しているわけですが、野外活動の際その水筒を持って野外活動をして良いのか、どういう指導を行っているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 志田議員から野外活動の際に水分補給のために水筒などを持参して良いかというご質問でございました。これに関しましては、まずは子どもの体、健康を一番、第一優先に考えるところがございますので、当然水分補給、特に重要な事項だと考えております。これについては、屋外活動で持参して水分補給をできるというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） こういう答弁も大変ありがたいんですが、その徹底が野外活動等事業を担当している先生方の認識がどうなのかということでもあります。例えば、今日は6月の上旬でありますけれども、今日も夏日になるという予想が出ております。その中で今までどおりこのまま温度が上がらなければ大丈夫ではないかという認識を持ってしまうと困ります。やはり学校側にはどういう要請をしているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 議員からのご質問で、学校側の対応というようなご質問でありました。学校側の対応につきましては、特に今までの前例ですとか、伝統、習慣みたいなものにはとらわれず、熱中症対策においては時期等も含めまして、前例に倣うことなく、速やかにその対応をとるようにというように指導しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 児童生徒の命の大切さを重視しているということで評価したいと思います。今社会活動ということで、6月より企業に対して熱中症対策が義務化されました。ということは、世の中全体が熱中症の怖さというより対応が大切だというような考えと思われれます。マスコミ報道等によれば、市街地等移動している場合は、エアコン等の効いている場所を体を冷やす場所として提供しております。学校の対応として各教室にエアコンがあるということですが、エアコンをつける前の時間帯がエアコンをつける必要のない温度と解釈した場合、野外活動より帰ってきた場合、三川中学校の体育館等はスポットクーラーを有しておりますが、各小学校の例えばエアコンが各教室まだ回っていない時期、状態のとき、体を冷やすスポットクーラーなどの対応はどう考えているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 議員より小学校においてのスポットクーラー等の状況というようなご質問でございました。これに関しましては令和7年度の当初予算において購入を予定しているところでございます。また、クーラーがまだ稼働していない時期の対応というようなことでもございました。校舎全体的にはまだエアコンが稼働していない時期でありましても、状況によっては一部の部屋、例えば保健室であるとか、そういったところは稼働させて、いわゆる状況に応じてはクールダウンをするということは当然あるものと認識をしております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 確認ですけれども、来年度予算で三川町には3小学校がありますけれども、3小学校にすべて対応の予算と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 現在の予定では、今年度の予算において整備を3校行う予定をしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 早めの対応を今年度予算で組んでいるということですが、早

めの対応が必要と思われまますので努力してほしいと思います。

次に防災対策であります。昨年の7月下旬の豪雨についての対策ということでずっと話題になって議論してまいりましたけれども、ところが、熊本地震のあったときもそうでしたけれども、片方の災害が身近な時期に起こると、他の方のことは忘れてしまうということもあります。やはり、熊本地震の場合もそうでしたけれども、災害が起こる、地震の起こる可能性は、一桁台でも危ないという状況で、地震は理解されております。他のパーセントとは違って、少しの可能性でもあのような大きな地震が起こるといふことがあります。やはりその辺の住民に対応として危険の訓練の必要性をどのように対応しているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地震対策それから豪雨対策、災害対策として、事前の備えとして住民にどのようにお知らせしていくのかというようなご質問だったかと思ひます。まずは豪雨対策といたしましては、ハザードマップの作成及び周知といったものがございまして、それから地震災害対策につきましては例えばそうですね、こちらハザードマップの作成、周知のほか、建築物の耐震診断改修の促進、それから新築建築物の耐震基準の厳格化の推進ですとか、様々な取り組みを行ってございまして、こちらにつきましては、昨年度は広報によるお知らせもございましたが、毎年ですね、特に災害が発生した直後は住民の意識も高まりやすいところとございまして、町内会長を通じてその機を見たお知らせをして自主防災訓練の開催を促したりしているところとございまして。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） その災害ですが、先程町長答弁にもありましたけれども、なかなか訓練しづらい夜間の場合、被害が大きくなるという解釈をしております。私もそう思ひますが、そういう場合、自主防災組織等ではどういふ対応、訓練を含めてどういふ対応を、夜間に起きた場合すれば良いのか考えを伺ひます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 冬季の夜間に災害が起きるとやはり被害が大きくなりやすいというのは、まず多くの方が夜に家にいらっしゃるということで、例えば炊事している時間帯ですと火を使っているわけですので火事が起こりやすい。もしくは寝ている時間帯に起きると、例えば建物が潰れるということで圧死という形になりやすいというような状況とございまして。そういったことからこういった時季を想定した訓練というのはなかなか難しいのだと思ひますけれども、例えば災害時要援護者と呼ばれる方の安否確認のために平時から顔の見える関係づくりだったりをしていただいたり、それから避難誘導訓練などをしていただいたりというのは、訓練のあり方としてあるのかなというように考えているところとございまして。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはりこの場合、先的一般質問で同僚議員が言っておりましたけれども、地域の人との繋がりが重要と思ひます。やはり町内会長を通じてということと雖も、町内会長の負担も大きいものと思ひます。やはり経験のない夜間の災害の場合、こ

ういう訓練をできるのかできないのかと問い詰めるよりも、普段から日中の訓練にどうしてもなりますけれども、夜間の場合はこういう繋がりとの連絡網のルートがあるということを確認しておくべきと思いますが、その対応を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 避難行動要支援者に関しましてはそういった連絡先ですとか安否確認の方法等、希望者の意向を反映しながらではありますけれども、整理をいたしまして、自主防災会と情報共有をしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 先程から自主防災会という言葉が盛んに出ておりますけれども、残念ながら新型コロナウイルスの影響で訓練が少なくなっているという町内会が増えて、自主防災組織は名前はあるけれども訓練は行っていないという現状と私は感じておりますが、その認識を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいま新型コロナウイルス禍を経て、自主防災活動、訓練自体が停滞化しているのではないかとというようなご質問でございました。我々も同様な認識をしております、皆さま方の方にもやはり事業報告書などを通じまして、自主防災訓練がそれぞれの年度にどのぐらいの町内会で行われたのかというようなデータの方を示しておりますが、令和2年度以降やはりかなりの数、かなり減少しております。

自主防災組織というのを本町で初めて立ち上げたのが確か東日本大震災のあたりだったかと思うんですけれども、あの当初はやはり大規模災害が起きたということで、防災意識の高まりがあったということで、そうした活動の盛り上がりがあったところなんですけれども、長い期間を経て組織体制そのものが作られていなかったりというような自主防災会もあるようでもございました。ですので、そういったところに関しましては我々今年度働きかけて組織の再編成、それから訓練の実施ということを促してまいりたいというように考えておるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 自主防災組織の弱体化とは言いませんが、活動が停滞していると私も理解しております。その際やはり訓練前、東日本大震災以降、訓練として給食の準備等、炊飯器の装置等の確認のためも含めましてですけれども、秋に行われる場合、芋煮等も作りまして、それを給食として配給していた経緯がありますけれども、それがそういう飲食はだめですよという、補助対象にはなりませんという指導を受けた経緯があります。でも、これからは先程も言ったとおり、こういうものを行いながら、普段の地域のコミュニケーションを深めていくのが大切と思われそうですが、その補助の考え方を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 秋などに芋煮会を兼ねての防災訓練ということをすることで、地域の繋がり等が強化されるのではないかとというようなご指摘でございました。やはり町内の訓練の状況を見てみますと今ご指摘があったとおり、やはり訓練自体を企画して運

営するというのが自主防災会の中でも、やはり少しハードルが高くなってきたのかな、やはり役員の皆さま方の負担が大きいのかなというようなことで、少し後ろ向きな自主防災会が増えているのかなというような印象があります。ただ、一方で今おっしゃられたような例えば芋煮会といったものとセットにすることで、楽しみながら訓練に参加していただけるような機会として活用している町内会も中にはあるようです。

ですので、我々厳しく飲食物の購入を制限しているわけではなくて、訓練に必要な物品、備蓄品ですとか食料品であればそれは補助の対象にしておりますので、ぜひご相談いただければなというように思っております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 備蓄品に対しても補助ということが出ました。災害があった場合、避難した場合、三川町でも非常用持ち出し袋を配っているわけでありますが、それを避難した場合、持参しなかったという昨年の例の報告があります。やはりせっかくここにもありますけれども、複数団体が製造販売している備蓄用の乾パンが入っております。こういうものの購入への補助の関係、そしてこれを非常用持ち出し袋に入れて持ってこなければ意味をなさないわけです。三川町の状態では先程答弁があったとおり、最初の備蓄は個人で行ってそれで対応するという考えですので、やはり非常用持ち出し袋にもものが入っていない、あるいは入っていても避難所に持ってこなければ意味をなさないという状況になりますので、その辺の徹底の方は、初期の避難の対応ですけれども、どう考えているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 本町では、非常用持ち出し袋を全世帯の方に配布しております。中身といたしましてはラジオですとか、非常用飲水用の袋、それから応急セットなどでございます。また、近年改定いたしましたハザードマップについても新規に転入された世帯については、そこの中に入れてお配りをさせていただいております。一方で、今議員がお持ちの食料品等につきましては、町全体としては流通備蓄、個人の方につきましては、防災ガイドブックなどを通じてそれから広報などを通じて個人としての備蓄をお願いして、それぞれのご家庭においてローリングストックという形での対応をお願いしているところでございます。今申し上げましたとおり、周知につきましては広報それから防災ガイドブックなどで行っているところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 持ち出し袋全世帯配布ということですが、最初配布したラジオ付懐中電灯等おそらく電池切れになっていると思われます。消防用の防犯ベルは、防犯ベルというよりは、消防団員が見回りながら、そろそろ期限ですよという指導を行っておりますけれども、個人の持ち出し袋もラジオ付懐中電灯の期限、あるいはせっかく入れた持ち出し袋に入れている食料品も賞味期限はあります。そういうこの確認の状況を啓発することが私は少なかつたと思われますが、今後の対応を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まずはラジオにつきましては、乾電池式ではなくて手回し

の発電式ですので、電池は要らないのかなとは思いますが、なお、定期的に確認などを行っていただければより安心なのかなと思います。また、食料品については非常用持ち出し袋に入れた形での配布はしておりませんで、主に消耗品としては救急セットということで絆創膏ですとかガーゼ、三角巾などが入っておるところでございます。こちら管理が適切に行われているかどうかというのは、各家庭から行っていただく必要がありますので、まず今後とも定期的な広報等による周知の方を行ってまいりたいと思いますし、特に昨年度のような大きな被害が町内でも発生した場合は、やはり防災意識も高まっている時期でもありますので、そういったタイミングを見た啓発活動も行ってまいりたいというように考えておるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 東日本大震災の後、私もホームセンターで手回しの充電式懐中電灯を買いましたけれども、使っていないとなかなか回してもすぐ、すぐというよりだいぶ、根性がなければつかないというような状況になります。どうしても被害を忘れてしまうと、定期的に手回しの状況は行いません。実際やってみますとそういう状況でありました。やはり、その辺の日頃からの先程の食料品の賞味期限と同時に、そういう機会であつてもいざという場合役に立たなかったということの恐れもありますので、今後それも呼び掛けてほしいと思います。

続きまして、時間あるときにまた戻りますけれども、三川町のかわまちづくり整備事業についてであります。答弁にあつたとおり、物価高等で費用が増大しているということでもあります。あの事業で造った施設が多くあるわけでもあります。船着き場等。この事業を上流の旧榎引町あたりですとそういう運動設備もそんなに三川町のような増水もなく心配ないわけですが、下流の三川町に来ますとあのような被害があります。船着き場には泥が堆積し、浚渫費も多額に必要となってくると思いますが、それらの事業もすべて三川町で費用負担、大災害を除いて、していかなければならないのか確認します。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） パルク赤川本体及び船着き場のお話もございましたけれども、申し訳ございません、船着き場につきましては、町の整備ではございませんで、これは国土交通省が設置したものでございます。これを地元自治体である本町が管理協定に基づきまして、管理協定を締結しまして、町が国土交通省に成り代わって管理をさせてもらうという形で対応しているところでもあります。したがって、基本的にはその管理委託の中で浚渫ですとか草刈りだとか、あとは日常管理的な部分、これについては町の方で対応するというそういった取り決めになってございます。

ただ、一方で船着き場に関しては、これはあくまでも国が設置したもので、町は管理を受けている立場ですので、例えば増水によって船着き場自体が大きく破損した、そういった場合につきましては、国土交通省と協議してとはなりますけれども、国土交通省の方で対応いただくものというように整理させていただいているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 船着き場の浚渫費は国で、増水して泥を浚渫しなければならない場合もその都度必要経費を認めているということではよろしいのかも一度確認したいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） あくまでも国の方で対応いただけるのは、その機能そのものが大きく損傷するような破損があった場合、例えば大規模水害において護岸ブロックとかそういったものが流出したとか、そういった場合につきましては国の方で対応いただくものというように考えておりますけれども、ただ単に泥が堆積して浚渫が必要になる、これについてはあくまでも自然現象の一環であって災害ではございませんので、これについては基本町の方で対応するというような形になります。

○議長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 私はそこを確認したかったわけでありまして。やはり増水により泥が堆積したりするのは事実であります。昨年の場合も赤川が藤島川のような状況にはなりませんでしたが、やはり泥が溜まるということはこれを船着き場として活用する場合、やはりその維持管理を町でしなければならないということになると思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） そのような整理になってございます。

○議長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 先程言ったとおり、上流の旧櫛引町、今鶴岡市ですけれども、旧櫛引町の設備は増水の心配は三川町よりはずっと低いわけです。ところが、上流でそうであっても、下流の三川町に来ると、あのパルク赤川等の敷地は増水で泥水が流れてくると、それをまた維持管理するには町が対応しなければならないということでもあります。

ここで町長に伺いますけれども、やはり最初の設備は国が補助事業で行いましたけれども、この維持管理につきましては大災害を除いた場合は町で維持管理をしなければならないということでもあります。これは毎年のように先程言った物価高騰もありますし、資材のあるいは人件費も上がっております。この事業が始まったころは線状降水帯というような言葉もなく、そんなに増水するというような認識も低かったと思いますけれども、そろそろこの事業の内容、維持管理するもの、そういうものを色分けして勇気ある決断が必要な時期に来ていると思いますが、町長の考えは。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 災害時に対します河川における管理、そして災害等のあった場合における国との様々な協議というようなことを行うべきというようなご指摘でもありますし、またやはり国と本町がその災害発生時の後の復旧等における管理負担というか、そういったことについても話し合うべきではないかということは私も十分そういう認識でいるところであります。以前においても、赤川の河川の増水によりまして農地また管理道路の部分についてのこの上流部からの漂着物、流下したごみが堆積したというときにおいても、やはり国の

管理部分、そして町がこの復旧のための対応をすべきというようなことがございました。

そういった部分についての現在の河川法の中においては、やはり国の管理すべき部分、また町が責任を持つ部分というのはあるわけですが、志田議員が指摘のとおり、今の現状からしますと非常に、とりわけ赤川の増水によるこの被害というものは非常に危惧されているところでありますので、毎年国土交通省酒田河川国道事務所との事業調整会議ということを開催しております。その中で、これからの志田議員の指摘のとおり、やはり河川管理においても先程の答弁でも申し上げましたが、本町においては本当に赤川の河道掘削、それからダム洪水調整ということでの非常に治水能力が高まっているということからすれば、他の直轄管理の河川等から見れば、本町におけるこの赤川の安全度は高まっているというように、私は常々、酒田河川国道事務所に対しての非常に有効であり、非常に効果の高い事業であるというようなことを申し上げているところでもありますので、そういった点についての今後の河川における増水時の災害等における責任の状況については、十分国の方にも話をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今、町長の言ったとおり、どうしてもハードものは維持管理費がかかるということでもあります。やはりこの部分は町で管理しなさい、維持しなさいというような話し合いになると大変それを私は危惧しております。このかわまちづくりのとき、私もこの席の一般質問で言いましたけれども、このとき私は言葉として身の丈に合った事業を行うべきだということを言った記憶もあります。やはり三川町の財政を考えれば、それなりのこれからは対応で縮小するものは縮小、川に親しむために必要なものは必要なものと分けをしていくべきと思われませんがどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 今いただきましたお言葉、身の丈に合った施設、これはまさに我々が念頭に置かなければならないお言葉だと私も認識しております。やはり、その施設を持つイコール将来、未来永劫ある限りは維持管理をしていかなければならないという宿命がございますけれども、ただ、パルク赤川、河川緑地公園につきましては、この公園という目的もさることながら、その河川の流下断面、要は河川の流下能力を維持するという、そういう機能的な部分、この機能が非常に重要ということで、国土交通省とも常々話をさせていただいております。

したがって、その使っていただくことはもちろん我々が積極的に展開していかなければならない一つの方策でもあるんですけども、それと同時に今の形を残し続ける、やはり以前、昨年度の一般質問でも私お話しさせていただいたかと思うんですけども、赤川の河川特性上、非常にあそこは水が滞りやすいというか、上流から流れてきた水があそこで青龍寺川と合流することによって、やはりそれまでの断面よりも更に大きな断面が必要になるという、そういった地勢的なものがございます。

したがって、青龍寺川よりも下流側、ああいったようにグラウンドを整備するなりして、できるだけ断面を、水が流れるエリアを確保するというようなことを実施しております。

ので、まずはその河川の機能を維持するという一番の安全安心の中のその安全の部分、この部分をできるだけ担保し得るように今の形は維持し続けていくということをまずは念頭に、更に皆さまから積極的に、多くの皆さまからお使いいただくところを、それも念頭に置きながらも、身の丈に合った施設、維持管理というのを引き続き考えていきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 続きまして、住民の通勤通学の交通確保についてであります。我々小学生、中学生との議場懇談会をこの場で行っておりますけれども、中学生からはおそらく高校へ進学した場合の心配で質問や提言があったと私は認識しておりますが、どうして三川町に鉄道がない、駅がないという純粋な質問があります。今核家族化になって、自分が鶴岡市、酒田市の高校に通うとなった場合、送り迎えする人もいない、特にクラブを行えばまた時間が遅くなる、やはりそういうことも頭の中であって、この議場懇談会で議員に質問が来たと私は認識しております。

やはり三川町に住民を呼び込む事業活動はある面では行っておりますけれども、その住民が不安になるようなことでは、三川町に住んでくださいと言ってもなかなか大変と思いますので、その辺の対応を絡めて交通手段を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 現在の町の状況も踏まえて少しお話をさせていただきますが、公共交通システムがその地域の公共交通と認定されるためには、地域、行政、住民、業者のほか国やその地域の交通関係者との合意が必要となります。現在、町外との交通接続については、庄内交通の路線バスがあり、町内はその支線としてデマンドタクシーがカバーしているという状況でございます。

先程町長答弁にもございましたが、現在デマンドタクシーはその通勤通学の時間帯にはどうしてもその時間帯をカバーできる運行状況にはなっておりません。それに関しましては今の運転手の不足、そういった状況も踏まえまして、こういう状況になっております。それを打開するために、本町では複数の事業者に声を掛けまして、その時間帯をカバーできるかどうか、今後検討したいというように考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今の答弁でも触れていましたけれども、今タクシーでも運転手が不足しておって夜何時以降はタクシーの受け付けはしませんという会社もあります。やはりそれらを考えますとこの庄内において、例えば遊佐町においては駅が三つもある、そして庄内町はもっと、今陸羽西線が休んでいるところはありますけれども、それでも複数駅があるということで、その地域から鶴岡市、酒田市への通勤等はできるわけですが、今言ったとおり三川町の場合、庄内交通の公共交通を使わなければ通勤通学ができないという現状があります。そういう点も踏まえまして、今タクシーは午前9時から午後4時までとなれば、当然通勤通学の対応ができないわけでありまして、様々な企業等に話し掛けているということですが、どのようなアイデアでお願いしているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） どういうアイデアといいますか、空白となっている時間帯の運行ができないかどうかというところを複数の業者でカバーするために様々な業者に声を掛けまして、その時間帯をカバーできないか、そういった運転手を確保できるかどうか、そういったところをお願いして、まず今のところ、そういった業者を模索しているという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはり新住民をはじめ従来住んでいる人も核家族化になって、若い世代だけになっているという、先程言った例もありますので、こういう住民、通勤している人、そして地域を担う若い人たちが不安になるような状況を招いてはいけないと思いますので、その対応を十分尽くしてほしいと思います。

最後に先程の防災対策で時間があつたらと思っておりましたけれども、庄内平野東縁断層帯がありますけれども、この認識が松山から藤島にかけてあるわけですがけれども、東山に、その認識が住民にないと、私は不足していると思います。山形大学の先生は第一人者でもあります。正直な話、話が難しく、解釈する場合がありますけれども、やはりそういう講師等を招いて住民に啓発、啓蒙活動をする考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 庄内平野東縁断層帯におきましては想定される震度が町内で、最大震度で 6.3、町全域で震度 6 強というような想定がされているということで、非常に大きな災害が起きるのではないかなということで考えております。そういったことから今年度に関しましては我々危機管理の職員が町内会の要望に応じてお話、講演という形でお話もさせていただいておりますし、また県の防災アドバイザーの派遣の窓口として要望があつた場合には派遣もさせていただいております。現時点ではこういった形でございますが、先には防災専門員というような形での職員配置もしておりましたので、そういった方の活用もできないかも含めまして、改めて今後検討してまいりたいなというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） これで質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、1番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前 10 時 30 分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前 10 時 50 分)

日程第 2、議第 36 号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 36 号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、部分休業の取得形態の多様化等に対応するため、本条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、一つ目の「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠、出産等について申し出をした職員等に対する意向確認や、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度等の情報提供等を行うものであります。

二つ目の「三川町職員の育児休業等に関する条例」につきましては、育児のために勤務をしないことが認められている「部分休業」について、これまでの1日2時間の取得が可能だった部分休業を「第1号部分休業」とし、今回新たに措置された「第2号部分休業」において、1年に10日相当の時間数の範囲内において、1日当たりの時間数に上限なく部分休業できることを追加し、職員が選択できるなど拡充を図るものであります。

なお、参考資料として配布しております新旧対照表については、所管の総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） 所管の課長より説明を求めます。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

フォルダの中の、「条例設定・制定新旧対照表」のファイルを選択し、15ページをご覧くださいと思います。

「第1条関係三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の新旧対照表の中で、中段にございます第18条の2「妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等」についてであります。妊娠や出産の申出をした職員が、仕事と育児との両立に資する「出生時両立支援制度等」について、意向確認と利用しやすい勤務環境の整備について追加いたすものであります。

次に、16ページ、3歳に満たない子を養育する職員に対し、子の心身の状況または育児に関する家庭状況から、仕事と家庭との両立に支障があると想定される職員への配慮について追加いたすものであります。

続いて、17ページ、「三川町職員の育児休業等に関する条例」の新旧対照表の中で、現行の第20条に定められております育児のために勤務をしないことが認められている「部分休業」について、これまでの部分休業を「第1号部分休業」といたしまして、18ページにあります「第2号部分休業」を追加するものであります。現行制度上では、1日に2時間の範囲内で取得できた「第1号部分休業」に加えて、「第2号部分休業」を1年に10日相当時間数の範囲内で取得できるよう追加いたすものであります。

以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） これから、質疑を行います。

3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） まず議案書の提案理由に述べられております部分休業の取得形態

の多様化と述べておりますが、こういった多様化について少し具体例を示しながら説明を求めたいと思います。また、この部分休業と同類のないいわゆる育児の短時間勤務、こうした制度の活用、取得状況は一体本町はどのようになっているのか説明願います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） まずご質問がございました1点目の部分休業の多様化についてでございます。第1号の部分休業ということで、第1号部分休業というのは先程も説明をいたしましたとおり、今までの部分休業と同じものでございますが、1日のうち2時間の範囲内で取得が可能というのが第1号部分休業でございます。第2号部分休業というのは、勤務時間掛けるの10日間ということでの時間というようになりますので、まず77時間と30分ということでの勤務というように正職員の場合はなります。その中で、例えば1日フルに短時間での部分休業を取得するということが、この第2号部分休業では可能となるというようになります。

例えば、例に出して申し上げますと保育園等の送りをしなければならないとかいう場合に、朝の時間帯とか夕方の時間帯にそれぞれ部分休業をとるというものであれば、時間的には今までの部分休業である第1号部分休業での該当になるかと思いますが、子どもが例えば病気をしたとかそういう場合に、少し時間を長めにとらなければならないといったような形態のときには、第2号部分休業での取得が可能となるといったようなことで、本人の選択ができるというのが、今回の改正の主な部分でございます。

また、三川町として育児時間の短時間勤務の状況についてでございますが、それぞれこの部分休業というのは三川町では今現在取得している職員はおりません。別の形態での有給と申しますか、それぞれ育児時間としての取得をしている職員はおりますけれども、この部分休業に関しましては無給の休業というようになりますので、これを取得している職員は今のところはいないところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 部分休業については無給ということでございます。勤務時間を短縮された場合の給料、それからまたボーナス、そして期末手当、勤勉手当についてのこの育児短時間勤務とそれから部分休業との違いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいまのご質問でございました中身につきまして、すみません、詳細なところの資料が手元にございませんで申し訳ございませんけれども、詳細なところがまだ不明でございまして、大変申し訳ございません。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 部分休業については無給というお話でしたが、この育児短時間勤務についてはそれも同様に無給になるのか、それとも有給であって期末手当、勤務手当にも影響しないのか、その辺のこの大雑把な点でよろしいですから、お分かりでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 部分休業ではなくて、育児時間の短時間勤務の方であれば給与

等についての反映は問題がございません。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） この部分休業に関しまして取得する際の手続、どのような形で手続することによって部分休業ができるようになるのか。例えばですが、先程の説明ですと送迎等で部分休業等が考えられると想定されるというような説明でありましたが、急遽迎えに行かなければならない等の事案に対して、即日に対応できるものなのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 部分休業につきましては、即日に対応というような形での取得というのは、基本的には考えていないところでございまして、まず基本的には4月から3月までの勤務形態の中で事前の段階で申し出をし、この部分休業等を取得するということを申し出るとというのが基本的な考え方でございます。ただし、年度内でも何らかの事情によってそういった部分休業を取得しなければならないというように決定が変わった場合につきましては取得も可能であるというようになっております。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 事前に申請が、申し出が必要だということであれば、送迎等の想定を説明されておりましたけれども、到底この時間では足りないのかなというように思っています。主な目的といいますかこの部分休業を導入する目的としては、こういったところが必要になって導入されるのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。例えばこの取得で生じた業務に関しては、庁舎内でどのような形で、他の方が回していくのか、そういった業務に対する影響、対応に関して再度質問させていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 送迎等での取得であれば、先程の第1号部分休業の取得が可能でございますので、これでしたら1日2時間の範囲内であれば、年間を通しての取得が可能でございます。ただ、その一時的にと申しますか、入院をしたとか何か家庭のそれぞれの事情によって、2時間を超えての休業を取得しなければならないといったような状況が発生したときには、第2号部分休業を選択するということができるということでの内容でございますので、それについてまずご理解をいただきたいと思います。

あと業務につきましては、今現在いる職員の中でその部分休業を取得するといった場合につきましても、基本的には課内での調整であったり、必要に応じてやはり会計年度任用職員等を配置するといった場合も想定される場合もございまして、まず基本的には課内での業務調整の中で対応するといったような考え方で考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第36号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、議第37号「消防積載車購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第37号「消防積載車購入契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月25日、消防積載車購入に係る指名競争入札を行い、指名5業者による入札の結果、株式会社大滝商会が764万5,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 所管課長より説明を求めます。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 去る4月25日に執行いたしました消防積載車購入に係る入札執行状況等につきましてご報告を申し上げます。本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町で車両及び消防防災機器取扱業者5者を指名し、入札を執行いたしました。予定価格につきましては、税抜き価格720万円で設定をし、入札執行の結果、1回目で株式会社大滝商会が695万円、税込み価格764万5,000円で落札いたしましたものであります。なお、納入期限につきましては、令和8年3月19日までといたしております。以上であります。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今の積載車はどの班に配備されるのかお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 今回購入する積載車につきましては、第3分団第1部第2班対馬桜木を予定しております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 私、今三川町の財産総括表を手前に持っていますが、各それぞれの

町内会がお持ちの消防自動車、それから積載車ございますけれども、27町内会の中でもこの四つの町内会がどのポンプ車に所属されているのかこの総括表の中では少し分かりませんでした。この辺のことを少しお聞きしますけれども、また町としてこれからのいわゆるこうした消防ポンプ車、積載車についての更新計画みたいなものはお持ちなのかどうか。そしてまた、中期的な財政計画の中でしっかりとそれは打ち込んでいるのかどうかお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 小型動力ポンプ積載車、ポンプ車の更新計画については、私どもの方で策定をしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 財政計画の方につきましては、備品等の購入に関しまして消防積載車の方等の購入につきましては、基本的には更新計画に則った形での反映が基本的になっているものというように理解をしております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 先程も言いましたけれども、四つの町内会がどのポンプ車とタグを組んでいるかそこがよく分からない総括表だと。いわゆる言ってみれば土橋町内会、落合町内会、尾花町内会、袖東町町内会、これは積載車、ポンプ車どこに一緒に入っているというように思えばよろしいのか。土橋町内会はどの消防車を管理していくのか。そこは少しこの表では分かりません。この辺少し説明してください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいま名前が上がりました町内会につきましては、小型動力ポンプのみを配置しておりまして、実際には例えば火災が発生した場合ですとか、訓練会場には軽トラックを借り上げて、そこに乗せていく形での対応になっておりますので軽積載車、積載車等は配置していないというところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 予算説明書の方に載っています財産の一覧表の中で、消防等の自動車等の配置、配置と申しますか、町の方で管理している消防車等については一覧の方に記載になっているものでございますが、記載の方法として各町内会等にわたる部分で、どの町内会に反映になるかというところが記載されていないというようなご指摘かというように思います。中身の方につきましても、まだ少し私もすべて確認ができていないところでございますけれども、その辺の反映につきましては、今後の予算説明書等の作成の段階におきまして、所管課の方と調整を図ってまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第37号「消防積載車購入契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「消防積載車購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第4から日程第13まで以上10件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第13、以上10件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第4、議第38号から、日程第13、議第47号まで以上10件の「三川町農業委員会委員の任命」の件を一括議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（町野昌弘議員） 職員に議案を朗読させます。

なお、この際、本件は一括議題としてすべて「三川町農業委員会委員の任命について」でありますので、朗読は順番に議案番号、住所、氏名、生年月日のみの朗読とします。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員） 本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第38号から議第47号の「三川町農業委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員会委員全員が、本年8月をもって任期満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律並びに三川町農業委員会の委員の定数に関する条例により、10名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

まず、今回ご提案いたしております委員のうち、議第38号から議第42号までの5人につきましては、現在も農業委員会委員の職にある方です。

初めに、議第38号 五十嵐 晃樹氏につきましては、青山町内会において農業法人を経営し、農業に従事されている方です。

次に、議第39号 黒田 暢氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第40号 石栗 聡氏につきましても、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第41号 大川 里美氏につきましては、上町町内会において農業に従事され、この3月まで本町の指導農業者としてもご活躍された方です。

次に、議第42号 齋藤 学氏につきましては、落合町内会において、農業に従事されて

いる、認定農業者の方であります。

続いてご提案いたします委員、議第43号から議第47号までの5人につきましては、今回新たに任命いたしたく、ご提案申し上げます方です。

まず、議第43号 大沼 隆一氏につきましては、東沼町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

次に、議第44号 松田 潤氏につきましては、成田新田町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

次に、議第45号 菅原 義弘氏につきましては、対馬町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

次に、議第46号 佐藤 裕一氏につきましては、青山町内会において農業に従事されている方であり、現在、庄内赤川土地改良区の理事もなされております。

最後に、議第47号 五十嵐 有紀子氏についてであります。「農業委員会等に関する法律」第8条第6項の規定により、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の公平かつ公正な判断を確保するために、農業分野以外の方の意見を反映させる役割を持つ委員、いわゆる「中立委員」を含めることになっております。五十嵐氏につきましては、農業への従事経験はございませんが、農業に対する関心が高く、地域との繋がりを通して、非農家の視点に立った意見を申し上げることができる方であり、本町農業の維持発展に貢献できるものと期待されるところであります。

以上10名は、農業委員会委員として最適任者であることから、何卒、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 1点確認をさせていただきたいと思います。議第47号でありますけれども、ただいまの提案理由の説明の中で第8条第6項の規定により、中立委員の方を要するというような説明でありました。大変不勉強で申し訳ありませんが、この第8条第6項に関しましては規定されているのはいつから規定されている事案で、今回この中立委員を擁立するというように至った経緯、可能な範囲で説明させていただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原農業委員会事務局長。

○説明員（菅原 勲農業委員会事務局長） 中立委員がいつからということでありましてけれども、すみません、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、少しいつからというところ、お答えができません。すみません。申し訳ございません。

中立委員を含めるという件につきましては、現在、本町におきましては中立委員がいないというような状況になってございます。その中で法律上、中立委員を設けなさいというようなことが明記されていることもありまして、利害関係を有しない方を選任させていただくものでございます。以上でございます。

- 議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。
- 6番（佐久間千佳議員） その中立委員の要綱に関しての期限といえますか、いつからというのが分からないという説明でありましたが、今まで擁立していなかったといえますか、こういった推薦されていなかった理由、今回法律に則って入れるというように判断をした理由、そちらの方の説明をいただきたいと思います。その法律、第8条第6項詳しく分かりませんが、例えば中立委員がこの農業委員会のうちに何%必要だとかといったそういったような規定があるのかどうか、再度説明を求めます。
- 議長（町野昌弘議員） 菅原農業委員会事務局長。
- 説明員（菅原 勲農業委員会事務局長） 中立委員を入れるというように判断した理由ということでございますが、中立委員につきましては国の方から求められているものでありまして、農地の権利移動や利用の調整に関しての決定について、利害関係を持たない方を入れることになっておりまして、実際に農業委員のほとんどが農業者であるということで、全く農業に従事されない方の意見を盛り込むという観点から、公正かつ適正な判断を行うために中立委員を設けたものでございます。
- 中立委員を実際に入れることになりまして、農業の経験のあるなしに関わらず、全く関係ない方が中立委員になることで、むしろ農業委員が農業委員会に加わることで、農業以外の視点からの意見を反映して公平な運営ができるものと考えていたところでございます。
- 割合につきましては、特に定めはございませんが、できる限り利害関係を有しない方を設けるということになっています。以上です。
- 議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。
- 6番（佐久間千佳議員） 個人の中身までは触れませんが、再度、今回この中立委員を入れるとした判断を説明いただきたいと思います。前回は入れないという判断をしたのか、それとも前回からもう中立委員の擁立を検討されていたけれども、今回入れることができたのか、その辺に関しまして再度お伺いしたいと思いますし、事前に説明がなかったのか、これ以上は踏み込みませんがなかなかこれだけの説明を聞いて承認に向かうということが難しい案件ではないのかなというように思いましたけれども、まずその中立委員に関しまして再度これまでの経緯も含めて説明を求めます。
- 議長（町野昌弘議員） 菅原農業委員会事務局長。
- 説明員（菅原 勲農業委員会事務局長） 農業委員会でこの中立委員を入れるというようにしたものにつきましては、前回も中立委員の方を募集したところでございますが、実際には利害関係のない方からの応募がなかったということでありましたが、今回は公募したところ農業に従事されていない方からの応募があったということで、中立委員の方を候補者として選任することができたということになります。
- 議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。
- 1番（志田徳久議員） 今中立委員を選ぶということの場合、我々分からないわけですが、例えば会社関係で不動産をやっているとか、そういう会社というテーマで調査し、中立委員としているのか伺います。

- 議長（町野昌弘議員） 菅原農業委員会事務局長。
- 説明員（菅原 勲農業委員会事務局長） 農業委員の候補者の選定につきましては、本人からの申し出に基づきまして実際に判断し、場合によっては面接を行うなどして判断しているところでございます。以上です。
- 議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。
この際討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。
したがって、直ちに採決いたします。
ただいま、上程案件10件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。
- 議長（町野昌弘議員） 初めに、議第38号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。
お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立 9 名 不起立 0 名)
- 議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第38号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（町野昌弘議員） 次に議第39号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。
お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立 9 名 不起立 0 名)
- 議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第39号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（町野昌弘議員） 次に議第40号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。
お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立 9 名 不起立 0 名)
- 議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第40号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（町野昌弘議員） 次に議第41号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。
お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立 9 名 不起立 0 名)
- 議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第41号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（町野昌弘議員） 次に議第42号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。
お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立 9 名 不起立 0 名)
- 議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第42号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（町野昌弘議員） 次に議第43号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に議第44号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に議第45号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に議第46号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に議第47号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立多数であります。したがって、議第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 庄司正廣農業委員会会長より挨拶の申し出が議長にありましたので、許可したいと思います。

庄司農業委員会会長、登壇願います。

○農業委員会会長(庄司正廣農業委員会会長) 任期はまだ2ヵ月もありますが、この度の改選で退任いたします。この議場に出席するのは最後となります。この場に出席をして、様々なことを学ぶことができました。また、皆さんにおかれましても、町政発展のため、これからも頑張りたいと思います。長い間、どうもありがとうございました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第14、議第48号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第48号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追

加いたしまして、補正後の予算総額を55億1,527万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費の参議院議員通常選挙費における報酬の追加補正であります。次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、16款県支出金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員）これから質疑を行います。

2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員）極めて基本的な質問で恐縮なんです。次の議第49号、この条例改正が議決されることを前提にしての補正予算というように拝見しているところであります。よく言われる予算先議というように、先に予算を議決した後でそれに関する条例等の議案を審議すべきというような考え方はあるわけですが、当初予算というようにあることであれば、当然当初予算の審議を先に行って関係する事業内容についての審議を行うというような原理原則は理解しているつもりなんです。こと今回の案件につきましては、条例改正が前提になる補正予算というようにことからすると、本来議案の提出順番が逆なのではなかったかというように考えられるところでありまして、この点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（町野昌弘議員）中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長）ご質問がございました条例改正に伴いましての補正予算の議決を順番として逆にすべきではないかというご意見かと思いますが、これまでも予算先議という考え方のもとに、これまでも上程してきた経緯もございますので、それを今回も踏襲をさせていただいたというものでございます。

○議長（町野昌弘議員）以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員）これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員）討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員）以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員）これから議第48号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員）起立全員であります。したがって、議第48号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員）日程第15、議第49号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長）ただいま上程されました議第49号「三川町特別職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬額の改定等のため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

今回の改正内容につきましては、最近における物価変動及び選挙等の執行状況を考慮し、その円滑な執行を図るため、選挙長等の報酬額を法改正に併せて改正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第49号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第49号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和7年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前11時42分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和7年6月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番